

国立国語研究所学術情報リポジトリ

独立行政法人国立国語研究所平成19年度事業報告書

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-01-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://repository.ninjal.ac.jp/records/3096

事業報告書

平成 19 年度

2007



独立行政法人
国立国語研究所

はじめに

国立国語研究所は昭和23年に設置され、平成13年4月に独立行政法人制度に移行しました。

独立行政法人は、独立行政法人通則法第32条により、各事業年度における業務の実績について、所管府省におかれた評価委員会の評価を受けることとされ、また、同法第38条により、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書を添えることとされています。

本書はここに規定された事業報告書として、研究所の第2期中期計画第2年次即ち平成19年度における事業の実績についてまとめたものです。

研究所の平成19年度のすべての仕事を中期計画に沿って17の業務に区分し、事業概要、進捗^{ちよく}状況、成果報告書等の作成状況など、なるべく統一された視点からそれぞれの業務について明らかにするよう努めました。

この事業報告書により、研究所の事業をより広く知っていただくことができ、研究所への御理解と御支援を賜る一助となれば幸いです。

平成20年6月

独立行政法人 国立国語研究所長

杉 戸 清 樹

独立行政法人国立国語研究所 平成19年度事業報告書 目次

※目次中の枠内は、中期目標、中期計画の項目に対応

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	9
(1) 研究所の概要	
(2) 研究所の所在地	
(3) 資本金の状況	
(4) 役員の状況	
(5) 常勤職員の状況	
3. 財務諸表（要約）	12
4. 財務情報	15
(1) 財務諸表の概況	
(2) 施設等投資の状況	
(3) 予算・決算の概況	
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	
5. 事業の説明	19
(1) 財源構造	
(2) 事業説明（付：各事業の財務データ）	

第2期中期目標の序文等

I 提供サービス・業務の質向上に関する措置

1 国語の記録・保存及び実態把握、国語施策への貢献等

(1) 基幹的な調査研究の実施

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

1. 現代日本語書き言葉コーパスの構築等	23
----------------------	----

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

2. 国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究 32

③ 研究成果の活用による日本語像の提案

3. 研究成果の活用による日本語像の提案 39

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

4. 文化審議会の審議課題に関する調査研究 45

5. 電子政府のための調査研究 47

2 日本語教育に関する情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

6. 日本語教育情報資料の作成・提供 51

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

7. 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及 58

3 情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

8. 調査研究成果の公表 63

9. 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施 70

10. 電話質問への対応 79

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

11. 情報・データの収集・作成 81

12. 情報の集積・提供システムの整備・改善 87

4 内外関係機関との連携協力

13. 研究者の受入及び派遣等 89

14. 国際シンポジウムの開催 92

15. 連携大学院への参画 94

Ⅱ 業務運営の効率化措置等

16. 業務運営の効率化措置	101
17. 予算・資金計画・収支計画	108

科学研究費補助金による研究の実施状況	111
--------------------	-----

資 料

独立行政法人通則法	137
独立行政法人国立国語研究所法	154
独立行政法人国立国語研究所に関する省令	162
独立行政法人国立国語研究所業務方法書	165
独立行政法人国立国語研究所の中期目標(平成18年度～22年度)	167
独立行政法人国立国語研究所の中期計画(平成18年度～22年度)	171
平成19年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画	182
役職員	192
予算・建物・土地	193

1. 国民の皆様へ

(1) はじめに

国立国語研究所は、昭和23年に設立され、国語及び国民の言語生活、外国人への日本語教育に関する科学的調査研究を行い、その成果を基盤として国の国語政策と国民の言語生活の向上に寄与することを目的とした活動を継続しています。平成18年度から、当研究所は独立行政法人として、第2期中期目標（中期計画）期間に入りました。

今期中期計画は、平成17年度末に中期目標期間が終了する法人に対する総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘、また勧告の方向性を踏まえた文部科学大臣の見直し案の決定を受け、将来の研究所の姿を模索し、見直しを具体化するために策定したものです。

この過程で、当研究所の責務が、国民の言語生活の向上と外国人への日本語教育の振興に寄与することにあると改めて確認いたしました。そして、そのための確かな基盤とすべき科学的な調査研究の成果を継続して蓄積し、発信することを目指した新中期計画を立て、平成18年4月から着手しました。

平成19年度は、今期中期計画期間の第2年次に当たります。後述のとおり、中期計画に掲げた各種の研究・事業及び運営管理について、それぞれの計画目標を達成することを目指して着実に推進しました。

(2) 研究・事業

① 国語の調査研究

国語の調査研究は、中期目標・中期計画に示されるとおり、国語の記録・保存及び実態把握を確実に行うとともに、それに基づいて国語の問題点や課題等を明らかにし、関連する具体的な提案等を行うほか、国語政策の企画立案や文化審議会の審議に資する基礎資料を提供することを目的としています。そのため、今期の計画では、中・長期的な視野に立って実施する「基幹的調査研究」として3件、その時々での短期的な課題を対象とする「喫緊課題対応型調査研究」として2件、合わせて5件の課題を実施することとしました。

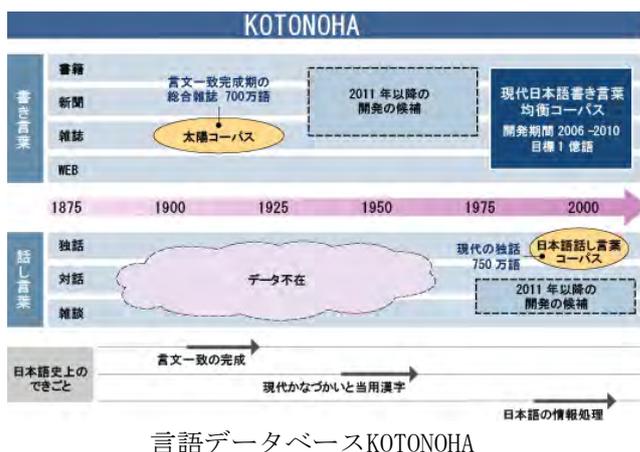
具体的には、「基幹的調査研究」では、研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」及び研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」の2件を実施し、それを踏まえて「研究成果の活用による日本語像の提案」に向けての研究を行っています。また、「喫緊課題対応型調査研究」では、「文化審議会の審議課題に関する調査研究」、「電子政府のための調査研究」の2件を行っています。中期計画第2年次に当たる本年度の各課題の実施状況は、概略以下のとおりです。

【基幹的調査研究】

ア 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

国語を確実に記録・保存すると同時に、今後の日本語研究の重要な基盤となる、大規模かつ高精度なデータベース(『現代日本語書き言葉均衡コーパス』)の開発・構築を行っています。時期を同じくして採択された文部科学省科学研究費特定領域研究「日本語コーパス」(平成18年度～22年度の5年計画)との相互補完的な関係の中で、より一層充実した大規模データベースを構築すべく事業を推進しています。

本年度は、既に策定した全体計画に基づき、収録するテキストのサンプリングと電子化、形態素解析システムの整備拡充など、具体的な構築の各段階における作業を順調に進めるとともに、データ公開に必要な著作権処理の交渉をさらに進め、法人のみならず個人著作権者からの許諾件数を大きく伸ばしました。また、当該データベースを活用するための研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための研究を進め、公開可能となったサンプルを用いて、全文検索の試験公開を行うホームページを開設しました。成果物として、コーパス構築に関する基本的な情報をまとめた「内部報告書」を4冊作成しました(前年度と合わせて計6冊となります)。



言語データベースKOTONOHA

全文検索試験公開サイト

イ 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

国語の実態把握を多面的に行うために、次の3つの小課題に分けて実施しました。

- (ア)「敬語・敬意表現に関する経年調査」については、愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の様相をほぼ20年間隔で経年的に明らかにすることを目的とした第3次の調査を企画しました。新たに文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(A)の交付を受け、研究組織を3班構成とするなど態勢の再整備を行い、各班で予備調査、本調査を実施しました。
- (イ)「全国規模の「ことば」情報の収集・分析」については、各地の中核的研究者から構成される全国方言調査委員会において、調査研究の内容・方法について引き続き検討するとともに、過去の調査対象項目のデータベース化を進めました。また、全国方言調査委員の協力を得て、各地の情報を得るためのメール調査を試験的に実施しました。

(ウ)「中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査」については、国立国語研究所が過去に実施した言語生活調査の調査項目を基盤として、2つの全国調査（「方言と標準語の使い分け意識に関する調査」「住民の日々の言語活動に関する意識調査」）を、全国の住民約2,000人を対象に実施しました。

ウ 研究成果の活用による日本語像の提案

前年度に行った準備的検討を踏まえ、医療の分野を対象として「病院の言葉を分かりやすくする提案」（仮称）を行うために、「病院の言葉」委員会を組織し、提案のための検討をさらに進めて、次年度中に具体的な提案を行う見通しを立てました。また、構築中の「大規模汎用日本語データベース」も活用して、委員会の検討に必要な資料を整備・提供しました。

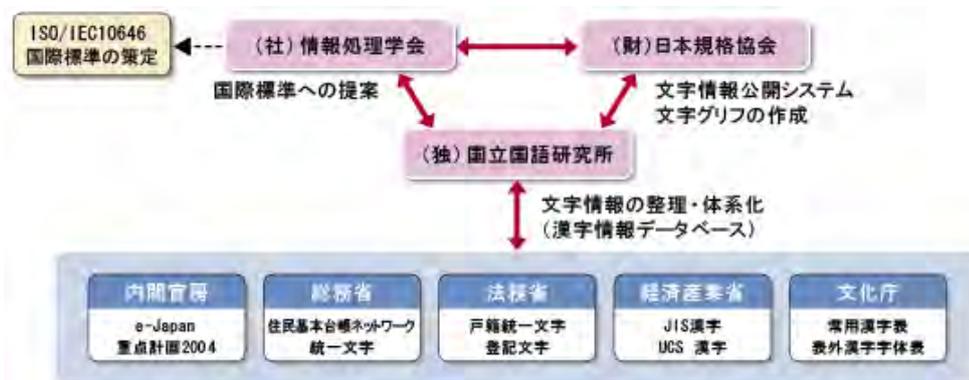
【喫緊課題対応型調査研究】

ア 文化審議会の審議課題に関する調査研究

文化庁文化部国語課と連絡を取りながら、文化審議会国語分科会で審議中の「常用漢字表の見直し」に資する資料を作成するため、新たに行政白書を対象とした漢字の使用実態調査を実施しました。また、既に審議された「国語力」に関して、全国規模の意識調査の結果に基づき、教育関係機関への情報提供を行いました。

イ 電子政府のための調査研究

電子政府構築事業の一環として、経済産業省からの委託を受け、国立国語研究所、社団法人情報処理学会、財団法人日本規格協会の3者が連合体で実施する「汎用電子情報交換環境整備プログラム」は第2期(平成18年度～20年度)の第2年次に当たります。前年度に引き続き、法務省の登記事務の電子化に必要な「登記固有文字」を対象として、新たに実施した学術的調査研究を踏まえながら、第1期(平成14年度～17年度)に整理・体系化を行った「文字情報データベース」を拡充しました。また、研究の成果報告書をまとめ経済産業省に提出しました。

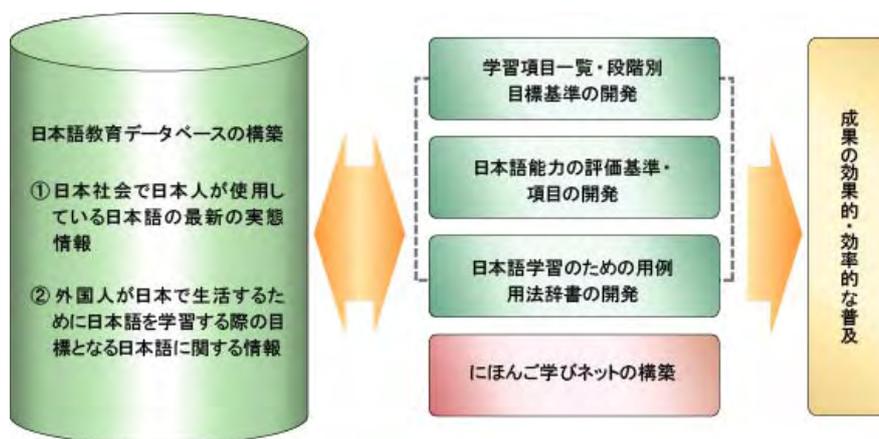


「汎用電子情報交換環境整備プログラム」実施体制

② 日本語教育の調査研究

第2期中期計画では、「生活言語としての日本語」を柱として、これを教育・学習するために必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標としています。人口50万人以上の政令都市4つ分以上の数に匹敵する外国人が在住している日本社会では、日本語を使ったコミュニケーションにおいても様々な形態と課題が見られます。前年度に行った実態把握と問題点の整理を踏まえ、今年度は、次年度に行う本格的な調査、開発や情報発信に向けて、試行、実験、仮説の検討、提示などを行う時期と位置付け、「日本語教育情報資料の作成・提供」として下記のア、イ、ウ、「日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及」として下記のエ、オ、カの枠組みで、それぞれの活動を行いました。

活動を進めるに当たり、所外の専門家を交えた言語教育データベース研究会やコミュニケーション能力研究会の活動を進めるとともに、成果の普及・発表として、成果普及セミナー、国立国語研究所の公開研究発表会を開催しました。日本語教育データに関しては、インターネット上のWebサイト「日本語教育ネットワーク」(<http://www.kokken.go.jp/nihongo>)の充実を図りつつ、順次発信を始めました。また、各プロジェクトは、各活動の進捗状況、得られた成果をWebサイトから発信しています。



日本語教育研究プロジェクト関係図

ア 学習項目一覧・段階別目標基準の開発

国内外の移民等に対する自国語教育内容の比較対照や国内刊行の初級総合教科書(12種)の分析などを行い、外国人が日本で生活する上で遭遇するコミュニケーション場面のリスト化を行いました。また、平成20年度に実施する大規模な目標言語使用調査及びニーズ調査に向けて予備調査を行いました。

イ 日本語学習のための用例用法辞書の開発

用例用法辞書の基本設計に関する検討を継続しました。特に、日本語学習者に必要とされる辞書情報の整理を行いました。

また、「意味・使用上のまとまりとなる単位を見出しとする」という基本方針のもとで、ある表現を「独立の見出し項目」として立てるか、「独立の見出しに從属する用法」として立てるかを決定する原則について、学習者にとっての有用性や利便性の観点から具体的な検討を行いました。

ウ 日本語能力の評価基準・項目の開発

日本語学習者の書いた文章を評価する過程を分析し、「評価プロセスモデル」試案を作成しました。また、日常生活の場で必要となるような作文課題に沿った日本語学習者の作文データの収集を行いました。さらに、現有の作文データを日本語教師、ボランティア日本語指導者、小中学校の教員、一般日本人の4種類の立場の方々に添削してもらい、そのデータに対する分析を開始しました。

エ 日本語教育データベースの構築

Webサイト「日本語教育ネットワーク」の運用と充実のため、デザインの変更、既存データの電子化、外部研究者が作成した会話データベースの改変、OPI（アメリカの口頭能力測定方式）会話データの収集、日本語教育用基本語彙6種のデータベース化などを進め、新規・既存のデータの公開準備を行いました。また、諸外国の言語教育データベース等の追加調査を実施しました。



擬音語・擬態語・擬声語の情報提供Webページ例

オ にほんご学びネットの構築

「にほんご学びネット」は、インターネットを通じて日本語学習者が自学自習し、その能力の診断を行うことができるような仕組みですが、平成19年度は、プログラムの仕様の検討、問題提示用テレビ会議システムの試験提供、判定用辞書のデータ作成方針の検討、日本語の正用・誤用のデータの収集と整理を行いました。併せて語彙力測定のための問題の妥当性の検討、実験プログラムの作成、音声データを使った人による採点と機械による採点の比較と判断基準の枠組み策定の検討、などを行いました。

カ 成果の普及

成果普及セミナー「生活者にとって必要な『ことば』を考える」（中核的日本語教育機関の関係者対象）、国立国語研究所公開研究発表会を開催し、成果の公開を行い

ました。また、『日本語教育年鑑2007年版』及び『日本語教育論集』第24号を刊行するとともに、このほか3件の刊行準備等を終わりました。

Webサイト「日本語教育ネットワーク」の平成19年度のアクセス件数は、32,110件でした。アクセスの状況やどのように利用されているかを分析し、提供物の整備や発信方法について具体的な検討を進めました。

(3) 情報の発信

国立国語研究所の調査研究の成果、日本語・日本語研究・日本語教育に関する資料・情報、研究活動・研究成果の普及資料等の効果的かつ効率的な情報発信に努め、刊行物、インターネット、フォーラム等の開催などの適切な手段により発信しました。

調査研究成果の公表に関しては、引き続き所員の研究発表活動の一層の活性化を奨励するとともに、専門家を対象とした公開研究発表会（「生活日本語の学習をめぐって－文化・言語の違いを超えるために－」）の開催や日本語研究、日本語教育の発展に寄与する査読付き論文誌として、『日本語科学』、『日本語教育論集』の2誌を編集刊行するなど、成果公表に努めました。

また、研究所の調査研究の成果を効果的かつ効率的に普及広報するため、異なった特徴を持つメディア相互の連携を円滑化し得るよう体制を整備し、これら普及・広報媒体を複合的・総合的に活用しました。成果普及図書としては、『新「ことば」シリーズ』を刊行し、一般向け講演会「ことば」フォーラムでは、「ことば」ビデオと連携したテーマで企画開催するとともに、これまでのフォーラムの当日記録・配布資料、広報紙をWebページで公開しました。このように、普及書、講演会、ビデオ、インターネット等の複合的活用を図りつつ、総合的に普及広報を実施しました。

電話等により、国民の皆様から研究所に寄せられる言葉に関する質問については、電話による直接の対応を実施し、寄せられた質問に答えるとともに、質問内容の蓄積を行っています。また、質問応答内容をまとめた記事をWeb上に掲載しました。

発信情報の充実のために、日本語・日本語研究や日本語教育に関する情報・資料の収集・整理を継続しました。研究文献、研究情報の収集、整理を実施し、日本語、日本語教育の研究に関する目録情報の作成、図書館蔵書目録、日本語の状況に関する新聞記事目録等の公開、『国語年鑑2007年版』などの刊行、研究所蓄積資料の整備、研究報告及び研究資料の電子化と公開等を推進しました。「日本語情報資料館」のサイトでは、『日本言語地図』データベースや「X線映画による日本語の発音」のページなど、研究報告の原資料を公開しました。また、情報提供システムの強化を図るため、平成20年度予定の「日本語情報資料館」システムの満足度調査の準備的検討を行うなど、内容の充実やシステムの改善に向けての取組を、着実に実施しました。



『国語年鑑2007年版』



『日本語教育年鑑2007年版』



新「ことば」シリーズ21



第33回「ことば」フォーラム



平成19年度公開研究発表会

(4) 内外関係機関との連携協力

研究所は、国内・海外の研究機関や研究者との研究交流や事業協力を行うことを重視しています。海外との関係機関等とは、海外の研究者の招へいや研究所の研究員の海外の機関への派遣、学術交流協定に基づく韓国の国立国語院、中国の北京日本学研究中心及び華東師範大学との学術交流のほか、博報日本語海外研究者招へいプログラムによる海外の研究者の受け入れなどに積極的に取り組みました。日本語研究の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウムも開催しました。

また、政策研究大学院大学や一橋大学との連携大学院プログラムにも参画し、日本語教育や日本語研究等において指導的役割を果たす人材等を養成しています。



第14回国際シンポジウム

(5) 管理・運営

当研究所は、第2期中期計画に掲げた具体的な研究事業の効率的・効果的な遂行を目的として、平成18年度において研究組織を第1期中期計画中の3部門6領域から2部門1センター11グループに再編し、柔軟かつ機動的な研究活動を実施し得る体制に刷新しました。

また、所長、理事はじめ幹部職員から構成される運営会議を引き続き研究所運営の中心機関として位置づけ、併せて各種委員会・部会等の必要な見直しを行いました。

さらに、適切な人材配置や人材育成、勤務に関する職員の自己把握等に資することを目的として、平成18年度に引き続き人事評価制度の試行を行いました。また、内部統制の充実を図るため、「研究活動に関する行動規範」、「研究活動の不正行為防止等に関する規程」、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ規程」及び「ハラスメント防止規程」などを整備しました。

一方、国民に開かれた業務運営の推進を図るため、研究所を紹介するホームページサイトについて英文ホームページの充実や「ことば」フォーラムの記録の記載など内容の拡充を行いました。このほか、報道機関への情報提供や啓発図書の刊行、研究発表会等の各種行事などを通じての普及広報活動を積極的に展開しました。

研究に必要な外部資金の導入に努め、科学研究費補助金、委託事業、著作権使用料等で得られた額は2億2,323万円となりました。

(6) 独立行政法人整理合理化計画への対応

平成19年夏以降、政府による独立行政法人全体の見直しが行われ、12月24日に「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されました。当研究所に関しては、「組織の見直し」として「大学共同利用機関法人へ移管する」ことが決定されたほか、「事務及び事業の見直し」についてもいくつかの事業について平成20年度までに廃止または見直しの検討を行うこととされました。研究所内に法人移管準備検討委員会を設置し、整理合理化計画の指摘事項に対して適切に対応することとしています。

2. 基本情報

(1) 研究所の概要

① 目的

独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

(独立行政法人国立国語研究所法第3条)

② 業務の内容

研究所は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(独立行政法人国立国語研究所法第12条)

③ 沿革

昭和23年12月	国立国語研究所が発足し、研究所庁舎として明治神宮聖徳記念絵画館の一部を借用
昭和29年10月	東京都千代田区神田一ツ橋の一橋大学所有の建物を借用し、移転
昭和37年4月	東京都北区西が丘（旧北区稲付西山町）に移転
昭和43年6月	文化庁設置とともに、国立国語研究所は文化庁附属機関となる
昭和49年3月	『日本言語地図』全6巻完成
昭和51年1月	高速漢字プリンター完成
昭和51年10月	日本語教育センター設置
昭和54年3月	皇太子殿下御視察
平成元年6月	『方言文法全国地図』刊行開始
平成6年1月	第1回国際シンポジウム開催
平成6年4月	「国際社会における日本語についての総合的研究」開始
平成11年11月	第1回「ことば」フォーラム開催
平成13年4月	独立行政法人国立国語研究所発足（管理部及び3研究部門）
平成13年10月	政策研究大学院大学、国際交流基金日本語国際センターとの連携による

	大学院教育開始
平成14年10月	中国・北京日本学研究中心と学術交流合意締結
平成15年4月	第1回「外来語」言い換え提案発表
平成15年10月	韓国・国立国語研究院（現・国立国語院）と学術交流合意締結
平成16年5月	『日本語話し言葉コーパス』公開
平成17年1月	中国・華東師範大学と学術交流合意締結
平成17年2月	東京都立川市緑町に移転
平成17年4月	一橋大学との連携による大学院教育開始
平成18年4月	日本語教育部門を日本語教育基盤情報センターに改編

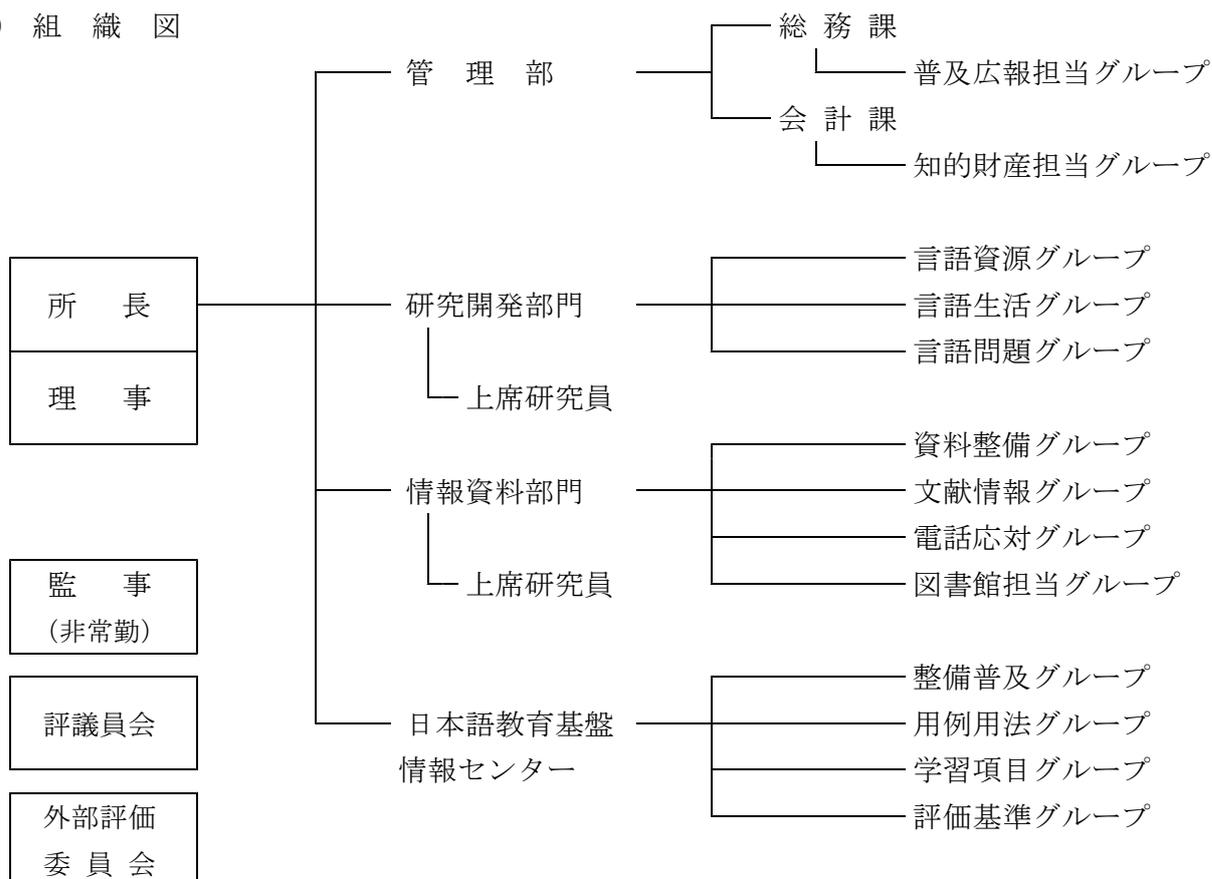
④ 設立の根拠となる法律名

独立行政法人国立国語研究所法（平成11年12月22日法律第171号）

⑤ 主務大臣

文部科学大臣

⑥ 組織図



(2) 研究所の所在地

〒190-8561 東京都立川市緑町10-2

電話 042-540-4300

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,615	0	0	10,615
資本金合計	10,615	0	0	10,615

(4) 役員の状況

役 職	氏 名	任 期	経 歴
所 長	杉戸 清樹	平成17年4月1日 ～21年3月31日	昭和50年4月 国立国語研究所採用 平成17年3月 独立行政法人国立国語研究所 日本語教育部門長退職 平成17年4月 独立行政法人国立国語研究所長
理 事	徳重 眞光	平成19年10月1日 ～21年4月30日	昭和52年4月 文部省採用 平成17年4月 国立大学法人東北大学理事 平成19年10月 文部科学省大臣官房付退職 (役員出向) 平成19年10月 独立行政法人国立国語研究所理事

(5) 常勤職員の状況（平成20年1月1日現在）

常勤職員は56人（前年（平成19年1月1日）比2人減少，3.4%減）であり，平均年齢は45歳（前年44歳）となっている。このうち，国等からの出向者は8人，民間からの出向者は0人である。

3. 財務諸表（要約）

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	287	運営費交付金債務	121
その他	15	未払金	125
		その他	53
固定資産		固定負債	
有形固定資産	10,081	資産見返負債	52
その他	1	その他	11
		負債合計	361
		純 資 産 の 部	
		資本金	
		政府出資金	10,615
		資本剰余金	-603
		利益剰余金	10
		純資産合計	10,022
資産合計	10,384	負債純資産合計	10,384

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	1,110
業務費	
人件費	522
減価償却費	20
その他	275
一般管理費	
人件費	212
減価償却費	9
その他	70
財務費用	
支払利息	1
経常収益 (B)	1,116
運営費交付金収入	1,028
その他	87
臨時損益 (C)	0
その他調整額 (D)	1
当期総利益 (B-A+C+D)	5

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	106
研究業務及び一般管理支出	-401
人件費支出	-685
運営費交付金収入	1,129
その他収入・支出	64
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	-1
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	-8
IV 資金増加額 (または減少額) (D=A+B+C)	97
V 資金期首残高 (E)	190
VI 資金期末残高 (F=D+E)	287

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務費用	
損益計算書上の費用	1,111
(控除) 自己収入等	-58
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	188
III 引当外賞与見積額	4
IV 引当外退職給付増加見積額	-50
V 機会費用	129
VI 行政サービス実施コスト	1,324

(参考) 財務諸表の科目の説明 (主なもの)

① 貸借対照表

現金及び預金：現金，預金

有形固定資産：土地，建物，工具，器具及び備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

運営費交付金債務：独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち，未実施の部分に該当する債務残高

未払金：当期に要した人件費，業務費のうち支払が翌期に行われるもの

政府出資金：国からの出資金であり，独立行政法人の財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金：独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：独立行政法人の業務に要した費用

人件費：給与，賞与，法定福利費等，独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：ファイナンス・リースによる利息の支払

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し，受託収入，業務収入，研究業務及び一般管理支出，人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し，固定資産の取得・売却等に

よる収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー：ファイナンス・リースに係るリース債務の返済が該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

損益外減価償却相当額：償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外賞与見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額

引当外退職給付増加見積額：財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額

機会費用：政府出資に国債の利回りを勘案した利率を乗じて算定した金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

平成19年度の経常費用は1,110百万円と、前年度比36百万円減(3.1%減)となっており、大きな増減はない。

(経常収益)

平成19年度の経常収益は1,116百万円と、前年度比35百万円減(3.1%減)となっており、大きな増減はない。

(当期総利益)

平成19年度の当期総利益は5百万円と、前年度比1百万円増(11.8%増)となっており、大きな増減はない。

(資産)

平成19年度末現在の資産合計は10,384百万円と、前年度末比120百万円減(1.1%減)となっており、大きな増減はない。

(負債)

平成19年度末現在の負債合計は361百万円と、前年度末比63百万円増(21.0%)となっている。これは、運営費交付金債務の増99百万円(465.7%増)が主な要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の業務活動によるキャッシュ・フローは106百万円と、前年度比48百万円増(83.5%増)となっている。これは、運営費交付金債務の増99百万円(465.7%増)が主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の投資活動によるキャッシュ・フローは1百万円と、前年度比19百万円減(96.1%減)となっている。これは、研究業務に必要な工具・器具及び備品の取得による支出が前年度比15百万円減(86.8%減)となったことが主な要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成19年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△8百万円と、前年度比1百万円増(4.3%増)となっており、大きな増減はない。

表1 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
経常経費	1,429	1,438	1,218	1,146	1,110
経常収益	1,432	1,415	1,218	1,151	1,116
当期総利益	2	-23	0	5	5
資産	387	10,934	10,697	10,504	10,384
負債	340	341	293	299	361
利益剰余金(または繰越欠損金)	39	15	16	5	10
業務活動によるキャッシュ・フロー	7	10	16	58	106
投資活動によるキャッシュ・フロー	-43	-35	-13	-20	-1
財務活動によるキャッシュ・フロー	-1	-2	-6	-8	-8
資金期末残高	191	163	160	190	287

(注1) 当研究所の立川市移転に伴い平成17年1月5日に土地、建物等の国有財産の現物出資を受けている。

(注2) 平成18年度(第2期中期計画)から運営費交付金の収益認識基準を費用進行基準に改めた。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

表2 事業損益の経年比較(区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調査研究事業	41	14	12	-2	0
日本語情報資料収集事業	-3	-7	-8	9	0
研修事業	-11	7	-4		
国際研究協力事業	3	0	-3		
法人共通	-28	-37	4	-2	5
合計	2	-23	1	5	5

(注) 平成18年度(第2期中期計画)から運営費交付金の収益認識基準を費用進行基準に改めた。

③ セグメント総資産の経年比較・分析

表3 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調査研究事業	46	63	39	8,559	8,392
日本語情報資料収集事業	55	38	22	1,097	1,068
研修事業	5	6	2		
国際研究協力事業	7	5	1		
法人共通	274	10,821	10,633	848	923
合計	387	10,934	10,697	10,504	10,384

（注）平成17年度に比べて平成18年度の調査研究事業及び日本語情報資料収集事業が増加し、法人共通が減少しているのは、面積比による配賦計算を始めたためである。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

該当事項はない。

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

表4 行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
業務費用	1,228	1,359	1,179	1,094	1,053
うち損益計算書上の費用	1,429	1,438	1,223	1,147	1,111
うち自己収入	-200	-79	-44	-52	-58
損益外減価償却累計額	0	47	188	188	188
損益外減損損失相当額	0	0	0	1	0
引当外賞与見積額	0	0	0	0	4
引当外退職給付増加見積額	8	-36	38	1	-50
機会費用	162	169	186	170	129
(控除)法人税及び国庫納付金	0	0	0	0	0
行政サービス実施コスト	1,399	1,539	1,591	1,454	1,324

（2）施設等投資の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当事項はない。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当事項はない。

- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当事項はない。

(3) 予算・決算の状況

(単位：百万円)

	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		
	予算	決算	差額理由								
収入											
運営費交付金	1,200	1,200	1,321	1,321	1,174	1,174	1,095	1,095	1,129	1,129	
受託収入	188	183	51	55	30	29	20	37	0	49	
版權使用料・ 施設等使用料等	5	15	9	20	7	11	9	10	9	17	
計	1,393	1,398	1,381	1,396	1,211	1,214	1,124	1,142	1,138	1,195	
支出											
事業経費	487	514	431	464	408	418	472	423	462	354	各事業間での調整
受託事業費	188	183	51	55	30	29	20	31	0	49	
移転関連経費	-	-	187	150	-	-	-	-	-	-	(注)
一般管理費	131	121	131	128	168	189	59	112	57	101	
人件費	587	610	581	622	605	577	573	580	619	593	
計	1,393	1,428	1,381	1,419	1,211	1,213	1,124	1,146	1,138	1,097	

(注) 平成16年10月に竣工した当研究所は、新設配備された施設設備等の保証期間や建物設備等の瑕疵責任期間が切れたことにより新規の保守契約等が発生したことなどによる。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

- ① 人件費においては、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費(退職手当及び福利厚生経費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。)の5%以上を削減する。
- ② 人件費以外においては、当中期目標期間終了年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の15%以上、事業費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の5%以上を削減することを目標としている。この目標を達成するため、下記の措置を講じているところである。
- ・ 業務運営を効率化のため一般競争入札による外部委託を推進
 - ・ 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進

5. 事業の説明

(1) 財源の構造

当法人の経常収益は1,116百万円で、その主な内訳は、運営費交付金収益1,028千円（経常収益の92.1%）、業務収入16百万円（経常収益の1.4%）、受託収入49百万円（経常収益の4.4%）となっている。

(2) 事業説明（付：各事業の財務データ）

以下（20ページ以降）に、各事業の平成19年度の実施状況、成果等を説明する。

その際、各事業の実施根拠となっている第2期中期目標（青色欄）、同中期計画（黄色欄）、平成19年度計画（緑色欄）をそれぞれの事業に対応させて引用して示す。

また、各事業の決算額等を「事業費」として示す。

【5（2）事業説明】

第2期中期目標の序文等

[凡例]

- 青：第2期中期目標の文言
- 黄：第2期中期計画の文言
- 緑：平成19年度計画の文言

〔中期目標〕

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに，国語施策の立案，国語教育，外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり，一層の振興を図る必要がある。

このため，研究所は，我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ，国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配意しつつ，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて，我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上での基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため，研究所の中期目標は，以下のとおりとする。

〔中期計画〕

（序文）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により，独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

〔年度計画〕

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により，平成18年4月1日付け18庁文第6号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき，平成19年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

〔中期目標〕

中期目標の期間

研究所が行う業務，特に科学的な調査及び研究については，客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり，その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから，中期目標の期間は，平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

I 提供サービス・業務の質向上に関する措置

〔中期目標〕

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語の記録・保存及び実態把握、国語政策への貢献等

〔中期目標〕

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化、情報化など国語をとりまく社会状況の変化は、国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては、このような現状を踏まえ、調査研究の柱となる基幹的調査研究を、中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに、その時々々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し、その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

(1) 基幹的な調査研究の実施

〔中期目標〕

(1) 基幹的調査研究は、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにすることを目的として、次の調査研究を実施すること。なお、この調査研究の成果は、文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

〔中期計画〕

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

〔年度計画〕

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」

〔中期目標〕

- ① 言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため、既存の複数のデータベースを取り込みつつ、現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。

〔中期計画〕

- ① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し、次の3点に関して成果を得る。
 - ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。
 - イ 当該データベースを、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、自然言語処理、辞書編集、国語教育、日本語教育に係る教材の作成などに实际的に活用するための研究を行う。
 - ウ 一般国民や産業界、大学等に対し、インターネットを通じたデータ提供を行うため、その方法を開発し、これを実現する。

〔年度計画〕

- ① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」について、次のことを実施する。
 - ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベース構築を目指す。そのため、平成18年度に策定した全体計画に基づき、データベースに収録するテキストのサンプリング、著作権処理、電子化など、具体的な構築の各段階における作業を継続する。
 - イ 当該データベースを实际的に活用するための準備的な研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための基礎的な研究を進め、公開可能となったサンプルの試験的な公開を行う。

1. 現代日本語書き言葉コーパスの構築等

【事業概要】

本研究の目的は、これからの日本語研究において重要な研究基盤となる、大規模かつ高精度なデータベース（書き言葉均衡コーパス）を開発・構築することである。

本プロジェクトは、文部科学省科学研究費特定領域研究「代表性を有する大規模書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備」（平成18-22年度，領域代表者：前川喜久雄）と緊密な連携のもとに行うもので、両者は相互補完的な関係にある（特定領域研究については、p. 115を参照）。

本コーパスは、現代日本語の書き言葉を対象とした初めての本格的なコーパスであり、統計的な考え方に基づいて設計する“均衡コーパス”である。

本コーパスの完成により、日本語研究は新たな段階を迎える。すなわち、英語や中国語などと比べて立ち遅れていた日本語のコーパス整備状況が大幅に改善され、正確な実態把握や定量的分析に基づく客観的な方法がより一般化し、日本語研究の活性化が図られる。社会的には、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、国語教育、日本語教育に係る教材の作成、国語辞典編集の効率化、言語情報処理の精度向上など幅広い分野での貢献が期待できる。

本コーパスは、日本社会にとって多方面での活用が確実な知的資源としての価値を有する。具体的には、新聞、雑誌、書籍等から書き言葉のサンプルをバランスよく収集し、言語研究用の情報を付与して高度な検索ができるデータを作成する。データは、著作権処理を施し、インターネット上で公開する。併せて、本コーパスを実際に活用するための調査研究や構築に必要なデータ整備を進め、コーパスを使った日本語研究の基礎を確立する。

本コーパスの開発期間は5年間で、目標とする収録語数は1億語（運営費交付金により約5,000万語，外部資金により約5,000万語）以上である。

〔事業費〕運営費交付金：58,192千円

（人件費29,237千円，旅費交通費262千円，物件費28,693千円）

文部科学省科学研究費補助金特定領域研究：109,200千円

（人件費57,908千円，旅費交通費3,711千円，物件費42,913千円，
翌年度への繰越4,668千円）

※事業費は19年度決算額で、百円の単位を四捨五入した。（以下の事業についても同じ。）

【担当組織】（*は、特定領域研究による雇用者を表す。）

責任者：前川喜久雄

担当者：山崎誠（副責任者），田中牧郎，丸山岳彦，柏野和佳子，森本祥子，小沼悦，
山口昌也，高田智和，小椋秀樹，小磯花絵，小木曾智信

特別奨励研究員：*佐野大樹，間淵洋子，*北村雅則，*富士池優美，*近藤明日子

研究補佐員：秋元祐哉，稲益佐知子，田中弥生，吉田谷幸宏（～7/3），*大石有香，
*神野博子，西部みちる，小林正行（9/1～），相馬さつき（～2/29），*竹内
ゆかり（12/1～）*服部龍太郎，*渡部涼子，*平山允子（6/1～）

非常勤研究員：原裕，藤本雅子，渡辺美知子

派遣社員：*阿左美厚子，中村壮範，矢澤直美(9/18～)

所外協力者：宮島達夫（国立国語研究所名誉所員），ソ・サンギユ（韓国・延世大学），
黄居仁（台湾・中央研究院），マルコ・バローニ（イタリア・トレント大学）
ほか特定領域研究による研究者（p. 115を参照）

【調査及び研究の進捗状況】

○ 大規模データベースの構築

（1）構築作業について

以下の図1に沿って順次構築状況を説明する。

生産実態（出版）サブコーパス 約3,500万語 書籍，雑誌，新聞 平成13～平成17年	流通実態（図書館）サブコーパス 約3,000万語 書籍 昭和61～平成17年
非母集団（特定目的）サブコーパス 約3,500万語 白書，法律，国会会議録，検定教科書，日本語教育教科書 ベストセラー，Web掲示板，ブログ，学術論文，韻文等 対象期間はさまざま（最長30年）	

図1 現代日本語書き言葉均衡コーパスの全体構成

① 生産実態（出版）サブコーパス

書籍は，約4,200サンプルのサンプリング，約4,000サンプルの入力を終了した。昨年度未入力分と合わせて，約4,500サンプルに対してタグ付けを実施した。

新聞は，全国紙4紙（朝日，毎日，読売，産経）及びブロック紙3紙（北海道，中日，西日本）から640サンプルのサンプリング，入力を終了，539サンプルのタグ付けを終了した。

雑誌は，サンプリング台帳の整備が終了した。それに基づき，入手方法，サンプル範囲の確定方法，著作権処理，電子化の手順等，作業上の各段階における問題点の検討及び作業の試行を行った。

② 流通実態（図書館）サブコーパス

東京都の52自治体の公共図書館の蔵書目録である「ISBN総合目録」をもとに13自治体以上で共通して所蔵している書籍約336,000冊を選定し，母集団を決定した。当初は昭和51～平成17年を対象期間としていたが，サンプリングのベースとなるISBN（国際標準図書番号）の本格的な普及が1980年代半ば（昭和60年）以降であることから，収録対象期間を昭和61年～平成17年へと変更した。

今年度は約6,600サンプルのサンプリング，約6,100サンプルの入力を終了。約2,400サンプルのタグ付けを実施した。

③ 非母集団（特定目的）サブコーパス

- ・「Yahoo!知恵袋」より約500万語（45,725サンプル）のサンプリングを終了した。

- ・ベストセラーは、約1,700サンプルのサンプリング、約1,400サンプルの入力を終了し、約1,300サンプルに対してタグ付けを実施した。
 - ・国会会議録より約500万語のサンプリングを終了した。
- ④ 外注入力における文字コードをJISX0213からJISX0208に変更したこと及び一部のタグを見直して簡素化を図ったことにより、作業の効率化を図った。
 - ⑤ 解析用辞書UniDicの整備拡充を行った。構築中のデータの解析結果から未登録語を採録し、年度当初の語彙素数106,347・書字形136,276に対して、語彙素数111,127・書字形158,011に増補した。また、人名についての見出し語の整理、語種情報の付与作業を行った。
 - ⑥ コアデータの設計と構築
機械学習用に精度の高い解析を行うコアデータについては、白書約20万語の整備を終了し、新たに新聞約10万語、書籍約20万語のデータを追加した。

(2) 著作権処理について

① 団体への依頼

共同通信社、時事通信社、朝日新聞社、北海道新聞社、西日本新聞社、琉球新報社、京都新聞社との著作権処理に関する覚書を取り交わした。中日新聞社も覚書を作成する段階に入った。

韻文（俳句、短歌、詩）のコーパスへの収録について、関連作家団体と合意した。

学習研究社（学研）から書籍提供、連絡先調査等の著作権処理代行の合意を得て、作業を進めた。同様の交渉を小学館、講談社、PHP研究所、文芸社、平凡社等と進めている。

学術論文、ブログについてもデータ提供のための交渉を開始した。ブログについては、試験データの提供を受けた。

② 個別の著作権処理の状況

平成20年3月末現在、書籍（生産実態＋流通実態＋ベストセラー）の処理対象サンプル数14,650に対し、著作権者へ連絡済みのものが7,868サンプル、そのうち許諾が得られたものが3,826サンプルである。連絡が取れた場合を母数とした許諾率は約49%である。

○データベースの活用に関する調査研究

コーパスが構築途上であるため、本格的な活用は先のことになるが、今年度は、次の2項目について実施した。

(1) 『日本語話し言葉コーパス (GSJ)』を使った研究

具体的成果は、次項目「成果報告書等の作成状況」の*を参照のこと。

(2) 特定領域研究におけるコーパスを活用するための研究

コーパスを評価する5つの研究班がそれぞれコーパスの活用を前提にした調査研究を行っている（具体的にはp.115を参照）。特に、言語政策班では、国立国語研究所言語問題グループの研究課題「研究成果の活用による日本語像の提案」と連携して、医療分野における難解用語の抽出と言い換え、常用漢字表・人名漢字表等あり方に関する調査研究を進めている。

○データ提供法の開発

公開可能になったサンプルを用いて、全文検索のデモ（試験公開）を行うホームページを開設した。平成20年3月末現在、白書約500万語、Yahoo!知恵袋約500万語、書籍約700万語、国会会議録約500万語、合計約2,200万語の検索ができるようになった。

特定領域研究においては、係り受け情報や語義タグ等により高度な検索を可能にする支援システムの開発を行っている。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 成果報告書

以下の内部報告書※4冊を刊行した。

※研究活動の過程で整備される研究関連文書（マニュアルや予備的な分析結果など）のこと。論文等への引用、外部からの要請による資料公開、プロジェクト活動記録の保存などを目的に作成している。

- ① 『現代日本語書き言葉均衡コーパス』におけるサンプル構成比の算出法（2）—コーパスの設計とサンプルの無作為抽出法—（丸山岳彦，秋元祐哉）
- ② 『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における書籍サンプルの多様性（柏野和佳子，丸山岳彦，秋元祐哉，稲益佐知子，佐野大樹，田中弥生，山崎誠）
- ③ 『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における電子化フォーマット ver. 2.0（山口昌也，高田智和，北村雅則，間淵洋子，小林正行，西部みちる）
- ④ 『現代書き言葉均衡コーパス』形態論情報規程集（小椋秀樹，小磯花絵，富士池優美，原裕）

①は、昨年度刊行した内部報告書『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における「サンプル構成比の算出法」に続くもので、流通実態（図書館）サブコーパスのサンプリング方法について解説したものである。②は、構築中の書籍サンプルをもとに、サンプルに現れる日本語の実態の多様性を観察した事例集である。③は、データを入力する際に使用する文字集合や文字コード及び研究用のタグについての仕様をまとめたものである。④は、データに付与する形態論情報についての諸規程をまとめたものである。

(2) 論文

① 査読付き論文

- ・ 山住賢司，籠宮隆之，槇洋一，前川喜久雄「講演音声の音声的特徴とその印象に対する評価構造モデル」，日本官能評価学会誌，11(1)，pp. 30-36，2007年5月 *
- ・ 籠宮隆之，山住賢司，槇洋一，前川喜久雄「講演音声の大局的な印象に影響を与える要因」，音声研究，11(2)，pp. 65-78，2007年8月 *
- ・ 伝康晴，小木曾智信，小椋秀樹，山田篤，峯松信明，内元清貴，小磯花絵「コーパス日本語学のための言語資源—形態素解析用電子化辞書の開発とその応用—」『日本語科学』22，pp. 101-123，2007年10月
- ・ 小椋秀樹，相澤正夫「現代雑誌70誌における漢字の使用実態と常用漢字表—国語施策へのコーパス活用に向けた基礎調査—」『日本語科学』22，pp. 125-146，2007年10月
- ・ 小木曾智信，近藤明日子「日本語研究のためのXMLタグ付けプログラム」『日本語科学』22，pp. 147-159，2007年10月

② 論文集掲載論文

- ・丸山岳彦「デスネ考」『時間の中の文と発話』（串田秀也・定延利之・伝康晴編，シリーズ 文と発話第3巻），pp. 35-65，2007年5月 *
- ・高梨克也，丸山岳彦「自発的な話し言葉に見られる挿入構造と線状化問題」『時間の中の文と発話』（串田秀也・定延利之・伝康晴編，シリーズ 文と発話第3巻），pp. 67-102，2007年5月 *
- ・山崎誠「国立国語研究所の語彙調査の歴史と課題」Sokutei Report VOL.6（東京大学大学院教育学研究科教育研究創発機構 教育測定・カリキュラム開発（ベネッセコーポレーション）講座），pp. 168-186，2007年9月
- ・丸山岳彦・田野村忠温「コーパス言語学の射程」『日本語科学』22，pp. 5-12，2007年10月

③ 招待寄稿

- ・前川喜久雄「コーパス日本語学の可能性—大規模均衡コーパスがもたらすもの—」『日本語科学』22，pp. 13-28，2007年10月
- ・前川喜久雄「KOTONOHA『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の開発」、『日本語の研究』4(1)，pp. 82-95，2008年1月

④ 商業誌掲載論文

- ・山口昌也「電子辞書と冊子体辞書の記述内容，使い勝手を比較して—広辞苑を両方で引いてみる—」『日本語学』26(8)，pp. 18-25，2007年7月
- ・山崎誠「国立国語研究所の言語コーパス整備計画「KOTONOHA」の紹介」『漢字文献情報処理研究』8，pp. 180-183，2007年10月
- ・佐野大樹「学術的表現への言い換え—教育現場での選択体系機能言語理論—」『日本語学』26(13)，pp. 60-71，2007年11月

(3) 学会発表（口頭発表，ポスター発表）

- ・北村雅則「<驚き・感慨>を表すモノダ文の解釈と構造」日本語学会2007年度春季大会（関西大学）予稿集，pp. 89-96，2007年5月27日
- ・前川喜久雄「大規模均衡コーパスが開く可能性」日本言語学会第134回大会公開シンポジウム「大規模コーパス研究の方法—言語研究の新しいスタンダードの構築に向けて—」（麗澤大学）予稿集，pp. 24-29，2007年6月17日
- ・Motoki Sano and Elizabeth Thomson, "Japanese Nursery Tales: A study of genre, semantic attributes, evaluation and lexicogrammar", Annual Congress of the Australian Systemic Functional Linguistics Association, 2007年6-7月
- ・Kikuo Maekawa and Yosuke Igarashi. "Prosodic Phrasing of Bimoraic Accented Particles in Spontaneous Japanese." Proceedings of the 16th International Congress of Phonetic Sciences (ICPhS2007), Saarbrücken, pp.1217-1220, 2007年8月 *
- ・前川喜久雄，菊池英明「アクセント句を単位としてみた自発音声の韻律特徴—韻律境界強度の予備的分析—」第21回日本音声学会全国大会（名古屋大学）予稿集，pp. 117-122，2007年9月23日 *
- ・山崎誠「平成19年度研究進捗状況報告：データ班」特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度全体会議（北陸先端科学技術大学院大学）予稿集，pp. 3-8，2007年9月7日

- ・高田智和「『日本語コーパス』での文字の処理」特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度全体会議（北陸先端科学技術大学院大学）予稿集，pp. 73-80，2007年9月8日
- ・前川喜久雄「コーパスによる自発音声の韻律特徴の分析」英語コーパス学会第30回記念大会シンポジウム「他言語コーパス研究の現在：英語研究への示唆」（立教大学），2007年10月6日 *
- ・Kikuo Maekawa. "Balanced Corpus of Contemporary Written Japanese." Proceedings of the 6th Workshop on Asian Language Resources (ALR), pp. 101-102, 2008年1月
- ・前川喜久雄『『日本語コーパス』過去18カ月の進捗状況』特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（時事通信ホール）予稿集，pp. 1-4，2008年3月15日
- ・丸山岳彦，柏野和佳子，山崎誠，佐野大樹，秋元祐哉，稲益佐知子，田中弥生『『日本語コーパス』を用いた『現代日本語書き言葉均衡コーパス』におけるサンプリングの概要（2）—流通実態サブコーパスの設計—』特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（時事通信ホール）予稿集，pp. 37-46，2008年3月15日
- ・森本祥子，前川喜久雄，小沼悦，新井田貴之，長谷川愛，大石有香，神野博子，竹内ゆかり『『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における著作権処理：2年間の経験から』特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（時事通信ホール）予稿集，pp. 47-50，2008年3月15日
- ・富士池優美，小椋秀樹，小木曾智信，小磯花絵，内元清貴『『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における長単位の概要』特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（時事通信ホール）予稿集，pp. 51-58，2008年3月15日
- ・前川喜久雄「言語コーパスのための著作権処理」特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果発表会）シンポジウム（時事通信ホール）予稿集，pp. 63，2008年3月15日
- ・山崎誠「代表性を有する現代日本語書籍コーパスの構築」特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（時事通信ホール）予稿集，pp. 65-72，2008年3月15日
- ・柏野和佳子，丸山岳彦，秋元祐哉，稲益佐知子，佐野大樹，田中弥生，山崎誠「書籍サンプルの多様性」特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（時事通信ホール）予稿集，pp. 143-152，2008年3月15日
- ・近藤明日子「中学校教科書の教科別特徴語の抽出—理科を例として—」特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果発表会）（時事通信ホール）予稿集，pp. 181-186，2008年3月15日
- ・伝康晴，中村純平，小木曾智信，小椋秀樹「語種情報を用いた同表記異音語の解消」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008]（東京大学）予稿集，pp. 69-72，2008年3月18日
- ・丸山岳彦，伝康晴，小磯花絵「話し言葉に現れる2種類のカラ節の判別」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008]（東京大学）予稿集，pp. 163-166，2008年3月18日 *
- ・尾嶋憲治，内元清貴，丸山岳彦，秋田祐哉，河原達也「話し言葉の整形作業における削除箇所の自動同定」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008]（東京大学）予稿集，pp. 396

-399, 2008年3月18日 *

- ・山口昌也, 北村雅則「教えあいに基づく作文支援システム TEachOtherS の実現と予備的評価」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008](東京大学)予稿集, pp. 650-653, 2008年3月19日
- ・高田智和, 山崎誠, 小沼悦「現代雑誌の漢語表記」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008](東京大学)予稿集, pp. 777-778, 2008年3月20日
- ・田中弥生「クチコミサイトにおける世代別・媒体別言語表現の分析」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008](東京大学)予稿集, pp. 911-914, 2008年3月20日
- ・富士池優美, 小椋秀樹, 小木曾智信, 小磯花絵, 内元清貴, 相馬さつき, 中村壮範「現代日本語書き言葉均衡コーパス」の長単位認定基準について」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008](東京大学)予稿集, pp. 931-934, 2008年3月20日
- ・小椋秀樹, 小木曾智信, 原裕, 小磯花絵, 富士池優美「形態素解析用辞書UniDicへの語種情報の実装と政府刊行白書の語種比率の分析」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008](東京大学)予稿集, pp. 935-938, 2008年3月20日
- ・柏野和佳子, 丸山岳彦, 秋元祐哉, 稲益佐知子, 佐野大樹, 田中弥生, 山崎誠「書籍の生産実態を反映するサンプリング—NDCごとに取得したサンプルの多様性の分析—」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008](東京大学)予稿集, pp. 939-942, 2008年3月20日
- ・佐野大樹, 丸山岳彦「システミック文法に基づく書きことばの複雑さ測定—日本語大規模コーパスを用いた語彙密度計測—」言語処理学会第14回年次大会[NLP2008](東京大学)予稿集, pp. 1097-1100, 2008年3月20日
- ・田中弥生「ブログの言語表現にみる対人配慮意識—媒体差及び世代差に注目して—」第21回社会言語科学会研究大会(東京女子大学)予稿集, pp. 92-95, 2008年3月22日
- ・相澤正夫, 小椋秀樹「白書コーパスに基づく常用漢字の使用実態調査」第21回社会言語科学会研究大会(東京女子大学), 2008年3月22日
- ・田中牧郎, 金愛蘭, 桐生りか, 近藤明日子「コーパスによる難解語・重要語の抽出—医療用語を例に—」第21回社会言語科学会研究大会(東京女子大学), 2008年3月22日
- ・Motoki Sano, Yumiko Mizusawa. “Describing Japanese Language and Text: Applications of Systemic Functional Theory” Public Seminar at Teachers College, Columbia University, Japan, 2008年3月30日

(4) デモンストレーション

- ・丸山岳彦, 相馬さつき『日本語話し言葉コーパス』日本言語学会第134回大会公開シンポジウム関連デモンストレーション(麗澤大学), 2007年6月17日 *
- ・田中牧郎, 近藤明日子『太陽コーパス』日本言語学会第134回大会公開シンポジウム関連デモンストレーション(麗澤大学), 2007年6月17日
- ・山口昌也, 山崎誠「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』サンプルの全文検索」日本言語学会第134回大会公開シンポジウム関連デモンストレーション(麗澤大学), 2007年6月17日
- ・小椋秀樹, 小木曾智信「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の形態素解析」日本言語学会第134回大会公開シンポジウム関連デモンストレーション(麗澤大学), 2007年6月

17日

- ・ 柏野和佳子, 秋元祐哉 「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』のサンプリング」 日本語学会第134回大会公開シンポジウム関連デモンストレーション (麗澤大学), 2007年6月17日
- ・ 山崎誠, 丸山岳彦, 山口昌也, 小椋秀樹, 森本祥子, 柏野和佳子, 佐野大樹, 高田智和, 間淵洋子, 北村雅則, 小木曾智信, 小磯花絵, 富士池優美, 小沼悦, 田中牧郎, 前川喜久雄 「現代日本語書き言葉均衡コーパスの設計と検索デモンストレーション」 日本語学会2007年度秋季大会 (沖縄国際大学) 予稿集, pp. 239-246, 2007年11月18日
- ・ 山口昌也, 小木曾智信 「言語資料の共有, 利用を支援する環境の実現」 日本語学会2007年度秋季大会 (沖縄国際大学) 予稿集, pp. 247-254, 2007年11月18日
- ・ 小木曾智信, 小椋秀樹, 傳康晴 「日本語研究に適した形態素解析ソフトウェア — 「unidic」と「茶まめ」 —」 日本語学会2007年度秋季大会 (沖縄国際大学) 予稿集, pp. 255-262, 2007年11月18日
- ・ 山口昌也 「BCCWJのための検索システム—全文検索システム『ひまわり』を利用して—」 特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ (研究成果発表会) (時事通信ホール) 予稿集, pp. 5-6, 2008年3月15日
- ・ 山崎誠 「BCCWJのための検索システム—BCCWJ用全文検索サイト—」 特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ (研究成果発表会) (時事通信ホール) 予稿集, pp. 7-8, 2008年3月15日
- ・ 小木曾智信 「形態素解析辞書UniDic最新版と関連ツール」 特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ (研究成果発表会) (時事通信ホール) 予稿集, pp. 23-26, 2008年3月15日
- ・ 田中牧郎, 近藤明日子, 平山允子 「均衡コーパスに基づく語彙のレベル分け」 特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ (研究成果発表会) (時事通信ホール) 予稿集, pp. 27-32, 2008年3月15日

(5) 広報誌・マスコミ等

- ・ 前川喜久雄 「『現代日本語書き言葉均衡コーパス』の構築」 『国語研の窓』 31, pp. 2-3, 2007年4月
- ・ 前川喜久雄 「内省からコーパスへ」 『文部科学教育通信』 No. 169, pp. 23-24, 2007年4月
- ・ 前川喜久雄 「大規模書き言葉コーパスのオンライン試験公開～KOTONOHA「現代日本語書き言葉均衡コーパス」～」 『国語研の窓』 32, pp. 2-3, 2007年7月
- ・ 小木曾智信 「現代日本語の確立過程を調べる」 『文化庁月報』 469, p. 25, 2007年10月
- ・ 山口昌也 「言語活動を支援するソフトウェアの開発」 『文化庁月報』 473, p. 25, 2008年2月

(6) その他

「KOTONOHA」のホームページを運用し、書き言葉コーパスの普及に努めた。(http://www.2.kokken.go.jp/kotonoha/) 延べ約24,500人(3月末現在)の利用者があった。また、KOTONOHAのパフレットを作成し、著作権者への説明に使用するほかイベント等での配布を行った。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」

〔中期目標〕

- ② 国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため、過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに、現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。

〔中期計画〕

- ② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し、次の2点に関して成果を得る。
- ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする。
 - イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

〔年度計画〕

- ② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」について、次のことを実施する。
- ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするために、予備調査を実施する。
 - イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を進めるために、次のことを行う。
 - ・平成18年度に実施した全国約1000地点での面接調査のデータを分析するとともに、その結果を踏まえて地域差にも目を向けた面接調査の第1年次調査を実施する。
 - ・「ことば」情報全国ネットワークの構築に向けて、広域多人数調査(Web調査)を実施する。また、地域詳細調査(協力調査)のデータ集約方法の検討を引き続き行う。
 - ・国民の文字生活について、文字認知能力の経年変化を明らかにするために、調査方法の検討を行う。

2. 国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究

【事業概要】

本研究の目的は、次の3つのプロジェクトに関して成果を得ることである。

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目（第1回 昭和28年，第2回 昭和47年）の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の様相を明らかにする。

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

言葉遣い，敬語，漢字，言葉の地域差等に関して，全国各地の中核的研究者，地域ごとに言葉に関心を持つ国民，全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより，全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析する。

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため，全国約1,000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

以上3つのプロジェクトに共通する学術的な意義は，中・長期的な国語の変化を科学的に検討するための「全国的平均像」をとらえる点にある。計量的な側面から国語の使用実態に関する全国的平均像や「日本の縮図」を得た研究は，諸学界を見渡してもいまだ存在しない。この問題を解決するために，全国規模で人口比に基づくランダムサンプリングを行い，全国約1,000地点で面接調査を実施する。

さらに，Web調査（ネット会社と共同研究）やメール調査といった情報通信技術を利用した研究所独自の「ことば」情報全国ネットワークの構築などを通して，言語生活の実態並びに変化を全国規模で把握するための方法について，迅速性や信頼性等の観点からも検討する。このような重層的な実証的研究は世界でも初めての試みである。以上により，日本全体の中での岡崎市の位置づけを明確に把握するための基礎資料を得ることも期待できる。

〔事業費〕 運営費交付金 : 33,299千円

(人件費9,015千円，旅費交通費2,552千円，物件費21,732千円)

科学研究費補助金※ : 14,100千円

(人件費3,108千円，旅費交通費3,310千円，物件費7,682千円)

※ (1) 敬語・敬意表現に関する経年調査に該当

【担当組織】

責任者：横山詔一

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

担 当 者：杉戸清樹，吉岡泰夫，尾崎喜光，熊谷智子，朝日祥之，塚田実知代，
礮部よし子，阿部貴人

所外協力者：井上史雄（明海大学），江川清（広島国際大学），久木田恵（愛知教育大学），
真田信治（大阪大学），辻加代子，西尾純二（大阪府立大学），松田謙次郎
（神戸松蔭女子学院大学），松丸真大（滋賀大学），J.K. Chambers（トロ
ント大），W. Labov（ペンシルバニア大），D.Preston（ミシガン州立大）

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

担 当 者：大西拓一郎，尾崎喜光，三井はるみ，朝日祥之，高田智和，横山詔一，
米田純子

研究補佐員：吉田雅子，鎌水兼貴

非常勤研究員：エリク・ロング，竹田晃子，和田志子

所外協力者：日高水穂（秋田大学），小林隆（東北大学），高橋顕志（群馬県立女子大学），
渋谷勝己（大阪大学），沖裕子（信州大学），木部暢子（鹿児島大学），中
井精一（富山大学），都染直也（甲南大学），船木礼子（神戸女子大学），
高木千恵（関西大学），新井小枝子（群馬県立女子大学），小西いずみ（広
島大学），松丸真大（滋賀大学）

(3) 中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

担 当 者：朝日祥之，尾崎喜光，大西拓一郎，熊谷智子，三井はるみ，高田智和，
横山詔一，米田純子

研究補佐員：阿部貴人，吉田雅子，鎌水兼貴，虎岩千賀子，井手順子

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 敬語・敬意表現に関する経年調査

本年度から新たな文部科学省科学研究費補助金（基盤研究（A）「敬語と敬語意識の半世紀—愛知県岡崎市における第三次調査—」平成19年度～平成21年度。研究代表者：杉戸清樹）の交付を受け，岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする第三次敬語調査の実施に向けた検討を行った。

検討に当たっては，まず，研究組織を経年調査班，新規調査班，記述調査班の3つに分けた。それぞれの調査班が，第三次調査に必要とされる調査項目の検討を行い，必要に応じて予備調査も実施した。記述調査班については，基本調査票に基づく本調査を12月より開始している。この他に，6月，9月，3月に全体会議を開催し，進捗状況を確認した。なお，本調査に向けた準備とならんで，9月に岡崎市長に対する調査協力依頼を行うなど，岡崎市との協力体制を構築したり，パネル調査（同一人物への経年調査）の対象者を確保するために，現地の地区総代との協力体制も構築したりした。

(2) 全国規模の「ことば」情報の収集・分析

信頼性の高い全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに，確

実な基盤を持った調査対象項目を構築することを目的として、「ことば」情報全国ネットワークにおける各地の中核的研究者からなる「全国方言調査委員会」を組織化し、9月並びに3月に打ち合わせの会合を開催し、手続きや方法・内容を検討するとともに、先行して行われてきた調査対象項目のデータベース化と調査項目確立に向けての整備を継続した。また、全国方言調査委員（13人）の協力のもと、メール調査を試験的に実施するとともに、全国数地点において伝統的方言を対象とした記述調査を開始した。さらに、Webによる方言地図の表示方法などについても、ヤフー社と共同研究を行った。

（3）中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するための調査

中・長期的な国語の使用実態とその変化を把握するため、国立国語研究所が創立以来実施してきた言語生活調査の調査項目を基盤とした2つの全国調査（「方言と標準語の使い分け意識に関する調査」「住民の日々の言語活動に関する意識調査」）を、全国の住民約2,000人を対象に平成20年1月と2月に実施した。

この2つの全国調査では「読む、話す、聞く、書く」の言語活動についての設問をはじめとして、方言と標準語の使い分けに関する設問、近所の人との付き合いなどに関する質問項目が設けられている。これらの調査で収集されるデータは、国立国語研究所が実施してきた言語生活研究の成果をさらに補強するとともに、戦後の文字認知能力の経年変化なども含んだ言語生活に関する通時的な検討の手がかりとして貢献することが期待できる。

なお、新規調査項目については次年度以降に調査を実施することとしたが、調査方法を検討することを主たる目的とする予備調査を東京と大阪において実施した。すなわち、東京・大阪各20人の回答者を対象に、主として選択肢から選ばせる設問から構成される同一の調査票を用いて、民間の調査会社の調査員が調査した場合と、同一の回答者に対し研究者が調査した場合とで結果が著しく異なるかどうか調査した。

【成果報告書等の作成状況】

（1）成果報告書

今年度は刊行なし。

（2）論文

① 査読付き論文

- ・大西拓一郎「方言文法と分布」『日本語文法』8-1(日本語文法学会), 16p., 2008年3月
- ・鎌水兼貴「活用形における共通語の分布パターン—『方言文法全国地図』第2・3集データの多変量解析—」『計量国語学』26-1(計量国語学会), pp. 1-18, 2007年6月
- ・尾崎喜光「援助申し出場面における授恵表現「～てやる／～てあげる／～てさしあげる」の使用」『待遇コミュニケーション研究』, pp. 83-94, 2008年1月
- ・横山詔一, エリク＝ロング「異体字の単純接触効果に関するロジスティック回帰分析—コーパス4種と最尤推定法を用いた検討—」『計量国語学』26-1(計量国語学会), pp. 19-30, 2007年6月
- ・横山詔一, 真田治子「多変量S字カーブによる言語変化の解析—仮想方言データのシミュレーション—」『計量国語学』26-3(計量国語学会), pp. 79-93, 2007年12月

② 論文集掲載論文（単行本掲載論文，科研報告書掲載論文などを含む）

- ・大西拓一郎「地理情報システムと方言研究」『方言学の技法』（岩波書店），pp. 135-177，2007年12月
- ・三井はるみ「関東」『地方別方言語源辞典』，pp. 67-82，2007年8月
- ・三井はるみ「さまざまな準備」『ガイドブック方言調査』（ひつじ書房），pp. 71-99，2007年11月
- ・三井はるみ，井上文子「方言データベースの作成と利用」『シリーズ方言学4：方言学の技法』（岩波書店），pp. 39-89，2007年12月
- ・吉田雅子「甲信越」『地方別方言語源辞典』（東京堂出版），pp. 95-113，2007年9月
- ・吉田雅子「付録：参考になる調査票目録」（ひつじ書房），pp. 189-207，2007年11月
- ・吉田雅子『デジタル版山梨方言集2007』（科学研究費補助金若手研究B（研究代表者：吉田雅子）研究成果報告書），（CD-ROM+冊子），pp. 994，2008年3月
- ・吉田雅子編『奈良田方言調査報告書』（実践女子大学文学部国文学科開講科目国語学研究C：調査報告書），pp. 216，2008年3月
- ・朝日祥之『ニュータウン言葉の形成過程に関する社会言語学的研究』（ひつじ書房），pp. 1-240，2008年2月
- ・朝日祥之『サハリンに残存する日本語の地位に関する調査研究』（文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)研究成果報告書），1-166，2008年3月
- ・朝日祥之「樺太方言と北海道方言の関係についての一考察：サハリン現地調査データを手がかりとして」『方言研究の前衛—山口幸洋博士古希記念論文集』（桂書房），12p.，2008年3月
- ・横山詔一「談話の方略—誤解のない会話の条件—」，『記憶・思考・脳』（新曜社），pp. 64-67，2007年5月

③ 招待寄稿（依頼原稿を含む。）

- ・大西拓一郎「方言分布の解明に向けて—原点に帰る言語地理学—」『日本語科学』21（国立国語研究所），pp. 125-142，2007年4月
- ・大西拓一郎「方言資料の現在」『日本語の研究』4-1（日本語学会），pp. 69-81，2008年1月
- ・吉田雅子「方言関係新刊書目」『日本方言研究会第84回研究発表会発表原稿集』（日本方言研究会），pp. 71-79，2007年5月
- ・吉田雅子「方言関係新刊書目」『日本方言研究会第85回研究発表会発表原稿集』（日本方言研究会），pp. 72-76，2007年11月

④ 商業誌掲載論文

- ・大西拓一郎「徳川宗賢『方言地理学の展開』」『日本語学 臨時増刊，日本語学の読書案内』26-5，pp. 149-150，2007年4月
- ・大西拓一郎「書評空間 真田信治著『方言は気持ちを伝える』」『言語』36-7，p. 118，2007年7月
- ・大西拓一郎「方言分布研究の現在・過去・未来」『国文学 解釈と鑑賞』914，pp. 77-82，2007年7月
- ・大西拓一郎「『方言文法全国地図』の特色とデータの活用」『日本語学 臨時増刊，方言文法全国地図をめぐって』26-11，pp. 26-34，2007年9月

- ・大西拓一郎「MANDARAで描く言語地図(1)MANDARAの導入」『言語』37-1, pp. 90-95, 2008年1月
- ・大西拓一郎「MANDARAで描く言語地図(2)白地図を作る」『言語』37-2, pp. 90-95, 2008年2月
- ・大西拓一郎「MANDARAで描く言語地図(2)言語地図を描こう その1」『言語』37-3, pp. 82-87, 2008年3月
- ・大西拓一郎「読書案内『地方別 方言語源辞典』」『月刊国語教育』333, p. 100, 2008年3月
- ・三井はるみ「要求表現形式「～てほしい」の共通語としての定着 —『方言文法全国地図』から見る—」『日本語学 臨時増刊, 方言文法全国地図をめぐる』, pp. 102-110, 2007年9月
- ・鎌水兼貴「『方言文法地図』における共通語化の状況—多変量解析を用いた分析—」『日本語学 臨時増刊, 方言文法全国地図をめぐる』26-11, pp. 112-119, 2007年9月
- ・吉田雅子「『口語法分布図』と『方言文法全国地図』」『日本語学 臨時増刊, 方言文法全国地図をめぐる』26-11, pp. 44-56, 2007年9月
- ・熊谷智子「依頼と謝罪における働きかけのスタイル」『言語』37-1, pp. 26-33, 2008年1月
- ・阿部貴人「方言を使用する「人」を追って」『日本語学 臨時増刊, 方言文法全国地図をめぐる』26-11, pp. 205, 2007年9月
- ・高田智和「漢字と書き換え」『日本語学』26-13, 2007年11月

(3) 学会発表（口頭発表，ポスター発表）

- ・大西拓一郎「日本における言語地図の作成」『世界の言語地理学：第14回国立国語研究所国際シンポジウム予稿集』, pp. 1-6, 2007年8月
- ・大西拓一郎「日本における方言分布の分析」『世界の言語地理学：第14回国立国語研究所国際シンポジウム予稿集』, pp. 47-52, 2007年8月
- ・大西拓一郎「方言文法と分布」『日本語文法学会第8回大会発表予稿集』, pp. 186-193, 2007年10月
- ・大西拓一郎「日本の言語地理学の歩み」『日中両国の方言の現在，過去，未来：金沢大学国際シンポジウム予稿集』, pp. 32-37, 2007年11月
- ・大西拓一郎「日本の言語地理学とその課題」（東ユーラシア言語地理学研究会：青山学院大学），2007年12月
- ・鎌水兼貴「方言地図統合支援システムの開発」『日本語学会2007年度秋季大会予稿集』, pp. 263-270, 2007年11月
- ・吉田雅子「『口語法分布図』と『方言分布全国地図』」（長野・言語文化研究会：松本市あがたの森文化会館），2007年4月
- ・尾崎喜光「言葉の加齢変化はどこに見られるか？」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』, pp. 102-105, 2007年9月
- ・熊谷智子「「敬語」をどうとらえるか」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』, pp. 288-289, 2007年9月

- ・朝日祥之「経年調査で敬語をつかまえる」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』, pp. 284-285, 2007年9月
- ・杉戸清樹, 朝日祥之「敬語を経年的に見つめる」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』, pp. 282-283, 2007年9月
- ・Asahi, Yoshiyuki, “Endangerment of Japanese Language in Japanese Diaspora: Evidence from a Russian Island of Sakhalin” FEL XI Eleventh International conference of Foundation for Endangered Languages. University of Malaya, Malaysia, pp.154-160, 2007年10月
- ・朝日祥之「サハリンの残存日本語の地位について」韓国・中央大学校国際会議『言語の維持と変容』(韓国・中央大学校), pp. 1-7, 2007年11月
- ・朝日祥之「サハリンに残存する日本語の特質について—二拍名詞のアクセントを手がかりとして—」『社会言語科学会第21回大会発表論文集』, 2p., 2008年3月
- ・當山日出夫, 高田智和, 笹原宏之, 横山詔一「人文学研究資料における時空間情報とは—言語生活研究とGISを事例として—」(情報処理学会人文科学とコンピュータ研究会), 2007年7月
- ・高田智和「JIS X 0213:2004の運用—康熙別掲字とUCS互換字を中心に—」, 2007年度第1回「漢字字体規範史の研究」プロジェクト研究会, 2007年10月
- ・當山日出夫, 高田智和「文献研究における時空間情報の構造についての考察—東洋古典籍研究の視点から『日本書紀』を事例として—」, 人文科学とコンピュータシンポジウム「デジタルアーカイブと時空間の視点」(情報処理学会人文科学とコンピュータ研究会), 2007年12月
- ・横山詔一「言語の単純接触効果」『日本心理学会第71回大会』(ワークショップ話題提供), 2007年9月
- ・横山詔一「文字環境モデルにもとづく異体字選好のメタ分析」『計量国語学』26-3(計量国語学会大会), pp. 103-105, 2008年12月: 口頭発表は9月
- ・Yokoyama Shoichi, 「Logistic Regression Model of Preference and Familiarity in Letter Perception」, 『Proceedings of 5th Trier Symposium on Quantitative Linguistics: University of Trier in Germany』, p. 21, 2007年12月
- ・横山詔一, 高田智和, 當山日出夫, 米田純子「台湾日本語学習者は日本人の字体選好をいかに推論するのか」『情報処理学会研究報告2008-CH-77』(情報処理学会・人文科学とコンピュータ研究会), pp. 43-50, 2008年1月
- ・横山詔一, 朝日祥之, 真田治子「岡崎市における敬語意識の変化を予測する」『社会言語科学会第21回大会発表論文集』, 4p., 2008年3月

(4) 広報誌・マスコミ等

① 広報誌

- ・大西拓一郎「第14回国立国語研究所国際シンポジウム「世界の言語地理学」報告」『国語研の窓』33, p. 5, 2007年10月
- ・大西拓一郎「方言分布を探る」『文化庁月報』471, p. 25, 2007年12月
- ・三井はるみ「問18: 全国的に見て, 方言にはどのような敬語があるのでしょうか。」『新

ことばシリーズ』21, pp. 74-75, 2008年3月

- ・尾崎喜光「問8:「誤用」とされる敬語にはどのようなものがありますか。また、人々の実際の意識はどうか。」『新「ことば」シリーズ』21, pp. 54-55, 2008年3月
- ・尾崎喜光「問19: 関東などの話し言葉には「そうじゃん」のような「～じゃん」が見られます。このようなくだけた言葉は、敬語のような改まった言葉とは正反対の言葉と言ってよいのでしょうか。」『新「ことば」シリーズ』21, pp. 76-77, 2008年3月
- ・尾崎喜光「問21: 朝のあいさつの「おはよう」は丁寧語を付けて「おはようございます」とできますが、「こんにちは」や「こんばんは」はそうできません。なぜでしょうか。」『新「ことば」シリーズ』21, pp. 80-81, 2008年3月
- ・熊谷智子「問17: 若い人は、尊敬語や謙譲語など敬意の高い敬語をそれほど使っていないように感じます。そもそも何を「敬語」と考えるかについて、年齢による違いがあるのでしょうか?」『新「ことば」シリーズ』21, pp. 72-73, 2008年3月
- ・朝日祥之「問16: 戦後間もないころの日本の映画を見ていたところ親に対して敬語を使っていました。家庭の中で敬語の使用はどう変化しているのでしょうか。」『新「ことば」シリーズ』21, pp. 70-71, 2008年3月
- ・朝日祥之「問20: 名古屋の方言では、「書いていらっしゃる」を「書いてミエル」とか「書いてゴザル」といいます。これも敬語でしょうか。」『新「ことば」シリーズ』21, pp. 78-79, 2008年3月
- ・横山詔一「文字生活の心理学」『文化庁月報』465, p. 23, 2007年6月

② マスコミ等

- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: よくした—「ねぎらい」の言葉—」(信濃毎日新聞), 2007年7月
- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: 「なさる」の不思議(上)—ほぼご先祖様専用—」(信濃毎日新聞), 2007年8月
- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: 「なさる」の不思議(下)—優しさ込めた命令—」(信濃毎日新聞), 2007年9月
- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: 「黄色い線」—不思議な言い方—」(信濃毎日新聞), 2007年10月
- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: 「さの字」—手書きと活字の違い—」(信濃毎日新聞), 2007年11月
- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: 「20分」の発音は?—ジからジュに変化—」(信濃毎日新聞), 2007年12月
- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: 「○」の不思議—漢字っぽく見えて…—」(信濃毎日新聞), 2008年1月
- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: 「頑張ってください!」—恩恵は求めてないが—」, 信濃毎日新聞), 2008年2月
- ・尾崎喜光「くらしの中の日本語: 「行ってらっしゃい!」—そう言われたら…—」(信濃毎日新聞), 2008年3月
- ・尾崎喜光「疑問解決モンジロー: 「どうも」だけでいいの?」(朝日新聞), 2008年1月
- ・横山詔一「漢字頻度データの提供」(日本経済新聞), 2008年2月

③ 研究成果の活用による日本語像の提案

〔中期目標〕

- ③ 国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため、上記調査研究の成果を活用して、言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

〔中期計画〕

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果については、これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について、文化庁との連絡協議の上、国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか、この成果を活用して、次の2点に関して、あるべき日本語像の具体的な提案を行う。
- ア 分野別の「外来語」について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。
 - イ 公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく、親しみやすい」方向への改善例を提案する。

〔年度計画〕

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果の活用等については、次のことを実施する。
- ア 国語政策の企画立案や推進に役立つ基礎資料の提出に向けて、下記(2)の喫緊課題を含む問題点・課題等について文化庁との連絡協議を行う。
 - イ 平成18年度に行った検討を踏まえ、医療・介護の分野を対象として、「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)を行うために、「病院の言葉」委員会(仮称)を組織し、提案のための検討を進める。また、データベースを活用して検討に必要な資料を整備する。

3. 研究成果の活用による日本語像の提案

【事業概要】

学術的に信頼度の高い調査研究や大規模データベースに基づき、日本語のあるべき姿についての提案を行う。調査研究の成果や大規模データベースの活用により、改善が期待される言語問題の現状を把握し、改善に向けた提案を行う。そのことによって、国語の科学的な調査研究に基づいた社会的貢献を果たすことを目指す。

(1) 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案

第2期中期計画の、1(1)③ア「分野別の『外来語』について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う」ことについては、第1期中期計画期間中

に実施した「外来語言い換え提案」の成果と方法を継承し、医療・介護分野の難解な用語を、分かりやすくする言葉遣いの工夫について提案を行う。この活動は、「病院の言葉」委員会を設立し、この委員会から「病院の言葉を分かりやすくする提案」（仮称）を発表する形で進める。併せて、委員会の活動を支える調査研究を行い、検討のための資料を作成し、委員会に提出する。実施は、平成18年度～20年度とする。



「病院の言葉」委員会（全体会）

〔事業費〕運営費交付金：26,364千円

（人件費12,445千円、旅費交通費1,155千円、物件費12,764千円）

（2）公用文の言葉遣いや表記法等の改善例の提案

1 (1)③イ「公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した分かりやすく、親しみやすい方向への改善例の提案」については、平成21年度～22年度に実施する。

【担当組織】

責任者：田中牧郎

担当者：相澤正夫，吉岡泰夫，三井はるみ

特別奨励研究員：金愛蘭（7/1～）

研究補佐員：桐生りか

所外協力者：有森直子（聖路加看護大学），関根健一（読売新聞社），徳田安春（聖路加国際病院），中山恵利子（阪南大学）（以上4人は「病院の言葉」委員会作業部会員，ほかに委員会委員，管理部担当者）

【調査及び研究の進捗状況】

（1）外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案

平成19年度は，A「外来語言い換え提案」を継承発展させた研究成果の公表，B「病院の言葉を分かりやすくする提案」（仮称）のための調査研究と資料の作成，の2つのことを行った。

A 「外来語言い換え提案」を継承発展させた研究成果の公表

「外来語言い換え提案」事業は平成18年度に終了し，普及書・報告書ともに刊行を終え

ているが、平成19年度は、普及のための講演など公表活動を行うとともに、本事業を振り返り、継承発展させていくべき論点の整理を行った。こうして得られた重要な論点は、Bの課題を遂行するなかで、具体的に生かしている。

B 「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)のための調査研究と資料の作成

「外来語言い換え提案」の目指した、専門的な概念を一般の人に分かりやすく伝える工夫の提案を、より効果的に実行するには、専門分野を限ってその分野の専門家を交えて、言葉遣いの検討を行うことが求められる。分かりやすい表現を求める国民の期待の高い分野である医療用語を対象として、「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)を行う検討に着手した。

まず、平成19年4月に「病院の言葉」委員会準備委員会を設立し、この活動を行うための検討手順や検討態勢の検討を行った。委員は、医療に従事する各分野の専門家と、言語にかかわる研究や実務に従事する専門家、合わせて14人であった。

委員長	杉戸清樹	国立国語研究所長
委員	有森直子	聖路加看護大学准教授
	稲葉一人	姫路獨協大学法科大学院教授
	生出泉太郎	宮城県薬剤師会会長
	柴田実	NHK放送文化研究所主任研究員
	関根健一	読売新聞東京本社用語委員会幹事
	徳田安春	聖路加国際病院聖ルカ・ライフサイエンス研究所 臨床実践研究推進センター副センター長
	中山恵利子	阪南大学国際コミュニケーション学部教授
	三浦純一	公立岩瀬病院医局長・外科部長
	矢吹清人	医療法人清愛会矢吹クリニック院長
	齊藤秀昭	国立国語研究所理事
	相澤正夫	国立国語研究所研究開発部門長
	吉岡泰夫	国立国語研究所研究開発部門上席研究員
	田中牧郎	国立国語研究所研究開発部門言語問題グループ長

準備委員会は、10月までの半年間で4回(5月7日、6月14日、8月9日、10月5日)の会議を開催し、役割を果たした。

次に、10月に「病院の言葉」委員会(全体会)を設立した。全体会の内部に実務委員会を設け、準備委員会委員が就任した。全体会の任務は、提案に向けた理念や基本方針の検討と提案後の普及活動、実務委員会の任務は、提案内容の作成である。全体会の委員には、医療にかかわる各分野の学会や協会などを代表する立場と、医療や言語の第一線で活躍する有識者、及び国立国語研究所所員とからなる24人である。

*を付した委員は、実務委員を兼ねている。

委員長	杉戸清樹*	国立国語研究所長
委員	有森直子*	聖路加看護大学准教授
	伊賀立二	日本薬剤師会副会長
	生坂政臣	千葉大学医学部附属病院総合診療部教授
	稲葉一人*	姫路獨協大学法科大学院教授

井部俊子	日本看護協会副会長
生出泉太郎*	宮城県薬剤師会会長
齋藤宣彦	日本医学教育学会会長
真田信治	大阪大学大学院文学研究科教授
柴田実*	NHK放送文化研究所主任研究員
関根健一*	読売新聞東京本社用語委員会幹事
徳田安春*	聖路加国際病院 聖ルカ・ライフサイエンス研究所 臨床実践研究推進センター 副センター長
鳥飼玖美子	立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科教授
中山恵利子*	阪南大学国際コミュニケーション学部教授
宝住与一	日本医師会副会長
三浦純一*	公立岩瀬病院医局長
村田幸子	福祉ジャーナリスト
矢吹清人*	医療法人清愛会矢吹クリニック院長
吉山直樹*	日本プライマリ・ケア学会理事
和田ちひろ	いいなステーション代表
徳重眞光*	国立国語研究所理事
相澤正夫*	国立国語研究所研究開発部門部門長
吉岡泰夫*	国立国語研究所研究開発部門上席研究員
田中牧郎*	国立国語研究所研究開発部門言語問題グループ長

第1回の全体会を、10月31日に開催した。また、実務委員会は、平成20年3月までに3回（11月22日、1月10日、3月6日）開催した。

全体会では、提案の理念や方法について、基本的なことがらを議論した。実務委員会では、問題となる語彙の選定と、問題類型の整理のための議論を行った。議論の結果を具体的な言葉の分析に反映させる作業として、委員一人一人が、1～2月に「語彙選定作業」、3月に「工夫内容の検討作業」を実施した。これらの作業の結果を集計して、委員会での検討材料にまとめた。

また、準備委員会及び実務委員会の内部に作業部会を設け、委員会で検討を行うための調査の企画・実施・データ分析などを行った。委員は、有森直子、関根健一、徳田安春、中山恵利子、相澤正夫、吉岡泰夫、田中牧郎（部会長）の7人である。平成19年度は13回会議を開催し、随時ミーティングリストでも討議を重ねた。平成19年度に作業部会で実施した主な調査は、次の2つである。

① 医師を対象とした、患者への情報伝達で問題になった言葉の調査

インターネットを通して医師に依頼し、問題となった言葉と、そのときの出来事や対応を継続的に書き込んでもらった。医師360人余りから、異なり語数で800語弱、出来事の数で約1,500件の回答が回収され、提案する語彙の候補の選定と、問題の類型化を行うデータとして活用した（11月に実施）。

② 医療従事者を対象とした、用語意識の調査

インターネットを通して、医師約650人、看護師・薬剤師約1,000人に対して、医療用語の重要さ・難解さを4段階で評価してもらった。提案に取り上げる候補の語彙のうち約100

語の評価について、平成20年3月に実施した。結果は、提案で扱う語彙や問題点の類型化と、提案内容の記述に活用する予定である。

上記のような活動を支える所内体制は、委員会運営の事務は管理部総務課、委員会や作業部会に提出するデータ整理や資料作成は、研究開発部門言語問題グループが担当した。言語問題グループは、委員会や作業部会での検討事項を整理すること、作業部会が実施する調査や、実務委員会の実施する作業のデータを集計すること、さらに、コーパスや医療用語集を用いた独自の調査分析を担当した。コーパスや医療用語集の調査結果をもとに、語彙抽出データとして作業部会に提供し、また、語彙選定や工夫内容の検討用の資料を作成して、実務委員会に提供した。これらの調査結果は、学会やマスコミなどでも公表した。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 外来語等の難解な言葉を分かりやすくする提案

① 論文・学会発表

- ・相澤正夫「『福祉言語学』事始」『日本語科学』23, 2008年4月
- ・田中牧郎「『外来語言い換え提案』とこれから」『月刊言語』36-6, pp. 72-79, 2007年6月
- ・田中牧郎, 金愛蘭, 桐生りか, 近藤明日子「コーパスによる難解語・重要語の抽出—医療用語を例に一」『社会言語科学会第21回大会発表論文集』, 2008年3月
- ・吉岡泰夫「患者さんに対するマナー5, 6: 患者さんが期待するポライトネス・ストラテジーその1, その2」『研修医通信』18, pp. 10-11, 19, pp. 10-11, 2007年8月, 10月
- ・吉岡泰夫「医療者と患者の異文化コミュニケーション」(日本予防医学リスクマネージメント学会第6回学術総会パネルディスカッション「患者参加型医療における情報共有」), 2008年3月
- ・吉岡泰夫, 相澤正夫, 朝日祥之「医療コミュニケーション適切化のための医学・医療用語の課題—世論調査に見る国民の期待とそれに応える医師の工夫—」『日本語科学』21, pp. 23-41, 2007年4月
- ・吉岡泰夫, 早野恵子, 三浦純一, 徳田安春, 本村和久, 相澤正夫, 田中牧郎, 宇佐美まゆみ「医療コミュニケーションに効果的なポライトネスストラテジー—敬語や方言を使う効果を中心に—」『日本語学会2007年度秋季大会予稿集』, pp. 231-238, 2007年11月
- ・徳田安春, 吉岡泰夫, 相澤正夫, 田中牧郎, 中山恵利子, 三浦純一, 矢吹清人, 関根健一, 有森直子, 早野恵子「「さま」と「さん」: 患者敬称の使い方についての患者医師双方への調査研究」『プライマリ・ケア』31-1, 2008年3月

② 講演・広報誌・マスコミ等

- ・相澤正夫「言語問題への対応を志向する日本語研究」北京日本学研究中心国際シンポジウム「二十一世紀における北東アジアの日本研究」の分科会「二十一世紀における日本語研究の新動向」講演及びパネリスト, 2007年10月
- ・田中牧郎「『外来語言い換え提案』とこれから」東京都公平委員会講演, 2007年4月
- ・田中牧郎「外来語言い換え」京都府立西舞鶴高校総合的学習の時間講師, 2007年9月
- ・田中牧郎「分かりやすい言葉遣いの提案」『国語研の窓』33, pp. 2-3, 2007年10月
- ・田中牧郎「第1回『病院の言葉』委員会を開催しました」『国語研の窓』34, p. 3, 2008年1月

- ・田中牧郎「連載 続なるほど言葉の万人向け設計 カタカナ外来語言い換え道場」『情報通信ジャーナル』25-4～26-3, 2007年～2008年, 12回掲載
- ・田中牧郎「外来語の言い換え」TBSラジオ『久米宏 ラジオなんですけど』, 2008年3月
- ・吉岡泰夫「医療コミュニケーションの適切化」『文化庁月報』, p. 25, 2007年8月
- ・吉岡泰夫「医療消費者との円滑なコミュニケーション」日本製薬工業協会第97回くすり相談対応検討会講演, 2007年4月
- ・吉岡泰夫「医療コミュニケーションに効果的なポライトネス・ストラテジー」公立岩瀬病院オープンシステム委員会講演, 2007年5月
- ・吉岡泰夫「医療コミュニケーション適切化のための社会言語学的研究」東北大学大学院国際文化研究科講演, 2007年11月
- ・吉岡泰夫「医療コミュニケーション適切化のための社会言語学的研究」関西学院大学総合政策学部講演, 2007年10月
- ・吉岡泰夫「コミュニケーションと医療安全」国立保健医療科学院講演, 2007年12月
- ・吉岡泰夫「医療コミュニケーション研究」『国語研の窓』34, p. 2, 2008年1月
- ・吉岡泰夫, 田中牧郎「医療のことば」NHK-B S 文字放送, 2007-2008年, 放送継続中

(2) 喫緊の課題に対応した調査研究の実施

〔中期目標〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究は、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき、国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し、既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

〔中期計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として、喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお、教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には、例えば、文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

〔年度計画〕

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的とする喫緊課題対応型調査研究については、次の①及び②を実施する。

- ① 文化審議会国語分科会で審議中の「漢字」について、審議に資する基礎資料を作成し提出する。なお、「国語力」については、上記(1)②イの、文字認知能力の経年変化を明らかにするための研究に関連付け、その中で実施する。
- ② 電子政府の基盤を支える「漢字情報データベース」の構築を更に進める。

4. 文化審議会の審議課題に関する調査研究

【事業概要】

中期計画の「喫緊課題対応型調査研究の実施」の具体的な事業の1つとして、「文化審議会の審議課題に関する調査研究」を実施する。これにより、(1)文化審議会国語分科会で現在進行中の審議に資する基礎資料を作成・提供するとともに、(2)既に審議され答申が出ている課題についても、施策の遂行に資する基礎資料を作成・提供する。(1)については、現在審議中の「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料を、(2)については、既に審議された

「国語力」に関する基礎資料を作成・提供する。なお、遂行に当たっては、国語施策の企画立案や推進に役立つ基礎資料とするため、文化審議会国語分科会漢字小委員会の審議動向を的確に把握するとともに、担当する文化庁国語課との連絡協議を緊密に行う。

〔事業費〕運営費交付金：255千円（旅費交通費15千円、物件費240千円）

【担当組織】

責任者：相澤正夫

担当者：小椋秀樹，田中牧郎，三井はるみ

【調査及び研究の進捗状況】

（１）「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

平成17年4月から文化審議会国語分科会で審議を継続している「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」では、常用漢字表の見直しが重要な審議課題となっている。本課題では、国立国語研究所が実施した「現代雑誌200万字言語調査」の成果を活用して、前年度までに『現代雑誌の漢字調査(頻度表)』（平成17年10月），『現代雑誌の語彙調査』に基づく漢字音訓一覧表』（平成17年11月），『現代雑誌の語彙調査』に基づく表記一覧』（平成18年11月）の3冊を作成・提供している。

本年度は、雑誌とは大きくタイプの異なる媒体として行政白書を取り上げ、研究所が現在構築中の『現代日本語書き言葉均衡コーパス』のうち、既に利用可能となった「白書コーパス」（約120万語分）に基づいて、常用漢字を中心に漢字の使用実態を把握するための頻度調査を行った。対象とした白書は「国土交通」、「外交」、「安全」、「教育」、「環境」、「福祉」、「科学技術」、「経済」、「農林水産」の9分野から40種、刊行年は、昭和51年から平成17年までの30年間である。また、それと並行して、今後さらに白書を含む多様な媒体を対象として漢字の音訓一覧を作成するために、基礎となる漢字データベースの整備拡充を行った。

（２）「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」（平成16年2月）では、「国語力」はきわめて多様な側面を持つ重層的な「力」として示されており、複雑な内容を持っている。本課題では、前年度までに、国民各層を対象とした国語力観に関する全国規模の意識調査を実施し、その成果を『「国語力観」に関する全国調査』としてまとめている。

本年度は、この報告書のデータをさらに分析するとともに、調査結果に関心を持つ教育関係機関や教育関係者に向けて、成果の普及を図った。

【成果報告書等の作成状況】

（１）「常用漢字表の見直し」に資する基礎資料の作成・提供

① 査読付学術論文

- ・小椋秀樹，相澤正夫「現代雑誌70誌における漢字の使用実態と常用漢字表 ―国語施策へのコーパス活用に向けた基礎調査―」『日本語科学』22，pp.125-146，2007年10月

② 学会発表

- ・相澤正夫，小椋秀樹「白書コーパスに基づく常用漢字の使用実態調査」(社会言語科学会第21回大会のポスター発表(2008年3月22日)，予稿集あり)

(2) 「国語力」に関する基礎資料の作成・提供

① 招待講演

- ・相澤正夫「言語生活と国語力 — 『国語力観』に関する全国調査から — 」(東京大学大学院教育学研究科ベネッセ寄付講座公開講演会)，2007年7月5日

② 論文集掲載論文

- ・相澤正夫「言語生活と国語力 — 『国語力観』に関する全国調査から — 」Sokutei Report VOL.7 (東京大学大学院教育学研究科教育研究創発機構 教育測定・カリキュラム開発 (ベネッセコーポレーション) 講座)，pp. 80-96，2008年3月

5. 電子政府のための調査研究

【事業概要】

本研究は、競争的公募により経済産業省からの委託を受け、国立国語研究所，社団法人情報処理学会，財団法人日本規格協会が3者連合体を組んで実施する調査研究である。平成14年度～17年度には「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ1を実施し，平成18年度～20年度には「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ2として継続している。

このプロジェクトで構築中の「文字情報データベース」に蓄積された約7万字に及ぶ文字情報は当研究所だけが保持・管理している国家レベルの資産である。具体的には，戸籍や住民基本台帳，登記簿の行政情報処理の実務で扱われている人名・地名・法人名等の固有名についての学術的な文字同定の成果をも含み，量のみならず質の面でも価値の高い独創的な資料となっている。それはあたかも「メートル原器」のような「行政用文字の原器」だと称されている。

このプロジェクトの成果は，総務省の住民基本台帳ネットワークシステムや法務省の登記業務の根幹を支えており，政府の施策に果たす役割の大きさははかりしれない。そのほか，経済界や産業界への波及効果も小さくない。例えば，マイクロソフト社の新OS「ビスタ」に搭載されたフォントは，本事業の成果に基づいている。

〔事業費〕 運営費交付金：なし

汎用電子情報交換環境整備プログラム委託費（経済産業省）：14,240千円

【担当組織】

責任者：横山詔一

担当者：高田智和，田中牧郎，米田純子

研究補佐員：井手順子，虎岩千賀子

非常勤研究員：笹原宏之，豊島正之

研究協力者：(社) 情報処理学会，(財) 日本規格協会，(株) 大修館書店

【調査及び研究の進捗状況】

平成14年度～17年度までの「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ1では、「戸籍統一文字」約56,000字，「住民基本台帳ネットワーク統一文字」約21,000字，延べ約77,000字に対して，辞書，国語施策，戸籍行政，文字コード規格などに基づいて文字情報を付与し，体系性を有する文字情報データを作成し，文字情報データベースに登載した。平成18年度～20年度までの「汎用電子情報交換環境整備プログラム」フェーズ2では，法務省の登記事務の電算化に必要な「登記固有文字」を調査対象に加え，フェーズ1で整理・体系化を行った文字情報データの拡充を行っている。

平成19年度は，下記2点の課題を設定し，調査研究を行った。

- (1) 行政用文字に関する調査研究
- (2) 文字情報を収集するための調査手法の研究

(1) 行政用文字に関する調査研究

① 「登記固有文字」の検討

「登記固有文字」約12,000字のうち約7,000字について，フェーズ1の整理方法に基づき，辞書，文字コード規格などの文字情報を付与し，学識経験者や実務家などに意見を求めつつ，文字情報データベースに蓄積された文字との同定を行った。「登記固有文字」には現行の中国簡化字や韓国国字も含まれており，今後の調査研究において，東アジア漢字文化圏を視野に入れる必要性を確認した。また，「登記固有文字」とフェーズ1までに制作された平成明朝体との照合も行い，既存の平成明朝体がいまだ準備されていない文字の一覧表を日本規格協会に提示し，日本規格協会の本プロジェクト内課題である平成明朝体制作を支援した。

② 「地名外字」の検討

地名文字に由来する「住民基本台帳ネットワーク統一文字」の「地名外字」約230字について，「自治体地名外字」資料（総務省提供），「登記所外字」資料（法務省提供）等と照合を行い，「地名外字」の典拠・字体について検討をするとともに，現地役場等に赴き土地関係資料の精査を行った。なお，この調査の成果は，国際文字コード規格（ISO/IEC10646）への追加文字提案の際に必要な「エビデンス（証拠）」として活用され，情報処理学会の本プロジェクト内課題である文字コード標準化に寄与した。

(2) 文字情報を収集するための調査手法の研究

① Web調査の実施

電子政府で必要とされる文字の中には，現在市販されている辞書に掲載されておらず，かつ府省庁から提供された諸データだけでは字義や使用例が不明であるものが多数存在する。このような「辞書非掲載字」や「音義未詳字」の文字情報を収集するため，Web調査会社に協力を求め，アンケート方式によるWeb調査を平成17年度から導入し，調査手法の検証・洗練を続けている。平成19年度は，「略字」「俗字」を対象とした文字使用に関する意識

調査と、「辞書非掲載字」を対象とした情報収集調査を実施した。文字の使用意識と接触意識に関する知見を得るとともに、文字調査に関する新たな手法開発を促進させた。なお、当調査は言語生活グループとの連携の下で行った。

② 景観文字調査の実施

Web調査で寄せられた文字用例を確認・検証するため、街路の文字を対象とした景観文字調査を実施した。当調査も言語生活グループとの連携の下で行った。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 行政用文字に関する調査研究

① 成果報告書

- ・『平成19年度汎用電子情報交換環境整備プログラム成果報告書』

これは、国立国語研究所、情報処理学会、日本規格協会の3者連合が取りまとめて経済産業省に提出した報告書である。そこでは、国立国語研究所が担当した文字情報の整理・体系化について、平成19年度の達成状況及び成果を報告した。この成果報告書は、学識経験者や実業界の代表による委員会のほか経済産業省によって内容が精査され、その充実度が所定の水準を満たすことが認定された。

- ・『平成19年度経済産業省委託汎用電子情報交換環境整備プログラム文字対応作業委員会資料（文字一覧表）』
- ・『平成19年度経済産業省委託汎用電子情報交換環境整備プログラム文字対応作業委員会資料（「地名外字」資料）』

② 広報誌等

- ・高田智和, 「「略字」「俗字」の生態を探る」『文部科学教育通信』170, pp. 16-17, 2007年4月
- ・高田智和, 「さくら」『国語研の窓』31, (国立国語研究所), p. 5, 2007年4月
- ・高田智和, 「方言文字「冴」のゆくえ」『国語研の窓』32, (国立国語研究所), p. 5, 2007年7月
- ・高田智和, 「異体のかな」『国語研の窓』33, (国立国語研究所), p. 5, 2007年10月
- ・高田智和, 「きき酒」『国語研の窓』34, (国立国語研究所), p. 5, 2008年1月

デザイン統一文字
平成明朝体グリフ) →

戸籍統一文字 →

住基統一文字 →

JIS漢字 →

大漢和辞典 →

漢字情報データベースの検索結果

「漢字情報データベース」検索結果例

2 日本語教育に関する情報の提供

〔中期目標〕

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため、研究所においては、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて、国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から、日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

〔中期目標〕

(1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し、利用しやすい形態で提供すること。

- ① 日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報
- ② 外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

〔中期計画〕

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成、教材や試験の作成における基盤的な資料として、学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学、比較文化、異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し、3,000語を対象に用例用法、習得情報、誤用情報、指導情報等が内包された先導的か

つ典型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発、提供する。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために、評価基準の項目等評価基準を開発し、提供する。また、この評価基準に基づくテストを開発し、典型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

〔年度計画〕

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。そのために、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、以下のことを実施する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

- ・外国人が日本での生活で遭遇するコミュニケーション場面のリストを、海外における移民等に対する自国語教育を参照しつつ作成する。
- ・作成したリストをもとに、日本語の使用実態及び外国人と日本人のニーズについて調査する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ・記述上特に問題になる項目について試験的に辞書記述を行い、問題点を整理する。
- ・中期計画中に作成する辞書のモデルのデザイン、規模、作業工程を確定する。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ・学習者の書き言葉に対する日本語母語話者・学習者の評価意識について、質的・量的調査を継続する。
- ・話し言葉でのコミュニケーション目的達成に必要な言語運用能力についての検討を継続する。

6. 日本語教育情報資料の作成・提供

【事業概要】

第2期中期計画では、「生活言語としての日本語」を柱として、これを教育・学習するために必要な日本語教育情報資料の作成・提供を目標とした。50万人以上の政令都市4つ分以上に匹敵する人数の外国人が在住している日本社会では、多様なコミュニケーション形態が存在している。日本語を使ったコミュニケーションも様々な形態と課題が見られる。初年度

である平成18年度は、このような実態を調査、把握、理解し、その課題を抽出するためのブレインストーミングの段階と位置付け、各研究プロジェクトはそれぞれの活動を遂行した。

研究活動の枠組みを検討した前年度の成果を踏まえ、各研究プロジェクトが平成20年度に予定する大規模な調査の準備、日本語コミュニケーション構成要素一覧や評価基準や意味記述等の開発、情報発信といったことに向けて、試行、実験、仮説の検討と提示などを進めた。その進捗状況はWebサイトから発信した。また、「生活言語としての日本語」を学際的、実際的にとらえ、課題の明確化、科学的手法による解明を図るために、外部研究者を交えた研究会による活動を継続した。

〔事業費〕運営費交付金：24,472千円

(人件費16,013千円、旅費交通費1,462千円、物件費6,783千円、
刊行費214千円)

【担当組織】

責任者：柳澤好昭

(1) 学習項目一覧と段階的目標基準の開発

責任者：金田智子

担当者：福永由佳

研究補佐員：黒瀬桂子

非常勤研究員：武田聡子，谷啓子

(2) 日本語学習のための用例用法辞書の開発

責任者：井上優

担当者：植木正裕

研究補佐員：二瓶知子

非常勤研究員：水野千佳子，片岡喜代子

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

責任者：宇佐美洋

担当者：柳澤好昭，森篤嗣 (9/1～)

研究補佐員：高野知子 (～3/8)

非常勤研究員：広瀬和佳子，桑田匡之

【調査及び研究の進捗状況】

(1) 学習項目一覧と段階的目標基準の開発

日本社会の一員として地域に根付き、職場や学校等で活躍するために外国人が身に付けるべき日本語能力、＜生活のために必要な日本語能力＞とは何かを明らかにすることが本研究の課題である。この課題を、(1)コミュニケーション能力の枠組みと構成要素の同定、(2)学習項目一覧と段階的目標基準の作成の二段階に分けてとらえ、平成19年度は、段階(1)を行った。

- ① 平成18年度に収集した，諸外国における移民等に対する言語教育政策に関する情報を整理し，その教育内容（シラバス）の比較対照を行い，共通点と相違点を明らかにした。相違点をもたらしめている各国の社会背景（外国人受け入れ政策，教育制度等）について，アメリカへの臨地調査等を通じ，さらなる情報収集を行い，教育内容の枠組みを形成するコミュニケーション能力観について比較検討を行った。併せて，国内で刊行されている12種類の初級総合教科書に関し，コミュニケーション能力の捉え方及び扱い方の比較を行うとともに，コミュニケーション能力の教授可能性，教材化可能性の現状について検討した。
- ② 国内外の先行事例をもとに，外国人が日本で生活する上で遭遇するコミュニケーション場面のリストを作成した。なお，このリストは，平成20年度に多数の外国人を対象に実施する生活コミュニケーション場面における日本語使用調査とニーズ調査の基礎資料の1つとなる。
- ③ 平成20年度実施予定の上記調査及びニーズ調査の内容と方法について検討を行い，その一部について予備調査を行った。定住型外国人（ラオス，中国，ブラジル，韓国，タイ，ミャンマー，アメリカ，各1人，計7人）の協力を得て，インタビュー調査，ダイアリー記述調査等を実施し，日常的な日本語使用の実態と問題点，来日直後からこれまでの日本語使用の変遷などに関する情報を収集した。同時に，今回用いた調査手法についての意見を聴取した。
- ④ センター全体で取り組んでいる生活言語としての日本語に関する研究を学際的，実際に進めるために，コミュニケーション能力研究会において，海外の言語教育政策，コミュニケーション能力にかかわる事柄，言語教育にかかわる調査手法をテーマに据え，所内外の言語教育専門家との協議や意見交換，言語教育関係以外の専門家からの情報収集を行った。具体的には，以下の内容で実施した。
 - ・テーマ「在住外国人に対する日本語教育：難民日本語教育とビジネス日本語教育の実践から学ぶ」，4月9日
 - ・テーマ「アメリカにおける移民等に対する成人ESL（第二言語としての英語）教育の教育スタンダード構築に関する動向」，6月22日
 - ・テーマ「ドイツ及びオランダにおける移民等に対する自国語教育の内容について」，7月20日
 - ・テーマ「言語データの統計処理のための“PAC分析”ワークショップ」（内藤哲雄信州大学教授招へい） ，3月27日
 また，成果普及セミナー（8月20日）の企画運営を行った。（p. 60を参照）

（2）日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ① 用例用法辞書の基本設計に関する検討を継続した。特に，日本語学習者に必要とされる辞書情報の整理を行うとともに，「意味・使用上のまとまりとなる単位を見出しとする」という基本方針のもとで，ある表現を「独立の見出し項目」として立てるか「独立の見出しに從属する用法」として立てるかを決定する原則について，既存の各種辞書の意味記述等を踏まえ，学習者にとっての有用性や利便性の観点から具体的な検討を行った。
- ② 平成22年度までに作成するモデルの基本設計と規模，作業工程を確定するために，記述上問題になる可能性のある表現を抽出した。また，各種の語彙について意味・用法の記述上問題になる点について，新聞記事データベースの用例や各種辞書の意味記述等の日本語データをもとに検討を行った。辞書の規模，作業工程の確定，必要な予算の試算は継続検

討課題とした。

(3) 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ① 日本語学習者の書いた文章を評価者が評価する過程について、評価者（日本人）にインタビュー等を行い、その分析結果をもとに「評価プロセスモデル」試案を作成した。日本語学習者に対し、「日常生活の場で必要となるような作文課題」を提示し、その課題に沿った作文を、e-mailを用いて収集した（課題4種類×執筆者数約50人）。既存の作文データについて、日本語教師、ボランティア日本語指導者、小中学校の教員、一般日本人という4種類の立場の人々（各10人前後）に添削を依頼し、そのデータに対する分析を開始した。
- ② 会話での正用・誤用と理解・曲解・誤解との関係や会話の流れや人間関係への影響等（判定基準作り）の検討のため、その1つの手法として、小学館の漫画のセリフを素材とした意味機能のカテゴリー化を行った。これをもとに、会話の分析の視点、コミュニケーションの分析の視点、機能、意図、言語形式との関連の分類についての再考を進めた。この成果は、学びネットの会話力判定、発話評価基準策定にも活用する。
- ③ 言語教育関係以外の専門家からの情報の収集及び共有の一環として、センターのコミュニケーション能力研究会において、言語データの統計分析処理に焦点を当てた「PAC分析」について、所内外の専門家と意見交換を行った。

【成果報告書の作成状況等】

(1) 学習項目一覧と段階的目標基準の開発

- ① 本研究の進捗状況を示すと同時に、情報提供のため、第2期中期計画で収集した文献データ、コミュニケーション能力研究会要録、発表論文、成果普及セミナー報告書、プロジェクトの英文概要など、これまでの成果を国立国語研究所Webサイト (http://www.kokken.go.jp/katsudo/seika/nihongo_syllabus/) で公開した。
- ② ドイツ、アメリカ、韓国の移民等向け自国語教育に関する以下の論文を査読付き専門誌で発表した。
 - ・金田智子、福永由佳「移民等に対する自国語教育の学習内容に関する比較」『日本言語文化研究会論集』3, (日本言語文化研究会), pp. 67-84, 2007年9月
- ③ 成果普及セミナーの内容を広く伝えるために、報告書を刊行した。
- ④ コミュニケーション能力研究会で所内外の専門家と意見交換を行った。研究発表を行い、所内外の専門家と意見交換を行った。
- ⑤ 成果普及セミナーで以下の成果の公表を行った。
 - ・福永由佳「アメリカにおける移民等に対する自国語教育の内容について」
 - ・金田智子「オランダにおける移民等に対する自国語教育の内容について」
 - ・黒瀬桂子「中国帰国者に対する日本語教育内容の変遷」
 - ・武田聡子「国内における日本語教育：総合初級教科書から見える日本語」
- ⑥ 以下の口頭発表、講演等を行った。
 - ・金田智子「日本学総合講座：『生活者に必要な日本語』を求めて」中国・北京日本学研究中心、2007年10月

- ・金田智子「日本語教育の動向：『生活者に必要な日本語』」中国・内蒙古大学外国語学院，2007年11月
- ・金田智子「『生活者』に必要な日本語：目標基準の開発に向けて」『2008年東海大学日本語文学系国際学術研究会 ことば・ひと・越境（語言／人 越境時）』会議論文集，pp. 139-146，台湾・東海大学，2008年3月
- ・金田智子「日本語学習者のコミュニケーション能力」『文化庁月報』459号，ぎょうせい，p. 25，2007年11月
- ・金田智子「生活のための言葉：国内外先行事例から学ぶこと，実態調査から明らかにすること」（平成19年度国立国語研究所公開研究発表会，国立国語研究所），2008年1月

（2）日本語学習のための用例用法辞書の開発

① 以下の口頭発表を行った。

- ・井上優「よくわかる日本語辞書とは」（平成19年度国立国語研究所公開研究発表会，国立国語研究所），2008年1月26日
- ・井上優「「意味・使用上のまとまり」を記述の単位とする日本語辞書」（中国語教育学会関西地区研究会ワークショップ「辞書の未来・未来の辞書」，関西大学岩崎記念館），2008年3月9日

（3）学習目的別の日本語能力評価基準の開発

① 日本語学習者の作文に対する教師コメントの分析に関する以下の論文を査読付き学会誌で発表した。

- ・宇佐美洋「学習者作文に対する教師コメントの分析ーより効果的なコメントを書くための視点ー」『日本語教育135』日本語教育学会，pp. 60-69，2007年10月

② 以下2件の口頭発表を行った。

- ・宇佐美洋，鎌水兼貴「添削支援ツールX ECSの仕様と効能」第4回「日本語教育とコンピュータ」国際会議(CASTEL/J)（ハワイ大学カピオラニ校），2007年8月
- ・宇佐美洋「評価の「ゆらぎ」を問い直す：評価観・評価プロセスを探る研究」（平成19年度国立国語研究所公開研究発表会），2008年1月

③ 評価基準グループのWebページ (<http://www2.kokken.go.jp/eag/>) を作成し，現在の研究の進捗状況を随時公開するとともに，現在の研究と関連する研究所の過去の研究成果・言語データ等を公開した。具体的には，「日本語学習者による日本語作文と，その母語訳との対訳データベース（作文対訳DB）」については，データベース本体，データベースを使用した研究成果報告書（国立国語研究所発行），データベースを使用した研究論文・研究発表の一覧とその書誌情報（所外研究者の研究成果も含む）などを公開している。このデータベースは，これまでに47件（研究所所員を除く）の研究論文・研究発表で引用されている。

④ 現在収集中の作文データ及び添削データは，整理を経て，上記「作文対訳DB」(<http://www2.kokken.go.jp/eag/wiki.cgi?page=taiyakuDB%2Ftop>) の一部として公開した。

⑤ 発話に関しては，意味機能のカテゴリー化の試作版とそれを具現化した漫画表現データベース（試行版）を，Web上で公開した。これは，研究上のフィードバック情報の収集，基盤情

報の公開，研究成果の公開という目的のためである。また，静岡県浜松市等のフィールド調査で得られた言語データをもとにした（限定的）会話力の判定基準の試作版を作成した。なお，知見は，実際の現場での有用性を検証する目的から，教材・カリキュラムを作成する浜松市国際交流協会及び（社）日本語教育学会調査研究プロジェクトに提供した。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

〔中期目標〕

(2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として、日本語教育に関するデータベースを構築する。また、効率的、効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに、日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年1回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図ること。

〔中期計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として、大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

② 成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに、関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から、インターネットを活用するとともに、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお、満足度調査を実施し、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図る。

〔年度計画〕

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

上記(1)の①、②及び③の開発に必要な日本語教育情報を作成するために、国語研究の成果から抽出した使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。そのために、以下のことを実施する。

- ・日本語教育情報発信環境の整備を進める。
 - ・日本語教育の基盤となるデータや情報資料の作成，収集，データベース化，公開を進める。
 - ・「にほんご学びネット」のプログラムの実験開発を行う。
 - ・関連機関・関係者との連携を推進する。
- ② 成果の効果的・効率的な普及のため，次のことを行う。
- ・上記①を踏まえ，インターネットの活用による成果物の迅速な公開，公開情報の活用実態の把握に努める。あわせて基盤情報の流通に関する検討を行う。
 - ・前項(1)の①，②，③から得られた知見を含む日本語教育研究や国語研究の成果，並びに(2)①の公開情報に基づき，80%以上の参加者から肯定的な評価を得られる内容で，国内の日本語教育機関，国際交流基金，日本語教育関係団体，大学，留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員，日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象としたセミナーを開催する。

7. 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

【事業概要】

日本語データとして，国立国語研究所の雑誌九十種，七十種，テレビ放送語彙，中学高校教科書語彙，話し言葉コーパスといった日本人の日本語使用実態に関するものがある。しかし，外国人の日本語使用実態といった日本語教育の基盤となるデータは事例的なものしかなく，外国人の日本語学習を前提とした言語教育，言語発達，言語習得からのデータはない。そこで，本研究事業では，日本語教育の基盤整備の一環として，国語研究や日本語教育研究の成果を踏まえ，日本語教育や日本語学習に必要な情報が付加された様々なデータベースを作成・提供して基盤を整備することを目的としている。

今年度は，外国人の発話データの収集，日本語教育に必要な情報を付加した日本語データの作成などを進め，データベース化を図った。併せて，このデータベースの発信母体であるWebサイト「日本語教育ネットワーク」の充実を図った（p. 87を参照）。また，言語教育データベース研究会の活動を進めるとともに，成果の普及として成果普及セミナーを開催した。さらに，国立国語研究所の公開研究発表会において，平成18年度，19年度に得られた知見，今後の方向性について報告を行った。なお，今年度，共同研究体制の一翼を担う共同研究員として，桶谷仁美（博報財団招へいプログラム受入研究員）を委嘱した。

〔事業費〕運営費交付金：27,229千円

（人件費4,572千円，旅費交通費2,322千円，物件費20,335千円）

【担当組織】

責任者：野山広

担当者：柳澤好昭（にほんご学びネット担当）、島村直己、金田智子（『日本語教育論集』担当）、宇佐美洋（『日本語教育論集』担当）、井上優（『日本語教育ブックレット』・『日本語教育論集』担当）、植木正裕（日本語教育ネットワーク担当）、早田美智子（『日本語教育年鑑』担当）

研究補佐員：高橋（山本）悦子、二瓶知子（『日本語教育論集』担当）

非常勤研究員：塩谷由美子

招へい研究員：桶谷仁美、當作靖彦

【調査及び研究の進捗状況】

（1）日本語教育データベースの構築

① 日本語教育データベース群の発信母体であるWebサイト「日本語教育ネットワーク」（p. 87を参照）の運用を継続しつつ、利用者の簡便さを考慮し、Webサイトのデザインを検討し、国立国語研究所のWebサイトの改変に合わせて変更を進めた。

② 日本語教育データベースの構築を進めた。

1) 外部で作成された言語データの活用として、大曾美恵子姫路獨協大学教授が構築した会話データベースを、日本語教育情報として公開するための改訂作業を行った。

2) 作成データ：文字化のための書式を策定し、OPI（アメリカの口頭能力測定方式）による日本語会話データの収集（約350人、30分／人、合計175時間）及び文字化作業を行った。同時に、前年度にパイロット的に収集したデータ（約90人分、30分／人、合計45時間、文字化作業終了）の一部を公開するために評価情報等のタグ付けなどを行い、公開の準備を整えた。

また、既存の電子化されたデータ（中国帰国者会話データ、ストラテジー調査会話データ等）の情報のタグ付けを進めた。

3) 各種基本語彙データを集約し情報を付加した日本語教育用基本語彙6種のデータベース化を終えた。また、語彙データの整備として、昨年度実施した小・中学生を対象にした語彙力と認知発達との関係についてのテストの集計・分析を行った。調査票はすべて回収した。初級約500語のうち約250語の意味記述を完了した。執筆メンバーを1人から3人に増やし、検討会を開き、1語1語の語釈を検討し50語を確定した。これは、「にほんご学びネット」の基本語彙力の判定基準の基盤となる辞書と作題の基盤的資料の1つとしても活用される。

4) 日本語教育用データベースの整備に向けて、EU、ドイツ、フランス、スウェーデンの言語教育データベース、言語・言語教育関連の研究所や高等教育機関などのデータベースを対象に、その設立経緯や内容、活用の実態、自国語普及政策との関連性等に関する調査を行った（一部外部委託）。

③ 「にほんご学びネット」（インターネットを通じて日本語の「話す」「書く」等の練習システム）は、今年度の目標である作題、判定辞書、利用者へのフィードバック情報提供に必要な日本語データの収集、開発プログラムの構成と仕様策定のため以下のことを行った。

- 1) 作文学習ツール，発声発語学習ツール，診断ツールに必要な各種プログラム，問題・解答の抽出，蓄積等のデータベース，多言語対応の問題提示・解答提出プログラム，診断プログラムの設計仕様を検討した。問題提示に使用するテレビ会議システムの実験試行として，一般の利用に供し，フィードバックを得た。既存のスタンドアローン型発話プログラムのオンライン型への改変仕様の検討を行い，新規開発か既存改良かについての比較検討を行った。
- 2) 問題・解答のデータベース，判定用辞書データベースの作成の準備として，日本語データの作成方針の検討，実験的作成，正用・誤用データの収集と整理を行った。具体的には，96,051語の単語音声情報の作成（委託），漫画（小学館24冊分）のセリフのカテゴリー分類（場面，機能，ストラテジー等の暫定的な枠組み，<http://www.junyoung.homedns.org/nihongo2/>にて試験公開）とカテゴリー化に関するフィードバック情報の収集を行った。また，就労場面での会話データ（96時間分）を収集し，検討のための整備を行った。既存の中国帰国者の会話データ（60時間分），外国人のコミュニケーション・ストラテジー研究の会話データのカテゴリー化を進めた（上記②2）と連動）。項目応答理論に基づく語彙力測定ツールの開発者と作題の妥当性，信頼性，作成システムについて協議を行った。プログラム試行版開発実験で使用する問題プロンプト（一固まりのこと）を20（母語話者約250人，非母語話者約100人で確認）作成した（外部委託）。
- 3) 作成した96,051件の単語音声情報（委託）を使って人による採点と機械による採点との差異を検討するため，判断基準の枠組み策定案を作成した（上記6．【調査及び研究の進捗状況】（3）（p.54を参照）と連動）。
- 4) 2)で述べた小学館の漫画雑誌をもとにしたデータを，日本語教育データベースの1つとして日本語教育機関へ提供するため，研究に用いたデータに情報付加，改変等を行い，「日本語教育のための漫画表現意図データベース」として公開した。（上記6．【調査及び研究の進捗状況】（3）（p.54を参照）と7．【調査及び研究の進捗状況】の（1）②2）（p.59を参照）と連動）。
- 5) 日本語教育における山口大学（J-CAT），岩手大学（LESSON/J），英語教育におけるベネッセや旺文社のWebテストなど他機関が開発した類似のシステムやプログラムについての検討を継続した（上記3）と連動）。

（2）成果の効果的・効率的な普及

- ① センターは，成果普及セミナーを毎年度実施している。今年度は，「生活者にとって必要な『ことば』を考える」というテーマで，学習項目グループの研究プロジェクトの成果をもとに，海外（アメリカ，オランダ）の自国語教育，国内における中国帰国者向け教育，初級総合教科書の分析結果，調査研究に関する方向性などについて，8月20日に実施した（中核的日本語教育機関関係者16人，所員10人参加）。

また，これまでの成果の普及という趣旨のもとで，国立国語研究所公開研究発表会（1月26日）を開催し，「生活日本語」の学習をめぐって—文化・言語の違いを超えるために—というテーマで2年間の研究成果と今後の方針を報告した（参加者約150人，p.66を参照）。

- ② センターの言語教育データベース研究会を以下のとおり開催した。
- ・ テーマ「英語学習支援システムATRCALLに見る英語音声言語習得の研究」, 7月9日
 - ・ テーマ「言語能力の適応型テスト」(高橋登大阪市立大学准教授), 9月6日
- また、「情報資源の活用に関する検討研究会」を3月4日に開催し、所外の既存の日本語データの取り込み、所外で作成する予定の日本語データとの関係等について、各機関関係者と協議した。
- ③ 『日本語教育年鑑2007年版』(くろしお出版)(p. 84を参照)を平成19年10月に、『日本語教育論集』第24号を平成20年3月に刊行した。また、『コンピュータ利用日本語教育の課題と実践』及び『日本語教育ブックレット』10の刊行の準備を完了した。
- ④ 日本語教育資料室の所蔵資料と貸出業務等を図書館に移し、独自運営を終了した。
- ⑤ 共同研究体制作りの一環として、10月から桶谷仁美氏(博報財団招へい研究員, アメリカイースタンミシガン大学)を共同研究員とし、群馬県大泉町や秋田県能代市、大阪府での調査研究、地域縦断調査について共同研究を開始した。

【成果報告書等の作成状況】

(1) 日本語教育データベースの構築

- ① 『日本語教育年鑑』(p. 84を参照)に掲載している文部科学省科学研究費補助金研究課題検索データベース(日本語教育関連領域限定)を発信した。
- ② 商業雑誌の依頼を受けて次の論文を発表した。
- 高橋悦子「日本語学習者のための擬音語・擬態語サイトー「日本語を楽しもう! 擬音語って? 擬態語って?」の作成ー」『日本語学』特集 オノマトペと日本語教育, Vol. 26, pp. 57-64, 2007年6月
- ③ 上記(1)②4)(p. 59を参照)の成果物として、平成18年度のアメリカ、イギリス、韓国に続き、「海外主要国におけるデータベース作り及び自国語普及政策に関する調査研究ⅢーEUー」, 「海外主要国におけるデータベース作り及び自国語普及政策に関する調査研究Ⅳードイツ, フランス, スウェーデンー」を作成した。

(2) 成果の効果的・効率的な普及

- ① 成果普及セミナーの報告書を、センターの研究会に参加する中核的な日本語教育機関や国立国語研究所公開研究発表会の参加者などに配布した。
- ② Webサイト「日本語教育ネットワーク」のトップページへのアクセス件数は32,110件、利用者登録数は6,053人であった(平成19年4月~20年3月)。なお、これまでは、下記のとおり利用登録者数を重視していたが、国立国語研究所のWebサイトの改編が行われた平成19年度より、アクセスログ解析による提供物と発信方法の検討のためトップページへのアクセス件数を計測した。

※利用登録者数：平成15年度 3,302人, 平成16年度 3,889人, 平成17年度 4,587人,
平成18年度 5,084人

3 情報発信

〔中期目標〕

- 3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

〔中期目標〕

- (1) 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果については，次の方法により積極的に情報を発信すること。

〔中期計画〕

- (1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔年度計画〕

- (1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

〔中期目標〕

- ① 学術誌への掲載や学会等での発表を促進し、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また、研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容の充実を図ること。

〔中期計画〕

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも1割増加させ、また、研究発表会（年1回）と査読付論文誌（年2種）の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容を充実させるなど、調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

〔年度計画〕

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。また、研究発表会（年1回）と査読付論文誌（2種 「日本語科学」、 「日本語教育論集」）の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるようにする。

8. 調査研究成果の公表

【事業概要】

学術誌への掲載や学会等での発表を促進するとともに、研究発表会を年1回開催し、その内容の充実を図るとともに、査読付論文誌2種、『日本語科学』、『日本語教育論集』を刊行するなど、調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

（1）公開研究発表会

公開研究発表会は、研究所の研究・事業の成果を、主として研究者、教育関係者、学生・大学院生など、それぞれの分野の専門家をはじめとした各層を対象として公開し、発表・質疑・討論・研究室公開などを通じて、評価や批判を受ける機会とするものであり、そこで行われた議論や得られた評価・批判を、その後の研究・事業の実施や企画に生かすことを目的としている。研究所では「ことば」フォーラムも開催しているが、「ことば」フォーラムが、

専門家ではなく広く一般市民を対象として、啓発的な姿勢を持ちながら講演や公開討論を行うことに主眼を置くものであるのに対して、研究発表会は主として所内プロジェクトによる研究課題について、より専門的な成果を世に問う場として開くものである。

(2) 日本語科学

『日本語科学』は、研究所における調査研究、並びにそれらと関連を有する調査研究の成果を学術論文の形で公表することを通じて、広範な日本語研究の発展に寄与することを目的とする。

研究所は日本語及び日本語教育に関する我が国のみならず世界唯一の研究機関であり、世界の日本語研究センターとして国の内外の日本語研究の発展に寄与することは、その社会的使命の1つである。『日本語科学』を、良質で高度な研究成果を厳密な査読制度に基づいて収録した専門学術誌として編集・刊行することは、そうした社会的使命を果たすための重要な事業である。

研究所が行う現代日本語や国民の言語生活についての科学的な調査研究、日本語教育の内容や方法に関する科学的・実践的な調査研究・事業は、他の大学や学会で組織的にこれらを専門に行うところのない独自の領域を形成している。こうした領域に関する研究論文等を収録する専門学術誌は、その領域を維持し拡大する上で大きな学術的有用性を持つ。

前述のような独自の領域における学術論文を公表する場として、本誌はひとり研究所員だけに開かれているものではなく、所外の研究者や教育関係者に広く開放されており、社会全体としてみると必ずしも多くはない人文・語学系の専門学術誌の貴重な1つとして社会的有用性を堅持している。この点は、大学等のいわゆる紀要類はもとより、世の学会機関誌がほとんどの場合、論文投稿・掲載の機会を、所属する教員や大学院生、あるいは学会会員のみ開いているのと対照的である。

(3) 日本語教育論集

『日本語教育論集』は、日本語教育及び日本語教師教育の内容・方法にかかわる研究、その中でも特に、教育実践に基づいた研究、新たな視点に立つ研究、将来の展開が期待される研究などの成果を積極的に収録・公表することにより、日本語教育の発展に寄与することを目的とする。

本誌を発行することにより、日本語教育の実践研究や記述法が現場教師から研究者に至る幅広い層の間で確立し、「教師による教育実践研究」が日本語教育における研究領域の一分野として成立していくことが期待できる。これは、日本語教育学会の機関誌をはじめとし、大学の紀要や関連する雑誌においては期待しにくい独自の学術的な貢献である。

また、研究所が各種研修事業を通じて目指している教師の資質能力の向上や教育の改善については、本誌は、具体的な議論のための素材を蓄積・共有する場として大切な学術的有用性を持っている。

日本語教育の実践に基づいた研究（実践研究、教室研究）は、日本語教育の発展のために必要不可欠のものである。しかしながら、実践研究の方法論及び記述法は他の研究分野に比べ、未成熟でもあり、従来の学術研究論文の枠組みになじまない部分も多いため、発表の場が非常に限られている。

こうした状況に対して、本誌を日本語教育における実践研究のための専門的学術雑誌として発行することにより、教師間で広く経験や成果を共有したり相互交流させたりする媒体を確保し、教師自身による実践研究の促進、教師の資質能力の向上、教育の改善の基盤を固めることが期待できる。

(1) 公開研究発表会

〔事業費〕運営費交付金：351千円（旅費25千円，物件費326千円）

(2) 日本語科学

〔事業費〕運営費交付金：2,042千円（旅費31千円，物件費2,011千円）

(3) 日本語教育論集

〔事業費〕運営費交付金：825千円

（人件費28千円，旅費77円，物件費373千円，刊行費347円）

【担当組織】

(1) 公開研究発表会

責任者：宇佐美洋

担当者：井上優，熊谷智子，塚田実知代，関達夫

(2) 日本語科学

責任者：熊谷智子

担当者：朝日祥之，植木正裕，井上文子，小木曾智信，柏野和佳子（～10/31），丸山岳彦，鈴木美保子

所外委員：田野村忠温（大阪外国語大学，～10/31）

(3) 日本語教育論集

責任者：井上優

担当者：金田智子，宇佐見洋，野山広

研究補佐員：二瓶知子

所外委員：阿久津智（拓殖大学），阿部洋子（国際交流基金日本語国際センター），河野俊之（横浜国立大学），文野峯子（人間環境大学）

【実施状況】

(1) 公開研究発表会

タイトル：「生活日本語の学習をめぐって—文化・言語の違いを超えるために—」

日時：平成20年1月26日 14:00～17:00

場所：国立国語研究所講堂

近年日本国内に在住する外国人の中には、特定目的のためではなく、「生活のために」日本語を学んでいる人々が増加している。このような中で、「生活に必要な日本語能力とは何か」「そ

の能力を伸ばすためにどのようなことが必要か」というようなことを明らかにしていくことが、重大な社会的課題として求められている。

今回の研究発表会は、日本語教育基盤情報センターの4つの研究グループが、「生活日本語」というテーマをめぐり、それぞれ何を指し、何を明らかにしようとしているのかを提示するとともに、所外の教育者・研究者との対話を通じ、「生活日本語」についての議論を深めることを目的として開催された。

公開研究発表会の具体的な内容は、以下のとおりである。

- ・ 口頭発表（4件）
 - 金田智子 生活のための言葉：国内外先行事例から学ぶこと、実態調査から明らかにすること
 - 宇佐美洋 評価の「ゆらぎ」を問い直す：評価観・評価プロセスを探る研究
 - 井上 優 よく分かる日本語辞書とは
 - 野山 広 日本語教育データベースの構築：その課題と可能性について
- ・ 発表内容を踏まえたディスカッション
 - コメンテータ：才田いずみ氏（東北大学）、西原鈴子氏（東京女子大学）
 - 司 会：柳澤好昭
- ・ 参加者数：150人

（2）日本語科学

平成19年度は、『日本語科学』第21号（平成19年4月）と第22号（同10月）を編集・刊行した。各号の内容は以下のとおりである。

① 第21号（158ページ）：

研究論文4編、調査報告1編、研究ノート1編、研究所報告1編、その他

[研究論文]

- ・「『[漢語／文章]熟字早引』の〈国語〉をめぐって」 今野真二
- ・「医療コミュニケーション適切化のための医学・医療用語の課題 ―世論調査にみる国民の期待とそれに応える医師の工夫―」 吉岡泰夫，相澤正夫，朝日祥之
- ・「群馬県藤岡市方言における「養蚕語彙」の比喩表現」 新井小枝子
- ・「高知方言のアスペクト形式と時間性に基づく動詞分類」 畠山真一

[調査報告]

- ・「アメリカ人は和製英語をどのくらい理解できるか ―英語母語話者の和製英語の知識と意味推測に関する調査―」 柴崎秀子，玉岡賀津雄，高取由紀

[研究ノート]

- ・「全文検索システム『ひまわり』を利用した言語資料検索環境の構築手法」 山口昌也

[研究所報告]

- ・「方言分布の解明に向けて ―原点に帰る言語地理学―」 大西拓一郎

[世界の言語研究所21]

- ・「パリ・ソルボンヌ大学 理論・応用言語学研究所（CELTA）―CASKプロジェクト―」
アンドレ・ヴロダルチック

② 第22号 (211ページ) :

研究論文8編, 調査報告1編, 研究ノート2編, その他

特集: コーパス日本語学の射程

[巻頭論文]

- ・「コーパス日本語学の射程」 丸山岳彦, 田野村忠温

[寄稿論文]

- ・「コーパス日本語学の可能性 一大規模均衡コーパスがもたらすもの」 前川喜久雄
- ・「語彙調査からコーパスへ」 宮島達夫
- ・「コーパス言語学と日本語研究」 後藤斉

[研究論文]

- ・「多言語コーパスと日本語研究—「中日対訳コーパス」の利用研究例から—」 曹大峰
- ・「学習者と母語話者における日本語複合動詞の使用状況の比較 —コーパスによるアプローチ—」 陳曦
- ・「コーパス日本語学のための言語資源 —形態素解析用電子化辞書の開発とその応用—」 伝康晴, 小木曾智信, 小椋秀樹, 山田篤, 峯松信明, 内元清貴, 小磯花絵

[調査報告]

- ・「現代雑誌70誌における漢字の使用実態と常用漢字表 —国語施策へのコーパス活用に向けた基礎調査—」 小椋秀樹, 相澤正夫

[研究ノート]

- ・「日本語研究のためのXMLタグ付けプログラム —その開発と活用例—」 小木曾智信, 近藤明日子
- ・「日本語用例・コロケーション情報抽出システム『茶漉』」 深田淳

[研究論文] (一般投稿)

- ・「日本語と韓国語における文末スタイル変化の仕組み —時間軸に沿った敬体使用率の変化に着目して—」 申媛善

[世界の言語研究所22]

- ・「アジア・アフリカ言語文化研究所」 峰岸真琴

(3) 日本語教育論集

① 日本語教育論集

平成19年度は, 編集作業を行い, 『日本語教育論集』第24号を刊行した。

[特集: 教科書で教える]

「日本語教育において「教科書で教える」が意味するもの」丸山敬介

「教科書ができることとできないこと—「文型積み上げ式初級教科書で教える」とは—」

品田潤子

「これからの日本語学習を教材で支援するために必要なこと」柴原智代, 島田徳子

[研究論文]

「第二言語および外国語としての日本語学習者における非現場指示の習得—台湾人の日本語学習者を対象に—」孫愛維

[報告]

「「進学動機の自覚を促す」日本語教育実践の意義ーレポート分析とエピソード・インタビューを基にー」市嶋典子，長嶺倫子

また，平成19年度の編集協力者（平成19年度投稿分の査読者）は8人（うち外部4人）である。

（4）学術誌への掲載や学会等での発表

平成19年度成果公表の実績

A	所刊行物の件数	報告書による公表	25件
B	所員執筆・編集単行本等件数	単行本による公表	29件
C	学術雑誌・商業雑誌に掲載された論文等の数		76件
	査読誌への掲載件数	24件	
	専門誌等からの依頼掲載件数	52件	
D	論文集等掲載件数	論文による公表	25件
E	口頭・ポスター発表件数		135件
	E1 口頭・ポスター発表(予稿集あり)	100件	
	E2 口頭・ポスター発表(予稿集なし)	35件	
F	その他（広報誌，ニュースレター，新聞コラム等掲載件数）		90件

【内容の充実度】

（1）公開研究発表会

発表会参加者に対する満足度のアンケート結果は以下のとおりであった。

- ・ 参加者数：150人
- ・ アンケート回収数：91部
- ・ 満足度調査結果
 - 有意義 89人（97.8%）
 - 分かりやすかった 78人（85.8%）
 - 新しい情報が得られた 86人（94.5%）

（2）日本語科学

年間約370ページという分量は，学会機関誌等の学術雑誌に比べても遜色のない分量である。また，第22号では「コーパス日本語学の射程」と題する特集を組むことで，当該テーマの重要性について広く学界の関心を喚起した。

『日本語科学』に掲載される論文は，所内外の研究者による厳正な審査を経て掲載される。平成19年度の投稿状況は，投稿38（うち海外3），採用4，不採用14，修正中・査読中10，その他6である（その他は投稿規程に合致しないための不受理，著者による取り下げ）。また，平成19年度の編集協力者（平成19年度投稿分の査読者）は43人（うち外部31人）である。

（3）日本語教育論集

第24号の掲載論文の公募に対しては，10本の投稿があった。編集委員を含む所内外の専

門家延べ13人による厳正な査読及び修正依頼後の査読を経て、最終的に2本が採録となった。

第23号に引き続き、実践研究の意義を示すと同時に、実践研究論文のあり方について考える機会を提供することを目指し、掲載論文に関するコメントを記した。また、実践研究及び教師教育研究の振興を図るとともに、本誌の独自性をより積極的に打ち出すため、24号に特集「教科書で教える」を企画し、寄稿論文3編を掲載した。

【公表手段・広報手段の適切性】

(1) 公開研究発表会

① 公開研究発表会の開催について、多様な媒体を通じて広報を行った。主たる広報手段は、以下の3通りであった。

- ・ 電子的手段（電子メール、Webページ等）
- ・ 広報用紙媒体（ポスター、チラシ等）
- ・ 出版物での広告（新聞、雑誌、広報誌）

② 参加者へのアンケート（回収数91）で、「今回の公開研究発表会について、何から情報を得たか」という質問を行った（複数回答可）。その結果は、以下のとおりであった。

- | | |
|--------------|-----|
| ・ ポスター | 34人 |
| ・ 研究所のホームページ | 30人 |
| ・ 研究所からの案内状 | 14人 |
| ・ 研究所からのメール | 5人 |
| ・ 雑誌 | 2人 |
| ・ 他のホームページ | 1人 |
| ・ その他 | 23人 |

ホームページなど、電子的媒体による広報が効果的であるようだが、ポスター、案内状など紙媒体による広報も依然として有効であることがうかがえる（なお今回初めての試みとして、多摩都市モノレール沿線で、近隣に大学等教育機関のある駅にポスターを掲示した。）。

(2) 日本語科学

『日本語科学』は、毎号1,100部を(株)国書刊行会から刊行し、そのうち300部を国立国語研究所が買い上げて、約260部を関係機関（海外を含む。）に無償で配布し、成果の公表と配布先との間での学術成果物の交流を実現している。これとともに、800部を同社から市販し、個人研究者等の需要にこたえている。

刊行については、国立国語研究所ホームページへの案内情報の掲載、関係領域の専門雑誌への広告、印刷パンフレットによる広報などによって周知に努めている。

(3) 日本語教育論集

国内外の日本語教育関係機関及び関係者に対し、867部配布した。このうち、海外の日本語教育関係者への周知及び海外からの投稿を促進するため、海外92か所の教育機関にも配布している。

〔中期目標〕

- ② 成果普及図書等を作成する他、効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

〔中期計画〕

- ② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・講演会、施設公開等を実施する。

〔年度計画〕

- ② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・「ことば」フォーラム、施設公開等を実施する。

9. 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

【事業概要】

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、第2期中期目標・中期計画期間の5年間を通じて、時宜にかなった重点テーマを設定し、また刊行物・広報資料の発行、インターネットによる普及広報、公開事業等の開催等、異なった特徴を持つ様々なメディアを複合的・総合的に活用し、普及広報事業を運営する。

具体的には、以下の内容を実施する。

- (1) 『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書（2種）

日本語に関する興味・関心を一般の人々に持ってもらうため、普及書の『新「ことば」

シリーズ』を毎年1冊発行する。また、これとは別に、研究所の調査研究・事業の成果を広く公表普及し、これを通じて日本語・言葉遣い・日本語教育等について興味・関心を持ってもらうため、一般を対象とした成果普及図書を1種作成する。

(2) ホームページ等のインターネットによる普及広報

(3) 国立国語研究所概要等

研究所の研究・事業を紹介し、広範かつ適切な認知と理解を得るために、概要等を作成する。

(4) 「ことば」フォーラム、施設公開等

国語について国民の意識を高め、また研究所の調査及び研究の成果を公表するため、広く一般を対象にした公開事業として「ことば」フォーラム、施設公開等を実施する。

〔事業費〕運営費交付金：12,923千円

(人件費257千円, 旅費交通費613千円, 物件費12,053千円)

【担当組織】

普及広報部会

責任者：池田理恵子

担当者：熊谷智子, 尾崎喜光, 伊藤雅光, 金田智子 (5月～8月),
宇佐美洋 (9月～), 田島正幸

新「ことば」シリーズ編集小委員会

責任者：尾崎喜光

担当者：朝日祥之, 小椋秀樹, 小沼悦, 鈴木美保子

執筆協力者：清水義範 (作家), 宇田川清江 (NHK「ラジオ深夜便」アンカー), 蒲谷宏 (早稲田大学大学院), 菊地康人 (東京大学), 松村由紀子 (目黒区立第八中学校), 任栄哲 (韓国中央大学校), ポリー・ザトラウスキー (ミネソタ大学), 杉戸清樹 (国立国語研究所), ほか所員11人

「ことばフォーラム」小委員会

責任者：伊藤雅光

担当者：野山広, 三井はるみ, 森本祥子, 塚田実知代, 鈴木美保子

英文概要作成小委員会 (平成19年5月～8月)

責任者：金田智子

担当者：前川喜久雄, 池田理恵子, 森本祥子, 朝日祥之, 丸山岳彦, 鈴木美保子

普及広報担当グループ

責任者：池田理恵子

担当者：塚田実知代, 関達夫, 鈴木美保子

所内協力者：榎本誠 (国語研究所ネットワークヘルプ担当), 菅原聡美 (総務課)

「概要等の作成」「インターネットによる普及広報」「施設公開」をはじめとする各種普及広報事業を担当。

【実施状況】

刊行物・広報資料の発行、インターネットによる普及広報、公開事業等の開催等、異なった特徴を持つメディア相互の連携を取り、より効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、これらを複合的・総合的に活用し、以下のことを行った。なお、メディア相互の連携体制をより円滑に行うことのできるよう、普及広報部会、関連の各小委員会、普及広報担当グループをはじめとする連携体制の下、相互連絡、企画実施を行った。

(1) 『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書(2種)

① 『新「ことば」シリーズ』の刊行

平成19年度は『新「ことば」シリーズ21 私たちと敬語』(A4判128ページ、定価500円(税込み)、株式会社ぎょうせい)を平成20年3月31日に刊行した。

本号の構成は以下のとおりである。

- ・ 巻頭エッセイ「敬語は社会性の中にある」(清水義範氏)
- ・ 座談会「敬語の働きと難しさ」(宇田川清江氏、蒲谷宏氏、杉戸清樹)
- ・ ことばの質問箱Ⅰ：7編(菊地康人氏、松村由紀子氏)
- ・ ことばの質問箱Ⅱ：16編(任栄哲氏、ポリリー・ザトラウスキー氏、所員10名)
- ・ コラム：1編(所員1名)
- ・ 巻末資料 文化審議会答申「敬語の指針」(抄)

② 成果普及図書の刊行

一般読者や学校教育・日本語教育関係者の利用を念頭に置いた成果普及図書として、平成18年度と同様、以下のように作成及び刊行の準備を行った。それぞれの具体的な内容等については、該当する箇所を参照されたい。

- ・ 『コンピュータ利用日本語教育の課題と実践』の刊行の準備を終えた。(p.75を参照)
- ・ 『日本語教育ブックレット』10の刊行の準備を終えた。(p.75を参照)
- ・ 『日本語ブックレット』2006(電子版)を作成した。(事業項目11. p.84を参照)

(2) ホームページ等のインターネットによる普及広報

普及広報グループでは、ネットワーク委員会情報セキュリティ管理部会と連携を図りつつ、ホームページ内容の運用整備を継続して行った。なお、平成19年度は、所内協力者による体制強化により、運用整備について迅速かつ適切な対応が図られている。

アクセス件数(ページビュー)に関しては、以下のように推移している。

平成10年度	115,680件	平成15年度	6,086,098件
平成11年度	250,086件	平成16年度	5,232,532件
平成12年度	434,405件	平成17年度	5,433,785件
平成13年度	1,498,758件	平成18年度	11,057,543件
平成14年度	3,818,474件	平成19年度	5,945,374件

※ 平成15年度と平成18年度が突出しているのは、平成15年度には、外来語言い換え提案の本発表が2回行われ、また、平成18年3月には、最後になる本発表が行われたことが影響し、アクセス件数が多くなっている。基調としては、順調に推移している。

(3) 国立国語研究所概要等

① 「国立国語研究所概要」の作成

平成19年度版概要（和文，A4判24ページ，3,000部）を作成し、文部科学省所管の機関・独立行政法人，国立大学人文系研究所，人文系大学共同利用機関等に送付したほか，研究所主催の各種行事の参加者に対しても積極的に配布した。

② 「国立国語研究所英文概要」の作成

第2期中期計画の内容を反映した英文概要（A4判14ページ，1,000部）を作成し，国際シンポジウムをはじめとする研究所主催の行事等で参加者に配布した。また，研究所の実施事業に関する理解促進を進めるべく，海外からの来訪者等に配布するとともに，海外諸機関や国際学会への出張時に持参し，活用した。

③ 広報紙「国語研の窓」の作成

広報紙「国語研の窓」を年4回発行（各号5,000部）した（31号（4月），32号（7月），33号（10月），34号（1月））。各号はいずれもA4判8ページで，基本構成は以下のとおりである。

- p. 1 表紙写真，「暮らしに生きることば」（言葉に関するエッセイ）
- pp. 2～3 「研究室から」（国立国語研究所の研究事業の紹介・解説）
- pp. 4～5 「解説」「刊行物紹介」「ことば」フォーラムの報告」ほか
- pp. 6～7 「文字さんぽ」（文字に関するコラム）「新刊」ほか
- p. 8 「ことば」フォーラムの案内」ほか

(4) 「ことば」フォーラム，施設公開等

① ことばフォーラムの実施

国立国語研究所が作成した『ことばビデオ』シリーズ＜豊かな言語生活をめざして＞と連携した「ことば」フォーラムを企画立案し，「映像作品から話しことばを考える」というテーマで2回開催した（前年度までに通算31回開催）。

第32回

日 時： 平成19年6月30日（土）

場 所： 国立国語研究所講堂（立川市）

後 援： 立川市

テーマ： 映像作品から話しことばを考える

講 演： 「ことばと映像」 品田雄吉氏（多摩美術大学名誉教授・映画評論家）

『ことばビデオ』の情報源 尾崎喜光（国立国語研究所）

「日本語教育で映像を使うと」 小河原義朗（北海道大学留学生センター）

参加者： 75人

第33回

日 時： 平成19年11月2日（金）
場 所： アクロス福岡大会議室（福岡市）
後 援： 福岡県教育委員会，福岡市，福岡市教育委員会，西日本新聞社
テーマ： 映像作品から話しことばを考える—国語・日本語教育の現場で—
講 演： 「国語教育の現場での活用を考える」 中神智文（福岡県立朝倉高等学校）
「日本語教育の現場での活用を考える」 清 ルミ（常葉学園大学）
「映像作品の活用と可能性について考える」 杉戸清樹（国立国語研究所）
参加者： 84人

② 施設の公開等

研究所の活動と研究成果を広く国民一般に伝えることを目的として、施設の一般公開を行っている。中学校，高等学校，大学等の教育機関，生涯教育機関等の団体，個人で訪れた一般市民に施設公開を行った。研究所への見学案内実績は，計11団体72人と個人34人の計106人であった。

施設の公開等（見学案内内訳）

・ 公的な依頼のあったもの：計11件 72人

明治大学	4人
International Languages Teacher Training Institute（マレーシア）	16人
早稲田実業学校	2人
鷗友学園女子中学校	2人
神奈川学園中学校	8人
安田女子高等学校	5人
静岡県立浜松西高等学校	3人
財団法人霞山会	12人
特定非営利活動法人言語資源協会	1人
品川女子学院	12人
金沢大学	7人

・ その他（建物見学等） 34人

（5）マスメディアを媒介とした普及広報活動の実施

テレビ・ラジオへの出演，新聞・雑誌等への寄稿，資料提供等，マスメディアを媒介とした普及広報活動も実施した。マスメディア等からの取材及び出演要請については，30件に対応した。取材等に関しては，平成15年度より事務処理を総務課に一元化することにより，迅速な対応が図られている。

・ マスメディア等の取材・出演内容

単発対応（28件）

新聞社 17件，出版社 3件，テレビ局 3件，ラジオ局 3件，企業 2件

連載対応（2件）

国の機関 1件，ラジオ局 1件

取材または出演先の例：朝日新聞社，読売新聞社，毎日新聞社，NHK

【内容の充実度】

(1) 『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書（2種）

① 『新「ことば」シリーズ』の刊行

シリーズ21は平成19年2月に文化審議会より「敬語の指針」が答申されたことを受けて、「私たちと敬語」をテーマとした。

巻頭エッセイ「敬語は社会性の中にある」は、作家・清水義範氏の執筆で、敬語について読者の関心を高める内容であり、また、座談会は、国民が敬語について感じていると思われる事柄を話題にし、専門的立場からコメントするなど、読者の興味を引きつける内容であった。さらに、「ことばの質問箱Ⅰ」では「敬語の指針」に直接かかわる事柄を取り上げ、「敬語の指針」の背景や内容及び「敬語の指針」の学校教育での活用・指導等について解説した。また、「ことばの質問箱Ⅱ」では、誤りやすい敬語の表現、敬語についての意識の変化など、敬語をめぐる疑問について広く取り上げ、国立国語研究所の研究員等が調査データを紹介しつつ、分かりやすく解説した。

② 成果普及図書の刊行

『コンピュータ利用日本語教育の課題と実践』は、平成18年度に作成した『コンピュータ利用日本語教育入門』の中で課題として示された様々な事柄のうち、代表的なものを取りあげ、その解決の具体的方策についてまとめたものである。現在コンピュータを利用した日本語教育を行っている人、これから行おうとする人に向けて、事例をあげて平易に解説するものである。

『日本語教育ブックレット』10は、言葉の意味分析の入門書として、多義性の問題、意味記述の問題、言語教育への示唆などを内容とするものである。

『日本語ブックレット』2006（電子版）は、一般の読者を対象として、日本語に関する最新の動向や資料を分かりやすい形で提供するものである。

(2) ホームページ等のインターネットによる普及広報

各プロジェクトの成果発信、刊行物や各種催し物の案内や報告等、研究所の研究成果の公開に対応し、運用整備を行った。特に、「英文概要」の内容を活用し英文ホームページの掲載内容を拡充したほか、「国語研の窓」のHTML版の作成、「ことば」フォーラムの配布資料や当日の発表やディスカッションの記録の掲載など、ホームページ内容の拡充を推進した。

(3) 国立国語研究所概要等

① 「国立国語研究所概要」（和文）の作成

第2期中期目標・中期計画期間中の各プロジェクトの計画について、関連プロジェクトの実績・成果を踏まえ、担当グループ間の関連・連携が分かるよう、紙面構成や説明の記述に工夫を加えた。また、写真や図表を効果的に利用することにより、調査研究事業の内容を分かりやすく伝えるよう工夫した。

② 「国立国語研究所英文概要」の作成

研究所の全体像を把握しやすくするために、掲載する内容を絞り込むと同時に、研究事業（コーパス開発，経常的・長期的研究，言語政策に対する貢献，日本語教育・学習のためのリソース開発），普及広報活動，その他（大学院運営，国際交流）という，組織単位ではなく，内容によって区別する構成で編集した。また，現在進行中の研究事業だけでなく，長年にわたる研究の成果も載せることにより，研究所の設置目的や役割をより具体的に把握できるよう，工夫した。

③ 広報紙「国語研の窓」の作成

研究所の活動の諸側面を，所外に広く分かりやすく知らせるよう，以下のように工夫している。

- ・原稿の執筆は所員に依頼している。その際，広く国民一般に理解してもらえるような文体・用語・表記等の工夫を念頭に置くように要請している。
- ・催事案内だけでなく，「ことば」フォーラムや公開研究発表会等の開催後には，内容や当日の様子をまとめた記事を写真とともに掲載するなど，参加していない人にも概要を知らせる工夫をした。
- ・紙面デザインについても，印刷所との連絡・協力体制の充実を図り，より効果的な読みやすい紙面構成を工夫した。

（４）「ことば」フォーラム，施設公開等

① 「ことば」フォーラムの開催

２回に共通するテーマとして「映像作品から話しことばを考える」を取り上げ，映像関係者，「ことば」ビデオの作成者・利用者それぞれの視点から，「ことばビデオ」の活用について紹介し，理解促進を進めることにより，今後の活用促進が期待できる。

参加者による満足度評定は，２回全体の平均で96.8%（延べ肯定的評価数91／延べ回答数94）であり，高い充実度を得ることができたと言える。

② 施設の公開等

展示室には，説明用パネル，刊行物などを展示するとともに，ノートパソコンを設置し，国立国語研究所の研究事業に関連するホームページを閲覧できるようにし，随時見学ができるよう受入れ体制を整備している。また，研究所の研究事業の実績を一覧できるように年表パネルを作成した。公開研究発表会の際は，開催に合わせて展示内容を入れ替え，展示室への案内表示を行うなど工夫した。

【公表手段・広報手段の適切性】

第２期中期目標期間の開始に伴い，公開研究発表会，「ことば」フォーラム，新「ことば」シリーズ，「国語研の窓」などの開催・編集にかかわる小委員会・担当グループが置かれ，それらの調整機関として各小委員会・担当グループの責任者から成る普及広報部会を設け，普及広報の基本計画を策定し，普及広報に関する重要事項を検討する場として，統一性を持った普及広報活動を遂行できる体制を整備した。この体制の下で直接対面，活字・映像，通

信，マスメディアの4つの媒介手段を適宜活用するとともに，地域の自治体や諸団体への働きかけを行うなど積極的な普及広報活動を展開した。

- ・ 直接対面型：研究所への見学案内，施設の公開，「ことば」フォーラムの開催
- ・ 活字・映像利用型：「国立国語研究所概要」の配布，普及書「新『ことば』シリーズ」の配布・販売，広報紙「国語研の窓」の配布，「ことばビデオ」シリーズの配布・販売
- ・ 通信型：ホームページの拡充（ホームページの全面改訂，「ことばビデオシリーズ」ビデオクリップの公開，「国語研の窓」の掲載等）
- ・ マスメディア媒介型：テレビ・ラジオへの出演，新聞・雑誌等への寄稿，資料提供等以下，個々の活動について，やや具体的に示す。

（1）『新「ことば」シリーズ』の刊行

『新「ことば」シリーズ』は，前号（20号）より株式会社ぎょうせいから出版し，販路の充実を図った。

こうした市販品のほか，各地の教育委員会を通じて全国の公立の学校に約58,000冊を無償配布をしている。前号については，さらに，日本病院会加盟の病院にも無償配布し（約2,700冊），来院する方々に読んでもらうことを試みた。

広報手段としては，既刊号の内容を国立国語研究所のホームページで紹介し，広く国民に知ってもらうよう努めた。また，本号（21号）については，株式会社ぎょうせい作成のチラシ，『国語研の窓』，『文化庁月報』により紹介した。

（2）ホームページ等のインターネットによる普及広報

昨年度のホームページ全面改修に引き続き，各プロジェクトの成果発信，刊行物や各種催し物の案内や報告等，研究所の研究成果の公開に対応し，運用整備を行い，情報の充実を図った。また，ページレイアウトを工夫・改良するなど，利用者の使いやすさに努めた。

（3）「国語研の窓」の作成

主に以下の方法で配布するとともに，国立国語研究所を紹介するパンフレットとして広く活用している。

- ・ 「ことば」フォーラム，公開研究発表会などの場で参加者に配布した。
- ・ 全国の教育委員会，関係機関，新聞社，テレビ局，大学，日本語学校等，及び近隣の学校・役所・公民館・図書館等に送付した。

また，昨年度のホームページの全面改訂に合わせPDF版の公開を開始したが，今年度はHTML版を公開した。これにより，例えば，「ことば」フォーラムの開催案内や配布資料・当日記録のページと，「国語研の窓」に掲載された開催報告のページなど，「国語研の窓」の記事ページと，ほかのページとの双方向の情報提供・閲覧ができるようにした。

（4）「ことば」フォーラムの開催

① 新聞，タウン誌への掲載

毎回の開催案内が有力紙で紹介された。東京開催の場合は，朝日新聞，産経新聞，東京新聞，日本語教育新聞，リビング多摩に掲載された。福岡開催の場合は，朝日新聞，西日

本新聞，日本語教育新聞に掲載された。

② テレビ・ラジオでの放送

福岡開催の案内がNHK福岡放送局から放送された。

③ 地方自治体との連携・協力

毎回，開催地域の自治体（立川市，福岡市）が発行する広報紙等に掲載された。

④ 月刊誌への掲載

月刊雑誌の『日本語学』（明治書院），『月刊言語』（大修館書店），『月刊日本語』（アルク）に，毎回の開催案内が掲載された。

⑤ 学会や研究会のメーリングリストによる案内送付

毎回，社会言語科学会，言語処理学会，Linguistics，「メディアとことば」研究会，筑紫日本語研究会のメーリングリストにより開催案内を送付した。

⑥ 学会・研究所・出版社のホームページでの掲載

毎回，日本語学会，国語研究所，大修館書店，ぎょうせい，新文化通信社，スリーエーネットワークのホームページに掲載した。

⑦ チラシとポスターによる公共機関での掲示

チラシとポスターにより，各公共機関，大学・高校・中学などの教育機関，国語問題研究協議会，開催地域の駅構内（JR立川駅，モノレール立川北駅）に配布・掲示した。

⑧ 国語研究所ホームページでの配布資料と当日記録の掲載

今年度から，国語研究所ホームページの「ことば」フォーラムのページで，「配布資料」と「当日記録」を掲載することとして，第30回から第33回までの内容を掲載した。

〔中期計画〕

- ③ 電話質問への対応
国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

〔年度計画〕

- ③ 電話質問への対応
国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施するとともに、質問
応答内容の記録、蓄積を行う。

10. 電話質問への対応

【事業概要】

国民から電話・ファクシミリ・書簡・来訪などで寄せられる「ことば（国語・日本語・言語）」に関する質問への対応を実施する。また、専門研究機関としてふさわしい回答を用意し、原則として電話による直接対話の対応を行うとともに、質問応答内容の記録、蓄積、活用を行う。

〔事業費〕運営費交付金：4,752千円（人件費4,385千円、物件費367千円）

【担当組織】

責任者：山田貞雄
研究補佐員：和田 潔
事務補佐員：宮崎ユカ

【対応状況】

（1）質問対応・記録・蓄積

平成19年度は、1,928件の電話等の質問に対応し、その応答内容を記録・蓄積した。また、質問や応答について、内容や質問者属性などによって分類整理し、平成19年度回答内容・質問者属性類別資料を作成した。なお、応答に当たって、これまで蓄積してきた過去の質問応答をどう利用したかについても、平成19年度から記録を開始した。

（2）これまでの応答の活用

平成17年度及び平成18年度の回答内容・質問者属性類別資料、及び平成17年度に頻度数の高かった質問についての回答内容記事（「言葉の質問12か月（1）」・「同（2）」）を Web サイトに掲載した。

（3）このほか、来所見学者や報道関連の取材に対応した。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

〔中期目標〕

(2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお、情報提供システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させること。

〔中期計画〕

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

〔年度計画〕

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報データの収集・作成

〔中期計画〕

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

〔年度計画〕

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

このため、次のことを行う。

- ・日本語・日本語教育に関する図書継続的な収集・整理、目録整備を行う。
- ・国語に関する研究文献情報等を収集・整理し、『国語年鑑2007年版』を編集、刊行する。
- ・日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し、『日本語教育年鑑2007年

版』を編集，刊行する。

- ・国民の言語生活に関し，新聞記事からの情報収集，並びに記事目録データベースの追加更新，公開を継続する。
- ・国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット2006』を編集し，Webでの公開を行う。
- ・資料整備計画に基づき，蓄積資料の整理，目録の作成を進める。
- ・電子化研究資料，データベースなどの整備を推進し，電子化報告書，電子化資料などのインターネット，CD-ROM等による公開を行う。

1 1. 情報・データの収集・作成

【事業概要】

日本語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行う。また，情報の効率的な蓄積のため，情報収集方法の改善を進めつつ，研究文献，情報資料の収集や目録・データの作成を実施するとともに，また，研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し，情報内容の充実を図る。

日本語や日本語教育に関する研究文献，資料やその目録・データ等は，日本語や日本語教育に関する研究の基盤の情報である。日本語や日本語教育に関する研究機関として，一般には入手しにくい文献・資料も含め，広く深く収集，整理，蓄積し，これを広く社会に向けて公開，提供することは，日本語・日本語教育の研究基盤として，また，日本語・日本語教育の研究や社会の動向を把握するための基礎として，学術的にも，社会的にも有用で意義がある。

また，国立国語研究所には，創立以来の日本語に関するオリジナルの研究成果や調査研究資料が多く蓄積されている。これらは日本語に関する重要な基礎的な資料であり，これらを後世に確実に伝えていくとともに，基礎的な研究資料として公開と利用を進めていくため，蓄積した調査研究資料の整理と情報整備並びに研究資料の電子化による蓄積と公開を推進することは，学術的にも社会的にも意義の深いものである。日本語に関する基礎的な資料を電子化し，ネットワークやCD-ROM等，一般にも利用しやすい形で情報・資料を提供することは，調査研究のための基盤作りに寄与するのみならず，研究成果の一般への普及に対する効果も期待される。

以上のような意義や効果を念頭に置き，情報・データの収集・作成として，以下のことを実施する。

(1) 図書館

日本語に関する専門図書館としての機能を十分に果たすため，日本語・日本語教育に関する研究文献・資料を広く収集・整理・蓄積する。また，図書館蔵書目録データベースを充実・整備するとともに，国内外の利用者の求めに応じて，研究所が所蔵する日本語・日本語教育に関する文献・資料を広く国内外に提供する。

〔事業費〕運営費交付金：50,387千円（人件費12,941千円，物件費37,446千円）

（2）文献情報

日本語に関する研究情報と言語生活情報の2つの観点から情報収集を行う。研究情報としては、日本語研究に関する刊行図書や専門雑誌掲載文献を対象に日本語に関するものを調査し、その情報をデータベース化する。言語生活情報に関しては、メディア上に現れた言語生活関連情報として新聞記事や総合雑誌・文芸誌・PR誌掲載の記事を収集することとし、その情報をデータベース化する。これらのデータに分析を加え、その動向を明らかにする。これらの成果は、『国語年鑑』、『日本語ブックレット』、データベース等の形で公開する。

〔事業費〕運営費交付金：14,086千円（人件費9,796千円，物件費4,290千円）

（3）日本語教育年鑑

日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し、教育、研究、施策等の日本語教育情報を提供する『日本語教育年鑑』を編集、刊行する。

〔事業費〕運営費交付金：1,340千円（物件費1,340千円）

（4）資料整備

研究所が蓄積する日本語に関する情報・資料の継続的な整備を行う。具体的には、中央資料庫に蓄積した資料に関する整理と情報整備、目録作成、研究資料の電子化等を推進するとともに、研究所が蓄積する情報資料の組織的な蓄積、利用と情報発信のための日本語情報資料館システムを整備・運用し、資料の保存と活用を推進する。中央資料庫内の蓄積資料に関しては、本中期計画期間中に基礎的な整備を完了することを目指す。

〔事業費〕運営費交付金：10,683千円

（人件費1,872千円，旅費468千円，物件費8,343千円）

【担当組織】

統括責任者：熊谷康雄

（1）図書館

責任者：熊谷康雄

担当者：井上文子，中山典子，綱川博子

事務補佐員：加藤論子，加納恵子，草野衣由紀

（2）文献情報

責任者：伊藤雅光

担当者：池田理恵子，新野直哉

研究補佐員：五味由香，杉本裕子（～10/31），中野真樹（11/1～），渡辺由貴

非常勤研究員：福島佐知

(3) 日本語教育年鑑

責 任 者：野山広

担 当 者：早田美智子

(4) 資料整備

責 任 者：井上文子

担 当 者：米田正人，森本祥子，磯部よし子，小高京子，中山典子

所外協力者：佐藤亮一，江川清（広島国際大学），田原広史（大阪樟蔭女子大学），
鳥谷善史，真田信治（大阪大学），真鍋一史（関西学院），水野義道（京
都工芸繊維大学），半沢康（福島大学），ウォルフガング・ヤゴチンス
キー（ドイツ，ケルン大学）

【実施状況・進捗状況】

(1) 図書館

○ 日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理，目録整備

ア 平成19年度は，図書館蔵書目録データベース に，図書16,335冊，雑誌446種・6,617冊，
視聴覚資料等1,019点のデータを追加し，運用管理を行っている。

イ 研究所のホームページ上で図書館蔵書目録データベースの公開を継続している。平成
20年3月31日現在の総データ数は，図書125,175冊（和図書101,099冊／洋図書24,076冊），
雑誌5,183種（和雑誌4,660種／洋雑誌523種）・79,608冊（和雑誌69,591冊／洋雑誌
10,017冊），視聴覚資料5,665点である。来館利用者には，図書館蔵書データベースを活
用してもらうために，必要に応じて検索方法などのガイダンスを実施している。平成19
年度の一般来館者は，延べ1,109人であった。内訳は，研究者128人，学生603人，連携大
学院関係者210人，一般92人，見学76人となっている。

ウ 国立情報学研究所が管理・公開している総合目録データベースにも，所蔵図書・所蔵
雑誌の登録を継続して実施している。国立情報学研究所のホームページ上の総合目録デ
ータベースによっても，研究所の所蔵図書・所蔵雑誌の検索が可能である。

エ 平成19年度の図書館間相互文献複写サービスによる複写受付は，2,304件であった。平
成18年度は，2,125件であり，利用件数は増加した。なお，平成19年度の研究所から外部
機関への複写依頼は39件であった。

オ 寄贈資料として受け入れた林大元所長寄贈資料・輿水実氏寄贈資料の登録を完了した。
林大元所長寄贈資料（林文庫）は，図書7,175件，雑誌2,169件，輿水実氏寄贈資料（輿
水文庫）は，図書3,334件，雑誌553件である。図書館に登録しない図書・雑誌につい
ては，別途リストを作成した。寄贈資料の排架に伴い，今後の資料増加数も考慮して，閉
架書架の図書の大規模な移動を行った。

(2) 文献情報

① 国語に関する研究文献，情報資料の収集や目録・データの作成

ア 日本語研究文献，日本語関連書籍の情報収集と整理，目録作成，動向分析に関し，平
成19年刊行のデータの収集・整理，動向分析を完了した。

イ 『国語年鑑2007年版』を編集・刊行した。収録した刊行図書文献は1,427件、雑誌文献は4,022件である（追補を含む。）。動向（刊行図書の動向、雑誌文献の動向、総合雑誌記事の動向、新聞記事の動向）、文献目録（刊行図書、雑誌文献）、名簿（国語関係者名簿、各学会・関係団体一覧等）、著編者名索引、付録CD-ROM（文献の部）からなる。

ウ インターネット上に公開中の研究文献目録データベース（雑誌論文）について、『国語年鑑2004年版』に相当するデータ約2,500件の追加公開（更新後は、昭和29年～平成15年の合計約15万3千件を公開）を行った。

② 国民の言語生活に関し、新聞記事から情報収集し記事目録データベースを作成・公開

ア メディア上に現れた言語生活関連情報の収集と整理、目録作成、動向分析として、「ことばに関する新聞記事」の収集と目録作成について、平成19年度は、平成19年分の新聞記事データを新規収集・整理した。平成19年度追加公開分として、整備が済んだ平成18年分データ（3,516件）をWeb上で公開した（更新後は昭和24年～平成18年の約13万5千件が検索可能となった）。なお、「ことばに関する新聞記事」データを利用し動向分析を行い、『国語年鑑』、『日本語ブックレット』に動向記事を掲載した。なお、整理作業中の記事データ（平成18年・19年）は所内専用サイトで所内検索利用に供している。

イ ことばに関する新聞記事画像データベース（昭和24年～平成10年の50年分）については、在京4社（朝日・毎日・読売・産経）とは公開に向けて、著作権、公開方法等にかかわる契約等の内容に関する合意ができた。この合意内容をベースとして、通信社や地方紙等に、同様の記事使用の許諾依頼を開始した。

③ 国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット2006』の編集、Web公開

『日本語ブックレット』は、一般向けに日本語に関する最新の動向や資料を分かりやすい形で広く提供するものである。動向（図書、総合雑誌記事、新聞記事）、資料（日本語に関する文献目録）を内容としており、日本語に関する図書情報の収集、②の「ことばに関する新聞記事」データの利用のほか、総合雑誌等の日本語関係記事の収集と目録作成を行い、動向分析を加えるとともに、掲載データの整理を行い、『日本語ブックレット2006』を編集して、Web版として公開した。

（3）日本語教育年鑑

① 日本語教育に関する研究文献情報等の収集・整理、『日本語教育年鑑2007年版』の編集、刊行

『日本語教育年鑑2007年版』を編集・刊行し、800部発行した。書誌情報として掲載した日本語教育関係論文の数は1,467編で平成17年4月から平成18年3月発行の紀要・論集等に掲載されたものである（追補含む。）。前年度の改善点を踏襲し、冊子形態の『日本語教育年鑑』とWebでの日本語教育情報提供との役割を区別し、冊子による情報提供は論文と科学研究費補助金採択課題だけとし、冊子は、特集や特別寄稿、機関動向等で、日本語教育界の年々の概況を示すものとしての性格を強めている。平成19年度は、「自立的学習を支える日本語の教育」を特集として取り上げた。

(4) 資料整備

① 蓄積資料の整備・目録作成

中央資料庫の資料（創立以来の各種調査の原資料、関連資料等）を整備し、目録作成（概要記述、詳細記述など）を継続実施している。平成19年度は、保存箱644箱の目録作成が終了した。

なお、中央資料庫内の保存箱2,580箱（移転後移管分を含めると2,767箱）のうち、平成17年度以前に587箱、平成18年度に429箱、今年度現在までに644箱の記述が終了し、次年度以降で処理の必要な箱数は920箱（移転後移管分を含めると1,107箱）となっている。作成した目録は、日本語情報資料館の「資料情報検索システム」に掲載している。また、終了プロジェクトの資料として『方言文法全国地図』カード（約24万枚）を中央資料庫に受け入れた。

② 電子化研究資料、データベースなどの整備の推進、電子化報告書のインターネット公開、方言談話データベース刊行等の資料の公開

ア 研究所報告書の電子化に関しては、約3,000ページ分の公開用PDFの作成を完了し、ホームページ上に公開した。

イ オープンリールテープのデジタル化を進めつつ、デジタル化したものから電子ファイルを作成した。2,634ファイルの電子ファイル化が完了している。

ウ 『日本言語地図』（LAJ）の電子化に関しては、全6巻すべての地図画像をPDFファイルによるWeb公開を継続するとともに、LAJの原資料のカード画像と言語地図のコードデータを公開する『日本言語地図』データベースの公開を開始した。Web公開用の原資料カード画像データベース検索システムを作成し、「ものもらい」の項目によるベータ版の公開を開始した。『日本言語地図』データベースは、今後、校正等の準備の済んだデータから、地図の項目ごとに全資料を順次公開する。

エ 方言談話データベースについては、平成19年度は、沖縄方言の談話表記の仮名表記化などを含め第18巻、第19巻及び第20巻の編集作業を完了した。これにより全20巻の編集作業を終了した（第18, 19, 20巻は平成20年度はじめに刊行予定。）。

オ 『X線映画 日本語の発音』の16mmフィルムから作成したムビーファイルをもとに、映画のストーリーミング配信の準備、資料としての品質や配信状態のチェック等を行い、『X線映画 日本語の発音』のホームページを公開した。このことにより、電子化報告書と同時に、報告書の原資料であるX線映画のストーリーミング配信を開始した。

カ 日本語観国際センサスの調査国（地域）別の基礎集計表のWeb公開準備を行った。

【成果物の作成・公表状況】

(1) 図書館

全国図書館大会において、「国立国語研究所図書館の日本語に関する情報の組織的な集積と発信への取組」（熊谷康雄・井上文子、平成19年度第93回全国図書館大会東京大会要綱、pp. 74-76、日本図書館協会）の発表を行った。研究情報、研究成果、言語資料等の組織的な整備、蓄積、利用の全体を視野に納めた、日本語に関する情報の集積と発信の拠点をめざす取組について報告した。

(2) 文献情報

- ① 『国語年鑑2007年版』を刊行した。
- ② 『日本語ブックレット2006』をWeb上に公開した。
- ③ 研究情報目録データベース（雑誌論文）について、『国語年鑑2004年版』に相当するデータ約2,500件の追加公開を行った。
- ④ 「ことばに関する新聞記事」について、平成18年分データ3,516件をWeb上で追加公開した。

(3) 日本語教育年鑑

- 『日本語教育年鑑2007年版』を刊行した。

(4) 資料整備

- ① 電子化報告書約3,000ページの追加公開を行った。
- ② 『日本言語地図』データベースの公開を開始した。
- ③ 『X線映画 日本語の発音』のホームページを公開し、X線映画のストリーミング配信を開始した。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

〔中期計画〕

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。なお、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

〔年度計画〕

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を踏まえ、日本語情報資料館システムの改善・強化に向け、システムの整備・運用を継続し、情報内容の管理を行う。

1 2. 情報の集積・提供システムの整備・改善

【事業概要】

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理と並行して、情報提供システムの一元化・強化を図るため、情報の集積・提供システムの整備・改善を進める。

このため、情報提供システムの一元化・強化を図り、「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。併せて、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

「日本語情報資料館」は、研究所が蓄積する研究成果・資料・情報を電子化し、インターネットを活用した情報発信を行うものである。「日本語教育ネットワーク」システム（「日本語教育支援総合ネットワークシステム」）は、インターネットにより日本語教育に関する情報・研究成果を発信するものとして、別個のシステムとして構築されたが、このシステムの基盤を「日本語情報資料館」システムに統合する。研究所が蓄積する日本語・日本語研究、日本語教育に関する情報を一体的に集積、提供することにより、日本語・日本語研究に関する情報と日本語教育に関する情報の一体的管理、提供と情報の相互流通の促進に寄与することができ、日本語に関する情報提供の強化を図ることができる。

〔事業費〕 運営費交付金：6,205千円（物件費6,205千円）

【担当組織】

責任者：井上文子

担当者：熊谷康雄，柳沢好昭，野山広，植木正裕，早田美智子

【事業の進捗状況】

(1) 資料館の整備・運用

「日本語情報資料館」の運用を継続するとともに、日本語教育に関するコンテンツの受け入れ準備を進め、「日本語教育の学習環境と学習手段に関する調査研究」報告書（10冊，PDF）の登録準備を行った。また，昨年度のホームページの改善をベースに，新たに『日本語地図』データベースや「X線映画 日本語の発音」のページの公開を開始し，また既存の各種の目録情報や電子化報告書などのコンテンツの更新と充実を計るなど，整備を進めた。

(2) システムの整備・改善の検討と満足度調査への準備

システムの改善・強化すべき点について検討を進めた。特に，整備・運用面からのシステムの改善を図るため，オープンソース（プログラムを記述したソースコードが公開され，改良や再頒布が自由にできるプログラム）をベースとし，Web上の標準的な規格への対応能力を持つ資料やデータの管理システムについての調査，検討を行った。平成20年度には，「日本語情報資料館」システムの満足度調査を実施するので，これらを踏まえて，さらにシステムの整備，改善，強化を進める。

4 内外関係機関との連携協力

〔中期目標〕

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、研究者交流、国際シンポジウム、連携大学院への参画等により、内外の関係機関との連携協力を促進すること。

〔中期計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力を行う。

〔年度計画〕

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力の在り方について検討する。

1 3. 研究者の受入及び派遣等

【事業概要】

上記の中期目標、中期計画に基づき、次の4つの事業を実施する。(1)～(3)は研究員からの要請があった場合に実施する。(4)は学術交流協定に基づき実施する。

(1) 招へい研究員（海外の研究者の招へい）

(2) 海外研究員（海外の研究者への研究委嘱）

(3) 在外研究員（研究所の研究員の海外機関への派遣）

(4) 関係機関等との連携協力（学術交流協定書に基づく、韓国国語院、北京日本学研究中心、華東師範大学との学術交流）

これらの事業は、国際交流部会が担当し、国内・海外との研究交流に関する研究所の実績

把握も行う。

また、次の（５）の海外研究者招へいプログラムに、招へい研究者の受入機関として参画している。

（５）「博報日本語海外研究者招へいプログラム」（主催：財団法人博報児童教育振興会）

上記事業の（１）「招へい研究員」が、研究所の研究レベル向上のための招へいであり、招へいする研究者の研究分野等は特に限定されないのに対し、（５）「博報日本語海外研究者招へいプログラム」による研究者招へいは、日本語研究、日本語教育研究に関する優れた業績を有する海外在住の研究者、並びに将来が期待できる若手研究者に日本で研究を行う機会を提供することを目的としたものである。

〔事業費〕運営費交付金：4,651千円（旅費交通費4,083千円、物件費568千円）

委託費 博報日本語海外研究者招へいプログラム事業費：35,184千円

【担当組織】

（国際交流部会）

責任者：井上優（部会長）

担当者：朝日祥之、宇佐美洋、森本祥子（以上研究部）、田島正幸、新井田貴之（以上管理部）

【実施状況】

平成19年度の実績は、以下のとおりである。

（１）招へい研究員

マルコ・バローニ氏（イタリア・トレント大学）を招へい研究員として招へいし、講演会等の研究交流を行った（7月20日～8月20日、受入れ担当：前川喜久雄（研究開発部門））。

（２）海外研究員

年度内に海外研究員を委嘱する要請がなかったため、平成19年度は実施しなかった。

（３）在外研究員

小磯花絵研究員（研究開発部門）を在外研究員としてコロンビア大学（アメリカ）に派遣し、「会話相互作用と韻律特徴との関係に関する分析」の研究を行った（平成18年11月1日～19年9月30日、受入れ担当：Julia Hirshberg教授）。

（４）関係機関等との連携協力

学術協定締結機関である韓国国語院、中国・北京日本学研究中心及び中国・華東師範大学と以下の学術交流を行った。

① 韓国国語院の研究員を招へいし、講演会と意見交換会を行った。（8月：イ・サンギョ院長、キム・ドクホ研究員、11月：チョン・ヒチャン、パク・ヨンチャン両研究員）。

② 北京日本学研究中心国際シンポジウムに研究員を派遣し、講演並びに研究発表を行った。また、中国教育部語言文字応用研究所を訪問し、研究所の紹介を行った。（10

月：相澤正夫，井上優)

- ③ 北京日本学研究中心の大学院生の訪日研究の受入れ及び研究指導を行った。(井上優：博士1人，熊谷智子：修士1人)
- ④ 華東師範大学に研究員を派遣し，華東地区日本語教育講習会において，講演を行った。(8月：宇佐美洋)

(5) 博報日本語海外研究者招へいプログラムによる海外研究者招へい

- ① 第1回の招へい研究者5人(オーストラリア1，韓国1，スロベニア1，中国1，フランス1)が昨年度から継続し，研究会や共同研究を行った(9月まで)。
- ② 第2回の招へい研究者5人を引き受けた(アメリカ2，エジプト1，キルギス1，ベトナム1：10月から)。それぞれの研究テーマに沿った研究を行うと同時に，研究所の研究員とともに，研究会や共同研究を通じた研究活動を行った。

(6) その他

上記以外に以下の学術交流の実績があった(プロジェクト予算，研究員が代表者である科学研究費による海外調査等は除く。)

- ① 滞在研究員 6人(日本1，中国2，インド1，アメリカ1，ドイツ1)
- ② 海外研究者の研究所への訪問・研究交流 4件(タンザニア1，中国3，フランス1，マレーシア1)
- ③ 海外からの依頼による講師派遣 3件(韓国2，台湾1)
- ④ 国内からの依頼による海外調査 1件(オーストラリア)
- ⑤ 国内からの依頼による講師派遣等 55件

このほか，国際交流部会では，国立国語研究所における国際交流の現状と課題を整理したレポート「国立国語研究所における国際交流の現状と課題」を作成した。今後の国立国語研究所における国際交流の推進に寄与することが期待される。

〔中期計画〕

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

〔年度計画〕

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウムを開催する。

14. 国際シンポジウムの開催

【事業概要】

中期目標、中期計画に沿った形で、国際シンポジウム（隔年）を開催する。

〔事業費〕 運営費交付金：11,636千円（旅費交通費3,866千円、物件費7,770千円）

【担当組織】

（国際シンポジウム小委員会）

責任者：大西拓一郎（委員長）

担当者：井上優、朝日祥之（以上研究部）、新井田貴之（以上管理部）

【実施状況】

以下のテーマと日程で第14回国際シンポジウムを開催した。また、このシンポジウムの予稿集・報告書として「世界の言語地理学」を刊行した。

テーマ：世界の言語地理学

日程：平成19年8月22日（水）～23日（木）

会場：全社協・灘尾ホール（千代田区霞が関）

参加者：138人（所外101人、所内20人、発表者・関係者17人）

プログラム

8月22日（水）

「日本における言語地図の作成」

大西拓一郎（国立国語研究所）

“Dialect Data Processing & Linguistic Maps”

李相揆（韓国・国立国語院）

「中国語の言語地理学(1)－歴史と現状－」

岩田礼（金沢大学）

「日本で編み出された“グロットグラム”」（招待講演） 真田信治（大阪大学）
 “Dialectology – Digital and Interactive: The Digital Wenker Atlas – DiWA”
 Joachim Herrgen（ドイツ・マルブルグ大学）
 “Current Trends in British Geolinguistics Linking the Past with the Present”
 Heinrich Ramisch（ドイツ・バンベルグ大学）
 “Techniques in Catalan and Spanish Linguistic Atlases”
 Maria-Pilar Perea（スペイン・バルセロナ大学）
 コメント：福嶋 秩子（県立新潟女子短期大学）

8月23日（木）

「日本における方言分布の分析」 大西拓一郎（国立国語研究所）
 “Creating Dialect Maps Using Map Maker” 李相揆（韓国・国立国語院）
 「中国語の言語地理学(2)－言語地図の解釈－」 岩田礼（金沢大学）
 “Dialectometry: Theoretical Prerequisites, Practical Problems, and Concrete Applications
 (Mainly with Examples Drawn from the ‘Atlas Linguistique de la France’, 1902-1910)”
 (招待講演) Hans Goebel（オーストリア・ザルツブルグ大学）
 “From Dialect to Variation Space: The ‘Regionalsprache.de’ (REDE) Project”
 Joachim Herrgen（ドイツ・マルブルグ大学）
 “Analysing Linguistic Atlas Data: The (Socio-) Linguistic Context of H-dropping”
 Heinrich Ramisch（ドイツ・バンベルグ大学）
 “Catalan Geolinguistics and New Technical Procedures”
 Maria-Pilar Perea（スペイン・バルセロナ大学）
 コメント：David Heap（カナダ・西オンタリオ大学）

シンポジウム当日にアンケートを実施し、以下の結果を得た。若干専門性の高い内容であったため、分かりにくい部分もあったようだが、海外の言語地理学者が日本で講演を行う機会は珍しいこともあり、新しい情報を得る機会としては有意義であったと評価できる。

国際シンポジウムに関するアンケート調査結果

(人)

評 定	4	3	2	1	
有意義だった	43	23	3	0	意義がなかった
分かりやすかった	18	30	17	4	むずかしかった
新しい情報が得られた	33	34	3	0	得られなかった

※ アンケート回答者数 70人（回収率69.3%）

〔中期計画〕

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

〔年度計画〕

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

15. 連携大学院への参画

連携大学院

【事業概要】

国立国語研究所は，政策研究大学院大学（以下，「政研大」という。）や一橋大学との間で実施される，連携大学院事業（日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する事業）に参画している。運営に関しては，大学院運営委員会で総括的検討を行い，その下に政研大部会，一橋部会を設けている。

政研大連携プログラムにおいては，日本語教育の理論的研究・実践的研究の面から参画する一方，一橋大学連携プログラムにおいては，日本語研究の面から参画している。両プログラムへの参画に関しては，こうした重点化・棲み分けを行い，各プログラムの特長に留意しながら，参画・貢献が有効となるよう内容等の充実に努めている。

〔事業費〕運営費交付金：3,443千円（旅費交通費2,535千円，物件費908千円）

【運営組織】

（大学院運営委員会）

杉戸清樹（委員長），徳重真光，山本昌博，相澤正夫，柳澤好昭，熊谷康雄，
野山広（政研大部会），井上優（一橋部会）

（1）政研大連携大学院

【事業概要】

本連携プログラムは，政研大の大学院政策研究科に属する1プログラムとして位置づけられており，「日本語教育指導者養成プログラム」（修士課程）と「日本語文化研究プログラ

ム」(博士課程)によって構成されている。政研大及び国際交流基金日本語国際センター(浦和センター)、そして国立国語研究所の3機関が連携して、本大学院課程の事業を運営しており、外国人を対象としたプログラムとして、平成13年10月に修士課程が、平成15年10月に博士課程が創設された。

本プログラムの目的は、海外における日本語教育を充実させるために不可欠な日本語教育の拠点作りと人材の育成である。具体的には、それぞれの国・地域において、直接日本語を介して日本の関連情報を正確に理解、活用し得る人材を擁した日本語教育の拠点を整備すること、とりわけ、その拠点の活動を運営し発展させるための指導的な役割を担う人材の養成・確保・配置等に貢献することである。換言すれば、各国の日本語教育関連機関において指導的役割を果たせるような、高度な知識と能力を備えた日本語教員や、日本語教育施策の企画・推進に当たるための知見や能力を備えた実務者の育成を図ろうとするものである。

修士課程では、連携3機関の教員が分担して、言語領域(日本語表現法、日本語学、言語学、社会言語学、対照言語学等)、言語教育領域(日本語教育概論、日本語教授法、第二言語教育論、日本語教育教材論等)、社会・文化領域(現代日本の社会と教育、比較文化論、異文化コミュニケーション論等)の講義や演習を行っている。研究所は、このうち、言語領域及び言語教育領域の指導を主として分担している。学生は講義・演習の指導を受けるほか、数週間の母国滞在研究(調査、実験授業等)などの成果を基に特定課題研究論文・修了レポートなどをまとめ、原則として1年間で課程修了と修士号取得を目指す。

博士課程では、学生の進学以前の蓄積や経験を踏まえて、個別の研究指導カリキュラムを編成する。研究指導には各学生に3機関から数名の教員がチームを組んで当たり、「日本言語文化特別演習」等の演習形式の授業や、国際的な研究会議、国内外の学会・研究会等での発表や研究所等の進めている研究プロジェクト等に参加する「プロジェクト研究」などの指導を行う。学生は、原則として3年間の在籍期間を与えられ、その間に、博士論文執筆資格試験等を経て、論文執筆・完成、課程修了、博士号取得を目指す。

平成20年2月現在の学生数は、博士課程5人、修士課程8人であり、このうち博士課程第1期生1人が、平成20年3月に博士学位を取得した。また、平成20年10月には修士課程、博士課程に新入生が入学する予定である。

【担当組織】

(政研大部会)

責任者：野山 広(修士課程・博士課程プログラム委員兼任)

担当者：植木正裕、福永由佳(以上、修士課程プログラム委員)

金田智子、宇佐美洋(以上、博士課程プログラム委員)

山本昌博、仙波恵子、新井田貴之(以上管理部)

【連携・協力状況】

研究所内の大学院運営委員会及び政研大部会において、大学院の連携運営に係る事項の所内協議を行った。

政研大部会員は、3機関の協議の場である「プログラム委員会(修士課程、博士課程、合

同)」にプログラム委員として出席し、カリキュラムの策定、入試、指導体制の策定等の審議に参加するとともに、講義・演習の円滑な遂行、院生指導担当者間の連絡調整等の実務を担当した。また、連携3機関に対する助言・指導を行う機関として「運営審議会」が外部の有識者により構成され、大学院運営に関する助言・指導を受けた(政策研究大学院大学主宰)。

また、平成16年度に設立された修士課程、博士課程の学生と修了生及び教員を中心とした日本言語文化研究会の運営を継続して行い、現役生や修了生との関係強化、大学院プログラムの一層の充実を図り、さらに、依頼・投稿論文や院生の修了レポートなどを掲載する機関誌『日本言語文化研究会論集』第3号を刊行した。

具体的には、平成19年度は、以下の業務を行った。

① プログラム委員の業務

- ・ 研究会の実施
- ・ 修士課程プログラム委員会への参加(毎月1回程度)
- ・ 博士課程プログラム委員会への参加(毎月1回程度)
- ・ 修士課程入試問題の作成・実施(年度に1回)
- ・ 修士課程(博士課程)の入学向けオリエンテーションの実施(10月)
- ・ 博士課程入試問題の作成・実施(年度に1回)

② 学生の授業・指導担当者の業務

- ・ 修士課程6期生(10人)の授業・指導(9月まで)

担当科目：対照言語学(熊谷(智)・宇佐美) 日本語学Ⅱ(宇佐美・高田)
日本語教授法Ⅱ(福永) 言語教育研究法(植木)
社会言語学(尾崎・吉岡) 言語学概論(熊谷(智)・柳澤)
言語教育政策研究(野山)

学生指導：植木(1人)、宇佐美(1人)、熊谷(智)(1人)、野山(1人)、
福永(2人)、横山(1人)

- ・ 修士課程6期生(10人)の修了・卒業審査(9月)
- ・ 修士課程7期生(8人)の授業・指導(10月～)
担当科目：対照言語学(朝日・宇佐美) 日本語学Ⅱ(伊藤・尾崎・熊谷(智)・高田)
日本語教授法Ⅱ(福永) 言語教育研究法(植木・金田)
社会言語学(尾崎・吉岡) 言語学概論(熊谷(智)・森・柳澤)
言語教育政策研究(野山)
- ・ 学生指導：伊藤(1人)、植木(1人)、野山(1人)、福永(1人)、森(1人)

- ・ 博士課程の授業・指導,論文審査等
- ・ 1期生：修了・論文審査(11月),学位取得(3月)
- ・ 1期生指導：杉戸(主),金田(副), 2期生指導：相澤(主),宇佐美(副),
3期生指導：野山(副), 4期生指導：野山(主), 5期生指導：金田(副)

③ 日本言語文化研究会関連の業務(運営委員：金田,福永)

ア 日本言語文化研究会(第11回)の実施

日 時：平成19年9月1日（土） 10:00～14:20

場 所：国立国語研究所講堂（2階）

内 容：「日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）」（6期生）に在籍している外国人日本語教師である7人の学生が、これまで取り組んだ各自の研究成果を発表した。

イ 日本言語文化研究会（第12回）の実施

日 時：2007年12月8日（土） 13:00～17:00

場 所：国際交流基金日本語国際センター

内 容：「日本語教育指導者養成プログラム（修士課程）」7期生（韓国，中国，タイ，ベトナム，ドイツ，カザフスタンの6か国8人）と、「日本語文化研究プログラム（博士課程）」在籍生（中国，モンゴル，インドの3人）が，自国の日本語教育事情を報告した。

- ・ 紀要『日本語文化研究会論集』第3号（2007年9月）の編集・発行



連携大学院 修士課程の学生の発表（所内：講堂）

（2）一橋大学大学院言語社会研究科・一橋大学留学生センターとの連携大学院

【事業概要】

本連携大学院（一橋大学言語社会研究科第2部門，日本語教育学位取得プログラム）は，一橋大学大学院言語社会研究科を本体とし，一橋大学留学生センターの教員，及び研究所の研究員がスタッフとして参画して運営する大学院である。平成17年4月に修士課程が創設され，平成19年4月には博士課程が創設された。対象は日本人及び滞日留学生である。

本プログラムの目的は，日本語教育学，日本語学，日本社会・文化に関する高度で専門的な知識と能力を備えた日本語教育者を育成することである。大学院生は，言語社会研究科の学生として，通常の大学院と同じく，2年間での単位取得と修士論文執筆を目指す。修了後は，学術修士・学術博士の学位が授与される。

研究所からは，3人の研究員がコア・スタッフ（連携教授）として入試業務を含む大学院の運営，学生の論文指導，講義・演習に参画している。また，1人が協力スタッフ（非常勤

講師)として講義を担当している。

平成20年2月現在の学生数, 博士課程1年6人, 修士課程2年12人, 修士課程1年12人。
平成20年4月には修士課程に8人, 博士課程に5人が入学する予定である。

【担当組織】

(一橋大部会)

責 任 者 : 井上優

担 当 者 : 前川喜久雄, 山崎誠 (以上コア・スタッフ), 田中牧郎 (協カスタッフ)

【連携・協力状況】

本連携大学院において, 研究所は, 日本語研究の専門機関としての特色を踏まえた教育, 日本語研究のセンターとして保有する資源を活用した教育を行うことが期待されている。演習及び講義の内容は, 担当者が研究所において行った, あるいは現在行っている研究と密接に関係するものである。学生も図書館などの研究所の資源を積極的に活用している。

平成19年度は, 以下の業務を行った。

[コア・スタッフ (井上・前川・山崎)]

① 演習 (週1回, 前期・後期)

担当科目 : 記述文法・対照言語研究 (井上), 音声・音韻論 (前川), 語彙研究・計量日本語学 (山崎)

② 論文指導 : 井上 博士1年2人, 修士1年1人

前川 修士2年1人

山崎 博士1年1人

③ 修士論文審査 : 2月 1人8~10編 (他大学からの博士課程編入希望者を含む。)

④ 入試関連業務 : 7月 入試説明会

9月 修士課程入試 (問題作成, 採点, 面接, 判定会議)

3月 博士課程入試 (修士論文・研究計画書による審査, 面接, 判定会議)

⑤ 会議への出席 : コア・スタッフ会議 (随時), 言語社会研究科研究科委員会 (月1回) への出席

⑥ そ の 他 : 新入生ガイダンス (4月)

『一橋大学日本語教育研究報告』の編集・刊行 (12月)

[協カスタッフ (田中)]

○ 講義 (週1回, 後期)

担当科目 : 言語コーパス研究

平成20年度も, 引き続き, 上記業務を行う。なお, 協カスタッフは, 田中牧郎から小木曾智信 (研究開発部門) に交替する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する措置等

〔中期目標〕

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させること。なお、外部有識者の検証については、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を達成すること。
また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

V その他業務運営に関する重要事項

- 1 非公務員化を踏まえ、他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により、研究所の業務の効果的な推進に資すること。

〔中期計画〕

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検・評価委員会において、毎年度、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、毎年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。
 - (2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を毎年度実施する。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減する。

具体的には、下記の措置を講じる。

- (1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。
- (2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 非公務員化を踏まえ、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1)

- ① 期初の常勤職員数 61人
- ② 期末の常勤職員数の見込み 57人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,495百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

〔年度計画〕

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。
 - (1) 自己点検評価委員会において、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行

い、その効果的な推進に資する。

- (2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を実施する。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の15%以上、事業費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の5%以上の削減を実現するため、平成19年度においては、例えば、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進するなどして、一般管理費及び事業費の節減を図る。
- 4 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減するため、平成19年度においては、平成18年度予算比で概ね1%の人件費削減を行う。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて平成18年度に導入した新しい給与体系を適切に運用する。これに関連して、職員の能力・業績を適正に判定するため新しい人事評価制度の試行を行う。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 調査研究を効率的・効果的に実施するために、常勤職員のほか、客員研究員、特別奨励研究員、任期付研究員、契約職員、短時間勤務職員等の適正な配置と活用に努める。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

16. 業務運営の効率化措置

【事業概要】

文部科学省独立行政法人評価委員会による「平成18年度に係る業務の実績に関する評価」(H19.8.30)、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による「平成18年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(政委第3号/H20.1.31)、「独立行政法人整理合理化計画」(閣議決定/H19.12.24)等における意見・指摘を踏まえ、第2期中期計画に掲げた4つの観点から業務運営の効率化を図る。

【業務運営体制の整備】

運営会議を研究所運営の中心機関として位置づけ、各委員会・部会が研究所を取り巻く諸課題に適時・的確に対処するという従来の体制を継続しつつ、平成19年度には以下の措置を講じた。

(1) 内部統制の整備状況

研究所の業務において不正や誤謬、法令違反行為があった場合に、早期に発見、対処するとともに、これを防止するため、「研究活動の不正行為防止等に関する規程」、「研究活動に関する行動規範」、「競争的資金等の取扱いに関する規程」、「情報セキュリティポリシー（基本方針）」、「情報セキュリティ規程」、「ハラスメント防止規程」、「ハラスメント防止委員会規程」等の整備を行った。

また、職員を対象に、セクシャル・ハラスメント研修、情報セキュリティ講習会、著作権研修会を実施し、内部統制に関する職員の意識向上を図った。

(2) 研究事業委員会

平成18年度に引き続き、研究事業に関する重要事項の検討及び連絡調整を目的とする研究事業委員会を毎月1回開催した。

これに加え、平成19年度からは新たに、各部門・センターで実施している各グループ単位の研究プロジェクトについて、その内容・進捗状況を相互に報告・確認することを目的とした、拡大研究事業委員会を6回開催した。参加は所員に開かれ、関連分野との連携や研究上の新たな視点の提案など研究プロジェクトを推進する上で活用された。

【自己点検評価・外部評価の実施状況】

(1) 自己点検評価

拡大自己点検評価委員会を中間(10月)、最終(2月)の2回開催し、各グループの研究事業の進捗状況、予算の執行状況についての聴取を行った。2月の委員会では併せて次年度事業計画の聴取も行った。聴取の結果は、予算の再配分、事業計画の修正等に活用された。

(2) 評議員会

研究所の業務運営に関する重要事項について審議、助言を受けることを目的として、外部の学識経験者で構成される評議員会を、9月と3月の2回開催した。研究事業の推進や研究所の今後のあり方について、有意義な助言を得ることができた。

(3) 外部評価委員会

外部の学識経験者で構成される外部評価委員会を2回開催し、研究所の平成18年度の組織・運営全般について評価を受けた。その結果は以下のとおりであり、研究所の事務・事業は全般的に適切かつ計画どおりに実施されている旨の評価を得た。

評 定	平成18年度評価
項 目 数	1 6
A+ (特優)	2
A (十分に履行)	1 4
B (ほぼ履行)	0
C (不十分な履行)	0
C- (改善が必要)	0

【業務の効率化状況】

(1) 業務情報化の推進

平成19年度は、以下の事項を実施し、事務及び業務の情報化を図った。

- ① 財務会計システムを活用し、各予算管理者等が各自のパソコンで予算の執行状況などリアルタイムで確認可能なシステムを稼働させ、効率的かつ透明性の高い業務運営を図った。
- ② 研究所を紹介するホームページサイトを改訂し、情報発信機能の効率化を図った。
- ③ 研究事業委員会に加えて、新たに拡大研究事業委員会を開催し、年度途中において研究事業の進捗状況や予算の執行状況など業務の効率的、計画的な運営ができるようにした。(p.102 (2)研究事業委員会参照)

(2) 随意契約の見直し・適正化

平成19年度より、随意契約の限度額を国と同じ基準に引き下げるなど、独立行政法人国立国語研究所契約事務取扱規程の改正を行った。併せて、限度額を超えた随意契約についても国の基準に準じ公表を行った。

また、職員向けの契約事務運用マニュアルにおいては、一般競争入札の促進について新たに記述したり、契約手続きなどをさらに分かりやすく示すなどの改訂を行い、所内への契約事務の周知徹底を図った。

なお、平成19年度中に行った入札の実施件数は、平成18年度に比べて、3倍以上となった。(18年度6件 → 19年度20件)

(3) 環境に負担の少ない業務運用

省エネルギー、ペーパーレス化の推進等により、業務の効率化を図るため、以下の事項を行った。

- ① コピーする際は両面印刷を励行し、事務連絡等は所内LANによる電子メールを活用することにより、コピー用紙の購入額は平成18年度に比べて11.1%削減できた(18年度1,547千円 → 19年度1,376千円)。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満足するよう、特定調達物品に関しては、環境負荷の少ない物品、かつ再生材料を多く使用しているもの等の調達に努めた。

- ② 毎週水曜日には定時退勤日を設けており、また、夏季においては業務中の軽装励行を全職員に呼びかけている。さらに、所内設定温度の適切な管理と経済効率的な冷暖房設備の運用に心掛け、エネルギー消費の削減に努めた。

(4) 省エネルギー等実績

平成19年度のエネルギー消費については、昨年度に引き続き効率化・節約に努めた結果、

電気使用量	19年度	881,688Kw/h	(18年度 888,931Kw/h, 前年度比△0.8%)
水道使用量	19年度	3,946m ³	(18年度 4,464m ³ , 前年度比△2.0%)
ガス使用量	19年度	54,540m ³	(18年度 57,147m ³ , 前年度比△4.6%)

とそれぞれ減少した。また、廃棄物の排出量の削減にも努め、平成19年度は11,855kgで、前年度(13,434kg)比で11.8%の削減となった。

	単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	前年度比
電 気	kw/h	1,036,668	846,936	888,931	881,688	△0.8%
水 道	m ³	4,983	4,330	4,464	3,946	△2.0%
ガ ス	m ³	4,667	67,619	57,147	54,540	△4.6%
白 灯 油	kl	12	—	—	—	—
廃棄物(一般)	kg	—	12,404	13,434	11,855	△11.8%

(注) ① 平成17年2月に北区から立川市に移転、冷暖房に白灯油を使用しなくなった。
(冷暖房は、ガス及び電気を利用する設備に変更された。)

② 一般廃棄物は、平成16年当時(北区)は、排出量が僅少で一般家庭ゴミとして取り扱われ処理されていた。

【人件費削減状況】

人件費については、中期計画期間中、平成17年度予算比で毎年概ね1%の削減(5年間で5%以上削減)を行うこととされている。平成19年度においては、出向・退職者の後任補充の暫時凍結などの人員削減策を講じたことなどにより、人件費総額は目標を上回る5.5%(平成17年度予算比)の削減となった(17年度人件費予算額515,287千円 → 19年度実績486,695千円)。

【給与水準の適正化】

国立国語研究所職員の職務は、国の行政職俸給表(一)及び研究職俸給表の適用を受ける者と同等の職務であるとの考えの下に、国家公務員の給与構造改革を踏まえた基本給の引き下げなどを内容とする給与制度の見直しを行い、平成18年度4月から同俸給表に準じた適用をしている。職員の給与水準等について、国家公務員や他の独立行政法人と比較をすると次のとおりとなる。(「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成18年度)」平成19年8月総務省公表資料を参照)

① 一般職基本給表の適用を受ける職員の給与水準(平成18年度)

(国との比較)

項 目	国	国立国語研究所
平均年齢	40.4歳	39.1歳
学 歴(大学卒の割合)	47.3%	68.8%
地域手当支給者率*	39.3%	100%

* 支給率11%以上に限る。

(他の独立行政法人との比較)

項 目	全独立行政法人	国立国語研究所
平均年間給与額	7,326千円	6,293千円
平均年齢	43.4歳	39.1歳
ラスパイレス指数*	107.4	101.8

* 国の行政職俸給表(一)適用者の給与を100としたときの給与水準の指数

② 研究職基本給表の適用を受ける職員の給与水準（平成18年度）

（国との比較）

項 目	国	国立国語研究所
平均年齢	44.2歳	46.7歳
学 歴（大学卒の割合）	96.8%	83.3%
地域手当支給者率*	70.6%	100%

* 支給率11%以上に限る。

（他の独立行政法人との比較）

項 目	全独立行政法人	国立国語研究所
平均年間給与額	9,099千円	8,582千円
平均年齢	44.7歳	46.7歳
ラスパイレス指数	102.4	89.5

【人事計画等】（以下のデータは平成20年3月末現在）

（1）人事計画

① 事務系職員の人事交流実績

（人）

役 職	転 入	転 出
主 任	1（東京大学より）	3（東京大学，東京医科歯科大学へ）
係 員	1（一橋大学より）	1（文化庁への出向）
合 計	2	4

② 研究系職員の異動実績

（人）

職 名	在 職 者	新規採用	転出・退職等
研究員（常勤）	42	1	1
任期付研究員	0		
特別奨励研究員 ※	5	1	

※ 平成17年度から、特定の時限的なプロジェクトに従事するものとして、常勤職員と同等の勤務形態で採用している。

（2）研究機関等への職員派遣実績

研究機関等の求めに応じ、職員を派遣した。

（件）

派 遣 先	件 数	内 訳
大学非常勤講師	69	国公立大学37，私立大学25，その他7
委員会等委員	75	国の機関等14，地方公共団体1，大学等3，民間団体55，海外2
講師派遣等	57	国の機関等8，地方公共団体8，大学等36件，民間団体3，海外機関2
合 計	201	

(3) 職員の健康管理

定期健康診断は人間ドック受診者も含めてほぼ全員が受診した。そのほか、VDT作業従事者に対する健康診断、インフルエンザ予防接種、毎月1回の産業医による健康相談を実施し、職員の健康管理を図った。

(4) 能力開発研修への参加実績

研 修 の 種 類	件数・参加者数
所内研修会（科研費，人事評価，著作権関係等）	4件 217人
所外研修会（人事院研修，著作権関係等）	13件 15人
教育公務員特例法第22条準用の研究職員の研修	13件 15人

(5) 人事評価

国立国語研究所の業務を効果的かつ効率的に遂行する観点から、適切な人材配置、人材の育成、勤務に関する職員の自己把握及び勤務の結果に対する適切な処遇等に資することを目的に、平成18年度から人事評価制度の試行を行っている。平成19年度は、前年度の試行の結果に基づき、評価項目を整理するなど、内容の改善を行い、2度目の試行を行った。

〔中期目標〕

IV 財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

〔中期計画〕

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算） 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

〔年度計画〕

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

17. 予算・資金計画・収支計画

○外部資金の導入状況

(1) 平成19年度及びこれまでの外部資金の導入状況は，以下のようになっている。

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
金 額 合 計	12,108万円	8,708万円	15,506万円	22,323万円
(内 訳)				
科学研究費補助金	4,625万円 20件	4,585万円 23件	10,723万円 25件	16,781万円 21件
国等の委託費等	5,464万円 4件	2,895万円 4件	1,567万円 2件	1,424万円 1件
博報日本語海外研究者 招へいプログラム事業	—	—	2,164万円 1件	3,518万円 1件
著作権及び著作権使用料 ほか	2,019万円 520件	1,228万円 385件	1,052万円 301件	600万円 265件

(科学研究費補助金は，分担金，利息等を除く交付決定額を記載。)

(2) 外部資金の導入状況は，上記のとおり国等の委託費等は減少しているが，科学研究費補助金や博報日本語海外研究者招へいプログラム事業の委託額の増加に伴い，合計で6,817万円増えた。

科学研究費補助金は，平成18年度に比べ採択件数は4件減ったが，総額では6,058万円の増加があった。

国等の委託事業については，平成19年度は「汎用電子情報交換環境整備プログラム」(経済産業省産業技術研究開発委託事業，(財)日本規格協会及び(社)情報処理学会との共同事業，平成18年度から3年計画)が継続採択(1,424万円)された。

また，「博報日本語海外研究者招へいプログラム事業」(財団法人博報児童教育振興会の委託事業)を継続実施した。

(3) 外部資金等の自己収入確保のための手段の適切性

独立行政法人は、業務運営のために国からの財源措置を講じられている一方、積極的に外部資金の導入を図ることに努めることとされている。

当研究所において考えられる外部資金等の自己収入としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 科学研究費補助金をはじめとするいわゆる国からの競争的資金
- ・ 寄附金，受託事業，及び共同研究
- ・ 著作権，特許権等の知的財産に基づく著作権料，特許料等

また、外部資金確保のために、次のように多方面にわたる手段を取っている。

- ① 科学研究費補助金採択件数の増加を図るため、研究課題内容の検討会を開催した。
- ② 経済産業省の公募事業の獲得に努め、共同研究を実施した。
- ③ 財団法人博報児童教育振興会と「日本語海外研究者招へいプログラム事業」を実施した。
- ④ 知的財産に関する成果の取り扱いに関する基本原則を整理し、知的財産の重要性の認識向上を図っている。
- ⑤ 成果物の刊行等
 - ア 出版社から増刷を含め、調査研究の成果を内容とする市販本等の出版が行われた。
 - イ 平成15年度刊行した「分類語彙表増補改訂版」のデータベースの市販を継続した。
 - ウ 「ことば」ビデオについては、広範な普及を図るという観点から、縮約版を作ってホームページに掲載し、市販を継続した。
 - エ 「日本語話し言葉コーパス」のデータベースの市販を継続した。
 - オ 「太陽コーパス」研究論文集と「太陽」日本語データベースの有償販売を継続した。
- ⑥ その他、フォーラム等においての関連刊行物の展示即売などにより、活動の成果を社会に還元し、これを通して自己収入の確保に努めている。

○ 財務内容の改善状況

予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかについて、拡大自己点検評価委員会で年2回のヒアリングを実施し、研究計画の進捗状況の確認をするとともに、効率的な執行に努めた。

科学研究費補助金による 研究の実施状況

平成19年度科学研究費補助金による研究の実施状況一覧

種目	代表者名	課題名	ページ
特定領域	前川 喜久雄	代表性を有する大規模日本語書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備	… 115
基盤A	杉戸 清樹	敬語と敬語意識の半世紀—愛知県岡崎市における第3次調査—	… 119
基盤B	野山 広	多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた学際的研究	… 120
	大西 拓一郎	地理情報システムに基づく言語地理学の再構築	… 121
	尾崎 喜光	国内地域間コミュニケーション・ギャップの研究—関西方言と他方言の対照研究—	… 122
	柳澤 好昭	コンピュータ利用日本語教育におけるコンテンツと学習の研究—効果と評価の観点から—	… 123
基盤C	熊谷 智子	三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究	… 124
	井上 文子	方言談話データベースを活用した表現法の変化に関する研究	… 125
	田中 牧郎	コーパス言語学の方法に基づく言文一致現象の解析	… 126
	吉岡 泰夫	医療コミュニケーションを適切化するポライトネス・ストラテジーの研究と資料の提供	… 127
萌芽	尾崎 喜光	加齢による社会活動の変化にともなう言語使用の変化に関する研究	… 128
若手B	柏野 和佳子	国語辞典における多義語の意味レベルの使用実態と意味構造の解明	… 129
	朝日 祥之	サハリンに残存する日本語の地位に関する調査研究	… 130
	吉田 雅子	「デジタル版山梨方言辞典」作成のための調査研究とデータ構築	… 131
	植木 正裕	「外国人にとってわかりにくい日本語」の判断基準に関する研究	… 132
	小木曾 智信	近代文語文を対象とした形態素解析のための電子化辞書の作成とその活用	… 133
	和田 志子	日本語学習者の語彙力および読解力の発展におけるメタ言語的スキルの役割	… 134

【研究課題名】 代表性を有する大規模書き言葉コーパスの構築：21世紀の日本語研究の基盤整備（特定領域研究）

【研究期間】 平成18年度～22年度（2年次）

【研究組織】 領域代表者：前川喜久雄

総括班：*前川喜久雄，山崎誠，松本裕治（奈良先端科学技術大学院大学），伝康晴（千葉大学），
田野村忠温（大阪大学），砂川有里子（筑波大学），田中牧郎，荻野綱男（日本大学），
奥村学（東京工業大学），新納浩幸（茨城大学），斎藤博昭（慶應義塾大学），仁科喜
久子（東京工業大学），柴崎秀子（長岡技術科学大学）

○計画研究班

- ・データ班：*山崎誠，丸山岳彦，柏野和佳子，山口昌也，間淵洋子，高田智和，小椋秀樹，森本祥子，小沼悦
- ・ツール班：*松本裕治（奈良先端科学技術大学院大学），徳永健伸（東京工業大学），乾健太郎（奈良先端科学技術大学院大学）橋田浩一（産業技術総合研究所），橋本泰一（東京工業大学），浅原正幸（奈良先端科学技術大学院大学）
- ・電子化辞書班：*伝康晴（千葉大学），山田篤（京都高度技術研究所），峯松信明（東京大学），内元清貴（情報通信研究機構），小木曾智信，小磯花絵
- ・日本語学班：*田野村忠温（大阪大学），服部匡（同志社女子大学），杉本武（筑波大学），石井正彦（大阪大学）
- ・日本語教育班：*砂川有里子（筑波大学），井上優，小林ミナ（早稲田大学），滝沢直宏（名古屋大学），投野由紀夫（東京外国語大学），山内博之（実践女子大学）
- ・言語政策班：*田中牧郎，相澤正夫，棚橋尚子（奈良教育大学），野村敏夫（桜美林大学）
- ・辞書編集班：*荻野綱男（日本大学），近藤泰弘（青山学院大学），矢澤真人（筑波大学），丸山直子（東京女子大学）
- ・言語処理班：*奥村学（東京工業大学），白井清昭（北陸先端科学技術大学院大学），竹内孔一（岡山大学），中村誠（北陸先端科学技術大学院大学）

○公募研究班

- ・クラスタリング班：*新納浩幸（茨城大学），佐々木稔（茨城大学）
- ・日本語フレームネット班：*斎藤博昭（慶應義塾大学），藤井聖子（東京大学），小原京子（慶應義塾大学）
- ・作文支援システム班：*仁科喜久子（東京工業大学），村岡貴子（大阪大学），鎌田美千子（宇都宮大学）
- ・リーダビリティ班：*柴崎秀子（長岡技術科学大学），玉岡賀津雄（広島大学），山本和英（長岡技術科学大学），加納満（長岡技術科学大学），原信一郎（長岡技術科学大学）

（ ）内に所属を記していない者は，国立国語研究所の所員。*は，各班の班長を示す。

【研究概要】

本特定領域研究では、21世紀の日本語研究を支える研究インフラの要となる、代表性を備えた大規模日本語書き言葉コーパスを設計・構築して一般公開するとともに、構築したコーパスの実用上の価値を評価するために、関連する諸分野においてコーパスを利用した研究を推進する。

本領域は、コーパスを構築する研究班（データ班，ツール班，電子化辞書班）とコーパスを評価する研究班（日本語学班，日本語教育班，言語政策班，辞書編集班，言語処理班）及び総括班とから構成される。本年次より，公募班（クラスタリング班，日本語フレームネット班，作文支援システム班，リーダビリティ班）が加わった。

コーパスの構築を行う3班は，緊密な連携の下に，書籍を対象とした約5,000万語規模のコーパスの構築（データ班），自動解析システム及びタグ付け支援ツールの開発（ツール班），形態素解析用電子化辞書の開発（電子化辞書班）をそれぞれ行う。

コーパスの評価を行う5班は，相互に情報交換を行いつつ，コーパスを利用した新しい研究領域・手法の開発（日本語学班），日本語教育ための教材の改善及びツール開発（日本語教育班），国語政策・国語教育に役立てるための語彙表・漢字表の調査研究（言語政策班），国語辞典の記述の質的向上に貢献する調査研究（辞書編集班），多義性解消や新語義の発見，語彙概念構造辞書の半自動構築等の意味解析手法の開発（言語処理班）をそれぞれ行う。

公募班4班は，それぞれが展開しているテーマに構築中のコーパスを取り入れた応用的研究を行う。

本研究が与える学術的貢献の規模は，その関連する分野の多さを考慮すれば，非常に広範囲かつ莫大なものになることは明らかである。社会的にも，常用漢字表の見直しや難解な言葉の言い換えのための基礎資料として活用される。また，誰でもアクセス可能なコーパスの公開によって，言葉に関心を持つ人々に正確な日本語の使用実態を提供することができる。

【研究実施状況】

特定領域研究で行われている研究内容は広範にわたるため，ここでは，国立国語研究所におけるコーパス構築に直接関係する部分の記述にとどめる。具体的には，上記のデータ班の活動の全般及び電子化辞書班，言語政策班，日本語教育班の一部の活動についてである。

1. 生産実態（出版）サブコーパスのうち，書籍部分約6,600サンプルのサンプリング及び入力を終了し，約9割のサンプルへのタグ付けが終了した。
2. 流通実態（図書館）サブコーパスについては，東京都内の公共図書館のISBN総合目録を元に母集団を確定し，サンプリング台帳を作成した。約6,600サンプルのサンプリング，入力を終了し，約4割のサンプルへのタグ付けを終了した。
3. 非母集団（特定目的）サブコーパスについては，Yahoo!知恵袋より500万語及び国会会議録より500万語のサンプリングを終了，ベストセラーについては，約9割にあたる約1,700サンプル（約400万語）のサンプリング及び入力を終了した。

言語政策班で利用する検定教科書については，高校教科書24冊（約220万字分）を入力した。

日本語教育班で利用する日本語教科書については，中級教科書約163万字分を入力した。これらの教科書については，電子化仕様を統一して，データが有効に活用できるようにしている。

4. 解析用辞書UniDicの整備拡充を行った。構築中のデータから未登録語を追加するとともに，語種情報の付与，連体形と終止形の区別，人名の整理等を行った。利用できる形態素解析シ

システムとして従来の「茶釜」に加えて、MeCabにも対応させ、両方のバージョンで一般公開した。

5. 通信社、新聞社との交渉を重ね、新規に7社と記事提供に関する覚書を締結した。また、個々のサンプルの著作権者への著作権処理を継続して実施した。
6. 構築中のデータ約2,500万語（書籍約1,500万語、白書約500万語、Yahoo!知恵袋約500万語）及び白書約500万語分の形態素解析結果（KWIC）を領域内に公開した。

【研究成果】

以下にあげるのは、特定領域研究の成果のうち、国立国語研究所におけるコーパス構築に係るものである。

1. 成果報告書（計4冊）

以下の4冊の報告書を刊行した。

- ・『現代日本語書き言葉均衡コーパス』におけるサンプル構成比の算出法（2）—コーパスの設計とサンプルの無作為抽出法—（丸山岳彦，秋元祐哉）
- ・『現代日本語書き言葉均衡コーパス』における書籍サンプルの多様性（柏野和佳子，丸山岳彦，秋元祐哉，稲益佐知子，佐野大樹，田中弥生，山崎誠）
- ・「現代日本語書き言葉均衡コーパス」における電子化フォーマット ver. 2.0（山口昌也，高田智和，北村雅則，間淵洋子，小林正行，西部みちる）
- ・『現代書き言葉均衡コーパス』形態論情報規程集（小椋秀樹，小磯花絵，富士池優美，原裕）

2. 論文（計14本）

以下の学会誌，商業誌，論集に論文を掲載した。

(1) 学会誌（計8本）

- 「音声研究」 1本
- 「日本官能評価学会誌」 1本
- 「日本語科学」 5本
- 「日本語の研究」 1本

(2) 商業誌（計3本）

- 「漢字文献情報処理研究」 1本
- 「日本語学」 2本

(3) 論集（計2本）

- 『時間の中の文と発話』 2本

3. 研究発表（計18件）

以下の学会，研究会において研究発表を行った。

- ・日本言語学会第134回大会公開シンポジウム（2007年6月17日，麗澤大学） 1件
- ・16th International Congress of Phonetic Sciences (ICPhS2007)，2007年8月9日，Saarbrücken, Germany 1件
- ・第21回日本音声学会全国大会（2007年9月23日，名古屋大学） 1件
- ・英語コーパス学会第30回記念大会シンポジウム（2007年10月6日，立教大学） 1件
- ・6th Workshop on Asian Language Resources (ALR) ，2008年1月12日，Hyderabad, India 1件

- ・第14回言語処理学会（2008年3月18～20日，東京大学駒場キャンパス）10件
 - ・第21回社会言語科学会研究大会（2008年3月22日，東京女子大学）3件
4. 会議，研究会等
- ・特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度全体会議（2007年9月7～8日，北陸先端科学技術大学院大学）
 - ・特定領域研究「日本語コーパス」2007年度データ説明会（2007年11月5日，埼玉大学東京ステーションカレッジ）
 - ・特定領域研究「日本語コーパス」平成19年度公開ワークショップ（研究成果報告会）（2008年3月15～16日，時事通信ホール/国立国語研究所）

【研究課題名】敬語と敬語意識の半世紀—愛知県岡崎市における第3次調査—（基盤研究A）

【研究期間】平成19年度～21年度（1年次）

【研究組織】代表者：杉戸清樹

分担者：井上史雄（明海大学）、江川清（広島国際大学）、真田信治（大阪大学）、西尾純二（大阪府立大学）、松田謙次郎（神戸松蔭女子学院大学）、松丸真大（滋賀大学）、朝日祥之、磯部よし子、尾崎喜光、熊谷智子、塚田実知代、横山詔一、吉岡泰夫（以上、国立国語研究所）

協力者：久木田恵、辻加代子（甲南大学）、阿部貴人、大西拓一郎、高田智和（以上、国立国語研究所）

【研究概要】

国立国語研究所が昭和27年度と昭和47年度に愛知県岡崎市で2度実施した、敬語と敬語意識についての調査の3回目の経年調査を企画・実施するものである。人口動態の活発化にともなう地域社会の変容と敬語使用基準の変化との関係の把握は、第1次調査からの研究課題である。第1次調査が行われてから半世紀の間における敬語使用と敬語意識の変遷を明らかにするために、これまでの調査を踏まえた経年調査を実施する。敬語と敬語意識について同一地点で継続して大規模な調査研究を行うという点では、国内外の研究においても他の事例はなく、当該分野における先駆的なものと位置づけられる。

【研究実施状況】

愛知県岡崎市における敬語使用の実態と変化の模様を明らかにする第三次敬語調査の実施に向けた検討を行った。検討にあたっては、研究組織を経年調査班、新規調査班、記述調査班の3つに分けた。それぞれの調査班が、第三次調査に必要とされる調査項目の検討を行い、必要に応じて予備調査も実施した。記述調査班では、基本調査票に基づく本調査を12月より開始している。この他に、平成19年6月、9月、平成20年3月に全体会議を開催し、進捗状況を確認した。なお、本調査に向けた準備として、2008年9月に岡崎市長に対する調査協力依頼を行うなど、岡崎市との協力体制を構築したり、パネル調査（同一回答者の追跡調査）の対象者を確保するために、現地の地区総代との協力体制も構築したりした。

【研究成果】

- ・杉戸清樹、朝日祥之「敬語を経年的に見つめる」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』、pp. 282-283, 2007年9月
- ・朝日祥之「経年調査で敬語をつかまえる」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』、pp. 284-285, 2007年9月
- ・松田謙次郎「海外における実時間言語調査の動向と岡崎敬語調査」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』、pp. 286-287, 2007年9月
- ・熊谷智子「「敬語」をどうとらえるか」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』、pp. 288-289, 2007年9月
- ・西尾純二「敬語・待遇表現の「記述」—第三次岡崎調査に向けて—」『社会言語科学会第20回大会発表論文集』、pp. 290-291, 2007年9月
- ・横山詔一、朝日祥之、真田治子「岡崎市における敬語意識の変化を予測する」『社会言語科学会第21回大会発表論文集』、4p., 2008年3月

【研究課題名】多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた学際的研究

－複合領域としての日本語教育政策研究の新たな展開を目指して－（基盤研究B）

【研究期間】平成17年度～20年度（3年次）

【研究組織】代表者：野山広

分担者：石井恵理子（東京女子大学）、川村尚也（大阪市立大学）、佐藤郡衛（東京学芸大学）、平高史也（慶應大学）、松本茂（立教大学）、山西優二（早稲田大学）、横溝紳一郎（佐賀大学）

【研究概要】

本研究は、多文化化する日本の地域社会の状況や背景を踏まえつつ、以下の3つを目標として行っている。

1. 多文化共生社会に対応した言語教育政策の構築に向けた基礎資料を提供すること
2. 学際的な観点からの政策研究を試み、成果を報告することによって、複合領域としての日本語教育政策研究（日本語教育学の制度研究）の新たな展開に貢献すること
3. 政策研究の重要性について喚起するとともに、認識の深化を促す役割を果たすこと

（学術的・社会的有用性）

人の流動化が進む中、社会状況の変化に応じた受入れ体制の充実・改革に向けた、総合的で学際的な言語教育政策研究や政策の立案がますます必要となってきた。本研究グループの場合、分担者や協力者の持つ多様な専門背景を生かしながら学際的研究を行うことで、複合領域としての日本語教育政策研究の新たな展開へ向けた、学術的な貢献が期待される。また、先行（モデル）地域の実践事例を分析することで、喫緊の課題として想定される、外国人住民に対する第二言語としての日本語教育の支援方策や、関連した人材（教員やコーディネータなど）の育成・研修プログラムの充実に有用な基礎資料の提供が期待される。

【研究実施状況】

国内の地域（長野県長野市・上田市、北海道札幌市など）の訪問調査や、縦断調査（秋田県能代市）を継続しつつ、群馬県（太田市・大泉町）、愛知県、福岡県（福岡市）、島根県、長野県等の言語サービスに関する調査や、海外（ドイツ）における、特に第二言語としての自国語教育や、母語、継承語教育の実態に関する調査等を行った。

【研究成果】

1. 論文：野山広「日本の言語政策と多文化共生社会：諸外国の受入れ政策や言語政策との比較を通して」河原俊昭・山本忠行編著『世界の言語政策 第2集－多言語社会に備えて－』くろしお出版，pp. 29-58.，2007年6月
2. 発表：野山広，川村尚也「移民に対する言語教育政策の展開と母語教育の重要性－スウェーデンの場合－」（2007年6月），野山広・杉澤経子・佐藤郡衛「多言語・多文化教育研究の在り方について考える－言語サービスの実践から－」異文化間教育学会・第28回大会抄録集，pp. 116-119（共同発表），pp. 52-55（ケース・パネル）（2007年6月），他に，日本言語政策学会第9回大会予稿集（パネル発表）「外国人住民への言語サービスについて考える－地域社会・自治体は多言語社会をどう迎えるか－」，pp. 42-44.，2007年度日本語教育学会秋季大会予稿集（パネルセッション）「地域の多言語・多文化化と日本語教育政策研究の可能性－言語サービス，言語景観，人材育成の充実を目指して－」，pp. 263-274. など

【研究課題名】地理情報システムに基づく言語地理学の再構築（基盤研究B）

【研究期間】平成18年度～21年度（2年次）

【研究組織】代表者：大西拓一郎

分担者：中井精一（富山大学）、大西宏治（富山大学）、
鳥谷善史（天理大学）、松丸真大（滋賀大学）

【研究概要】

本研究は、方言情報を地理情報システム(Geographical Information System: GIS)に組み込むことにより、諸種の地理情報と方言分布を総合的に分析する方法を構築し、言語地理学を新たな方向に展開させることを目的とするものである。

従来の言語地理学は、言語外の地理情報との比較の困難さもあって、言語中心の分析に止まり、分布領域間の配列関係のみに焦点化した相対的歴史研究にとどまるきらいがあった。言語内外の情報を総合的に扱うGISをベースにするなら、位置的配列のみの狭いモデルの世界を脱し、様々な地理情報との関わりの中で方言分布を扱う世界に大きく羽ばたくことができる。手順の上でも、客観的かつきめ細かな地理的扱いを導入することで、従来の主観に依存した配列関係の把握から、追試可能な研究に性質を移行させることができる。本研究は、このようにして、言語地理学を従来なかった方向に新しくかつ大きく発展させることを目指す。

【研究実施状況】

2年目にあたる本年度(平成19年度)は、前年度行った研究全体の基盤確認の上に立ち、具体的な情報獲得の開始、並びに基礎的分析を行った。

1. 研究打ち合わせ a. GISに関する基礎知識並びに具体的分析方法の確認, b. GISを利用する上での問題点の洗い出しと対策を討議した。
2. 方言データの作成・収集 a. 方言データの地理情報化, b. 新規方言データの調査・収集の開始を行った。
3. 言語外地理情報の獲得 言語外地理情報の整理と実施を行った。
4. 測地系の統一 地理座標フォーマットを世界測地系に統一した。
5. 分析 方言地理情報と言語外地理情報(主に人口, 交通, 標高データ)とのオーバーレイ(重ね合わせ)を中心に分析を進め, 傾向面分析の利用も検討した。
6. 成果報告 学会・各種研究会・研究集会・シンポジウム等で分析結果を報告し, GISを基盤とした言語地理学の有効性のアピールを継続した。
7. 知見の共有化 得られた知見を共有化するために, a. 代表・分担者間のMLを継続活用するとともに, b. GIS利用上のマニュアル作成を検討した。

【研究成果】

- ・大西拓一郎「方言分布の解明に向けて一原点に帰る言語地理学一」, 『日本語科学』21 (国立国語研究所), pp. 125-142, 2007年4月
- ・大西拓一郎「地理情報システムと方言研究」, 『方言学の技法』(岩波書店), pp. 135-177, 2007年12月
- ・大西拓一郎「方言文法と分布」, 『日本語文法』8-1 (日本語文法学会), 16p., 2008年3月

【研究課題名】国内地域間コミュニケーション・ギャップの研究—関西方言と他方言の対照研究—（基盤研究B）

【研究期間】平成19年度～22年度（1年次）

【研究組織】代表者：尾崎喜光

分担者：井上文子，朝日祥之，野山広，真田信治（大阪大学大学院），
陣内正敬（関西学院大学），二階堂整（福岡女学院大学）

【研究概要】

勉学や就職，結婚等で他の地域に移り住んだ場合，移住先の言葉遣いに違和感を覚えたり，自分の言ったことが移住先の人に誤解して受け取られたりという行き違いが生じる場合がある。こうした国内における地域間コミュニケーション・ギャップは，いろいろな地域間で見られようが，本研究では，言葉自体が共通語と大きく異なり，現在においても他の地域に対し大きな影響を与えている関西方言を軸とし，そこと他の方言との間の対照研究を行う。

【研究実施状況】

8月の第1回会議で検討した結果，関西方言と対照する地域を，首都圏（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県），名古屋市（またはその周辺），広島市（またはその周辺），福岡市（またはその周辺）の4地域に確定した。

それを受けて11月以降，移住者が移住先の言葉についてどう感じているか，自分の言ったことが意図とずれて受け取られてしまったことはないかなどを中心的な質問内容とするインタビュー調査を開始した。調査は，基本的に回答者2～3人によるグループ単位で自由談話に近い形で行った。我々の想定外の感想も聞き出せるよう，基本的にオーブンクエスチョンにより調査を進めたが，第1回の会議のうちに研究メンバーが報告した一生活者として感じたことがらや，方言関係の専門書等の記述から予想されることがら等も事前にメモの形で準備し，それらについてどう感じているかを問うこともした。インタビューの対象者は，移住先に現在も住んでいる人を基本としたが，一部の調査ではUターン者も対象とした。その場合は，かつて移住先に住んでいた頃のことを想起して回答してもらった。今年度のインタビューは次の計41人に対し実施した。

関西→首都圏	：9人	首都圏→関西	：1人
関西→名古屋市	：3人	名古屋市→関西	：6人
関西→広島市	：11人	広島市→関西	：0人
関西→福岡市	：11人	福岡市→関西	：0人

本研究終了後には対象地域をさらに拡大することを視野に入れ，一つのケースとして長野市においても同種の調査を試みた。

関西→長野市	：2人	首都圏→長野市	：3人
--------	-----	---------	-----

次年度もインタビュー調査を進める予定であるため，回答者を紹介してもらい依頼を，各地の新聞社・テレビ局に対し行った。新聞社・テレビ局を選んだのは，記者・編集者・アナウンサー等の職種の人であれば言葉について意識が高く豊かな情報が得られることが期待されること，また異動が全国にわたり本研究の目的にあう回答者が得られやすいことによる。

【研究成果】

- ・井上文子「＜言葉を見つめて 第12回＞ 方言談話資料を利用して」文化庁月報，p. 25，2008年3月

【研究課題名】 コンピュータ利用日本語教育におけるコンテンツと学習の研究 - 効果と評価の観点から - (基盤研究B)

【研究期間】 平成19年度～21年度 (1年次)

【研究組織】 代表者：柳澤好昭 (国立国語研究所)

分担者：野山広 (国立国語研究所), 水町伊佐男 (広島大学大学院), 早田美智子 (国立国語研究所), 高橋悦子 (国立国語研究所)

【研究概要】

本研究は、以下について結論を得ることを目的とする。

- ・ 学習者の学習意欲を高める電子化コンテンツの特徴
- ・ 学習成果 (日本語獲得) の向上につながる学習意欲の向上
- ・ 学習意欲, 学習成果に影響を与える電子化コンテンツ
- ・ コンピュータ利用が進む日本語教育において, 今後必要となる資源
- ・ コンピュータ利用日本語教育と自律的学習, 協調的学習との関係

そのため, コンピュータ利用日本語教育におけるコンテンツと学習との関係を, 効果と評価の観点から考察する。

【研究実施状況】

1. 既存の学習用Webサイトの内容構成の目的, 利用などの分析, 電子コンテンツとプログラムの改良 (日本語指導者支援機能の開発, 電子化コンテンツの改変とダウンロード機能の付加等), コンテンツやツールの安定提供のためハウジングによるサーバ運用を行った。
2. 電子化コンテンツ (素材, CD教材, 学習用Webサイト, ビデオ会議等) に関する既存の評価尺度の分析を行った。
3. 国内外の日本語教師や学習者を対象に, 外国語学習とコンテンツ, 教育観, 学習観に関する情報, 従来型視聴覚機器のコンテンツと利用についての日本語教師と学習者の評価情報トの収集を実施した (南ソウル大学校とサイバー外国語大学校の関係者, 第二言語習得研究会会員)。今後のデータ提供等の協力について協議を行った。
4. 日本語教育国際大会 (韓国釜山市, 平成20年7月) にて, 学習意欲, 学習素材, レディネス, ビリーフ, 適正交互作用 (ATI) に関する発表を行う準備を終えた。

【研究成果】

1. 既存の電子化コンテンツを提供し, 評価に関わるフィードバック情報を得た。
2. 既存のCD教材, 学習用Webサイトの内容構成, 目的, 利用などに関する既存の評価尺度の分析と評価試案を作成した。
3. 国内外で電子化コンテンツ (前述同様) に関するビリーフや評価等の情報 (合計228件) を収集した。
4. 既存の電子化素材をCD教材化するまでの過程 (2件) に関する評価情報を収集した。
5. 学習意欲, 学習成果の測定に関する要素 (試案) を作成した。

【研究課題名】三者面接調査における回答者間相互作用のバリエーションに関する研究 (基盤研究C)

【研究期間】平成18年度～20年度（2年次）

【研究組織】代表者：熊谷智子

分担者：三井はるみ，熊谷康雄

協力者：木谷直之（国際交流基金ジャカルタ日本文化センター）

【研究概要】

本研究では，三者面接調査（調査者1名に対して回答者2名の面接調査）の談話データを分析して，参加者行動，特に回答者間に見られる相互作用の種類及び談話における働きを明らかにし，同時に，相互作用パターンの地域差について新たな知見を得ることを目的とする。また，特定の談話目的を持ち，話者間の一定の役割関係を前提とするほかの種類の話（教室談話など）にも応用可能な分析の枠組みを得ることも目指す。

この研究によって，以下のことが期待できる。

- ・三者面接調査における回答者間相互作用に関する知見の拡充と深化
- ・親疎関係が相互作用に与える影響に関する知見の獲得
- ・言語行動・対人行動の地域差に関する知見の獲得
- ・他の種類の制度的談話にも応用可能な分析観点の提示

研究計画は，以下のとおり。

- ・文献の収集・検討を通して，調査・分析方法の立案を行う。
- ・三者面接調査を行い，秋田・東京・大阪の三地域で談話データを収集する。
- ・データの文字化・分析を行い，考察結果を随時，学会・研究会で発表する。そこでの議論は以降の分析・考察への参考とする。

【研究実施状況】

平成19年度は，東京及び大阪における面接調査談話の収集を継続し，秋田も含めた三地域での録音・録画データ収集を完了した。目標数は各地域について12件（友人及び初対面の同性ペアを男女各3ペア）であったが，最終的に秋田で14件，東京と大阪で各々15件のデータが得られた。データは電子化し，文字化を進めている。平成19年度末でデータ全体の80%強の文字化が終了する。また，文字化データ・録画データの分析を行い，回答者間の相互作用，調査者も含めた参加者による面接調査談話の構築，発話や言語行動のくり返し等の談話現象に関する考察を行っている。

【研究成果】

三者面接調査44件分（約32時間）の談話の電子化データ（録音・録画）を作成し，文字化データ36件分を整備した。

本研究に基づく平成19年度の口頭発表は以下のとおり。

- ・熊谷智子「「敬語」をどうとらえるか」『社会言語科学会第20回発表論文集』，2007年9月
- ・熊谷智子，木谷直之「面接調査談話における共感の表出—他者の発話のくり返し，言語行動のくり返し—」待遇コミュニケーション学会2008年春季大会，2008年3月
- ・熊谷智子，木谷直之「質問者に直接返されない「答え」—三者面接調査における参加者の談話構築—」『社会言語科学会第21回発表論文集』，2008年3月

【研究課題名】方言談話データベースを活用した表現法の変化に関する研究 (基盤研究C)

【研究期間】平成18年度～20年度（2年次）

【研究組織】代表者：井上文子

分担者：熊谷康雄，熊谷智子，三井はるみ，井上優

【研究概要】

同一地域における複数の世代の方言談話を比較・対照し、方言談話に見られる表現法の変容の実態と、地域間の変化の過程の相違について考察することを目的とする。

国立国語研究所におけるプロジェクト「日本語に関する蓄積資料の整備」の一環として蓄積してきた方言談話資料を基礎データとし、これらと比較するために、同一地域で、新規に、高年層と若年層の談話を収録する。蓄積・収録した方言談話は、言語データベースとして整備し、公開する計画である。

従来扱われることが少なかった間投表現，感動表現，呼びかけ表現，応答表現などを中心に，話しことばである方言談話に特徴的な表現に焦点をあて，各地域・各世代の談話に現れる表現法について，記述・分析を行う。

方言談話の世代間比較，地域間比較をすることによって，各地域の表現法の経年的変化と，その変化の方向性を探る。また，方言談話の地域的特性を明らかにすることも意図している。

【研究実施状況】

平成19年度は、『全国方言談話データベース』の調査地点の中から，新規に談話を収録する地点として，富山県砺波市鷹栖を選定し，高年層（70歳代）4名の談話，若年層（20歳代）2名の談話をそれぞれ90分程度収録した。併せて，談話データを分析する際には非言語行動の重要性も高いため，会話の場面も録画した。

収録した音声・画像をもとに，談話を文字化し，共通語訳を付け，高年層・若年層の方言談話資料をそれぞれ作成した。これらの言語データは，効率的に検索・加工が行えるよう，また，資料の劣化が生じないように，電子データとしている。

基礎データとした『全国方言談話データベース』には，昭和56年に収録された富山県砺波市鷹栖における明治31～40年出生の話者の談話が含まれている。この方言談話に現れた表現法の記述と比較しながら，新規に収録した高年層談話・若年層談話に現れる間投表現などの表現法の特徴について，記述・比較・分析を継続している。「見かけの時間による変化」ではあるが，同一地点における3つの世代（約30～50年間隔）の談話の比較を行うことによって，当該地域の経年的な変化の過程を探ることが可能である。

また，今後は，他地域の方言談話も収録して，比較を行い，地域差の観点からも記述・分析を実施する。

【研究成果】

- ・富山県砺波市鷹栖における高年層談話資料
(談話音声，談話映像，文字化，共通語訳)
- ・富山県砺波市鷹栖における若年層談話資料
(談話音声，談話映像，文字化，共通語訳)

【研究課題名】コーパス言語学の方法に基づく言文一致現象の解析（基盤研究C）

【研究期間】平成18年度～19年度（2年次）

【研究組織】代表者：田中牧郎

分担者：小木曾智信，近藤明日子，岡島昭浩（大阪大学），岡部嘉幸（千葉大学）

【研究概要】

コーパス言語学の方法を日本語史研究に導入することを通して、日本語史研究に新しい展開をもたらし、この分野の研究を活性化することを大きな目的とする。具体的材料としては、明治後期から大正期にかけて進んだ「言文一致」という出来事を扱い、関連する言語現象をコーパス言語学の方法によって、精密かつ見通しよく記述することを通して、上の目的を実現する。

また、研究代表者・研究分担者らがこれまでに開発したコーパスやコーパス分析ツールの活用事例を豊富に提供し、コーパス言語学の方法の普及を図る。

【研究実施状況】

言文一致に関わる言語現象のうち、コーパスを活用して記述することで、新たな研究の視野が拓けると想定されるものとして、①人称代名詞、②二字漢語を取り上げ、『太陽コーパス』を用いた分析を行った。それぞれ、言文一致の確立と並行して進んだと考えられる、①待遇表現体系の更新、②語彙体系の更新、を新たな視点で記述するのに、有効な材料であると位置づけることができるものである。このうち、①については【研究成果】のa、②については同じくbとして、成果を発表した。

また、コーパス分析ツールとして、XML文書への付箋タグ埋め込みプログラムの開発を進めた。その成果は、【研究成果】のcとして論文に発表するとともに、同じくdとしてツール自体をWeb公開した。

昨年度の成果と合わせ、2年間の研究成果を集成し、報告書eを作成した。

【研究成果】

- a 近藤明日子「明治末期の二人称代名詞—『太陽コーパス』を資料として—」，小久保崇明編『日本語日本文学論集』，笠間書院，pp. 131-148，2007年6月
- b 田中牧郎，「『太陽コーパス』に見る定着する語と衰退する語—二字漢語サ変動詞を例に—」，近代語学会発表，2007年12月
- c 小木曾智信，近藤明日子「日本語研究のためのXMLタグ付けプログラム—その開発と活用例—」，国立国語研究所編『日本語科学』22，国書刊行会，pp. 147-159，2007年10月
- d 小木曾智信，近藤明日子『たんぼぼタガー』，国立国語研究所「言語データベースとソフトウェア」ホームページ<http://www.kokken.go.jp/lrc>，2007年12月
- e 田中牧郎ほか『日本学術振興会科学研究費補助金研究成果報告書 基盤研究(C) コーパス言語学の方法に基づく言文一致現象の解析』，2008年3月

【研究課題名】医療コミュニケーションを適切化するポライトネス・ストラテジーの研究と資料の提供（基盤研究C）

【研究期間】平成19年度～20年度（1年次）

【研究組織】代表者：吉岡泰夫

分担者：相澤正夫，田中牧郎，早野恵子（熊本大学医学部附属病院），宇佐美まゆみ（東京外国語大学）

協力者：三浦純一（公立岩瀬病院），徳田安春・西崎祐史（聖路加国際病院／聖ルカ・ライフサイエンス研究所），本村和久（王子生協病院）

【研究概要】

この研究は、医療コミュニケーションの適切化に貢献し、医療従事者のコミュニケーション・スキル向上に役立つ、ポライトネス・ストラテジーを中心とするコミュニケーションの工夫について探求し、その成果を医療・医学教育に提供することを目的とする。

医師・患者双方を対象にした調査、及び、診療場面のビデオ収録を実施し、医療コミュニケーションの適切化に貢献するポライトネス・ストラテジー、及び、医療面接技法を明らかにする。その成果をまとめ、医療コミュニケーション教育の教材を作成する。

学術的有用性は、医療現場の調査に基づいて、社会言語学と総合診療学・医学教育学の連携による学際的な医療コミュニケーション研究を開拓し、発展させることである。社会的有用性は、安全で信頼される、患者満足度が高い医療の実現という社会的要請に応えるために、医療コミュニケーション適切化の具体的な方策を提案することである。

【研究実施状況】

平成19年度は、医師の外来診療場면을ビデオ収録し、ポライトネス・ストラテジーについて患者評価、自己評価を実施した。また、患者・医師双方を対象にした面接調査のデータを分析し、その結果を学会で発表するとともに、論文を学会誌に投稿した。

【研究成果】

- ・徳田安春，吉岡泰夫，相澤正夫，田中牧郎，中山恵利子，三浦純一，矢吹清人，関根健一，有森直子，早野恵子「「さま」と「さん」：患者敬称の使い方についての患者医師双方への調査研究」『プライマリ・ケア』31-1，2008年3月
- ・吉岡泰夫「医療者と患者の異文化コミュニケーション」（日本予防医学リスクマネジメント学会第6回学術総会パネディスカッション「患者参加型医療における情報共有」），2008年3月
- ・吉岡泰夫，早野恵子，三浦純一，徳田安春，本村和久，相澤正夫，田中牧郎，宇佐美まゆみ「医療コミュニケーションに効果的なポライトネス・ストラテジー—敬語や方言を使う効果を中心に—」『日本語学会2007年度秋季大会予稿集』，pp. 231-238.，2007年11月
- ・吉岡泰夫「患者さんに対するマナー5，6：患者さんが期待するポライトネス・ストラテジーその1，その2」『研修医通信』18，pp.10-11，19，pp.10-11.，2007年8月，11月
- ・吉岡泰夫，早野恵子，徳田安春，三浦純一「良好な患者医師関係を築くコミュニケーションに効果的なポライトネス・ストラテジー」『医学教育』38補冊（第39回日本医学教育学会学術大会予稿集），pp. 39.，2007年6月

【研究課題名】加齢による社会活動の変化にともなう言語使用の変化に関する研究 (萌芽研究)

【研究期間】平成18年度～20年度（2年次）

【研究組織】代表者：尾崎喜光

分担者：村中淑子（姫路獨協大学）

協力者：大鐘秀峰（北海道日高高等学校）

【研究概要】

言葉の変化と言った場合、社会全体としての変化が想起されることが多く、その面からの研究の蓄積は多い。しかしその一方で、加齢に伴う個人の内部での言語変化も考えられる。幼児期からそれ以降にかけての変化や、敬語使用を中心とする学生時代から社会人への変化については、これまでも多くの研究がなされてきた。しかし、青年期以降の敬語以外の面での加齢変化もありそうだ。この点については徐々に研究が進んできているが、まだ十分ではない。そこで本研究では、そもそもどのような表現に加齢変化が見られるかを広く探索するとともに、加齢変化が見られる原因について、特に社会活動の変化に注目しつつ、インタビューやアンケートにより明らかにする。加齢変化の研究はほとんど未開拓であるため、研究領域の開拓という点で学術的な貢献ができる。

【研究実施状況】

前年度と同様の枠組みによるインタビュー調査を重ね、データの充実を図った。

インタビューの内容は、若年層の頃（主として中学生・高校生）と比べ現在の自分の言葉で変化したところはないか、変化があった場合いつ頃、どんなきっかけで、なぜその言葉を使い始めたのか等を中心に、基本的に2～3人のグループ単位で自由談話に近い形で行った。回答者は基本的に地元で生まれ育った成人とした。インタビューは全体を録音し、事後に概要をアルバイタに文字化させ、分析のための備えとした。

今年度のインタビューは、7月中旬に札幌市で16人、8月末から9月初旬にかけて関西（京阪神中心）で15人に対し実施した。これに加え関西では、前年度姫路市の専門学校生を対象に実施したアンケート調査の回答傾向の背景を探ることを目的とするインタビューを、姫路獨協大学在学の学生4人を対象に実施した。

インタビューの結果、加齢変化がいろいろな人に共通して見られる可能性が考えられる表現については、「若年層では使う者が少ない」ということを量的側面から安定した情報を得るために、前年度実施したアンケート調査を、若干の項目を追加して、今年度も実施した。対象者は専門学校生とした。今年度のアンケートの回収数は303人（札幌市227人、姫路市76人）であった。

前年度収集したデータを分析し、学会等での発表を行った。

【研究成果】

- ・尾崎喜光，村中淑子，大鐘秀峰「言葉の加齢変化はどこに見られるか？」社会言語科学会第20回大会，2007年9月
- ・村中淑子「関西人のことばの加齢変化について—アイデンティティ意識とことばづかい—」地球市民の会研究例会，2007年11月
- ・大鐘秀峰「加齢による言葉の変化について②」第175回北海道方言研究会，2007年11月

【研究課題名】国語辞典における多義語の意味レベルの使用実態と意味構造の解析 (若手研究B)

【研究期間】平成17年度～19年度（3年次）

【研究組織】代表者：柏野和佳子

【研究概要】

市販の国語辞典や、『岩波国語辞典』第六版（岩波書店）による意味タグを付与した、初の大規模なデータベース（『毎日新聞記事テキストデータベース』（3,000記事）、『岩波国語辞典第五版テキストデータベース』）を用いて、多義語の実態調査と意味構造の分析を行う。それによって、多義語の意味レベルでの使用実態を明らかにし、多義語の意味構造を解明することを目指す。

対象語を広くとり、実際の用例分析に基づいて多義語を分析することによって、国語学や言語学ばかりでなく、日本語処理研究においても重要な知見が得られると考えられる。現在、情報検索や情報抽出などにおいて、実用性の高い処理を行う上で語の多義性が大きな支障になっており、多義性を解消して意味を特定するための手法の研究が進められてきている。その効果的な手法を探るためにも多義語の実態解明が必要である。

【研究実施状況】

1. 動詞100語、形容詞24語、名詞100語について、市販の国語辞典の記述の比較を完了させた。『岩波国語辞典』第六版（岩波書店）、『新明解国語辞典』第六版（三省堂）、『新選国語辞典』第八版（小学館）、『明鏡国語辞典』（大修館書店）、以上4冊を用いた。最終年度にあたり、『岩波国語辞典』の記述を基に、全対象語の多義語の辞典間の意味区分の認定と構造化における観点の差異を比較した。
2. 形容詞と名詞についても「階層」や「区分最大値」を求め、動詞同様、『明鏡』の「区分最大値」の多さや、『岩国』のまとめあげる階層化の定量的な確認をした。
3. 動詞について、多義用法の『分類語彙表』（国立国語研究所）の収録状況を調査した。
4. 3年間の研究成果を報告書にまとめた。

【研究成果】

〔受賞〕昨年度の下記成果発表に対し、「人工知能学会2006年度研究会優秀賞」を受賞した。

（2007年6月に表彰）

柏野和佳子「国語辞典における多義語の意味区分の比較」『人工知能学会第2種研究会 ことば工学研究会資料』SIG-LSE-A601-4, p. 37-43, 2006年8月

〔報告書〕

柏野和佳子『国語辞典における多義語の意味記述の比較』2005年度～2007年度 科学研究費補助金 若手研究(B) 研究成果報告書, 2008年3月

【研究課題名】サハリンに残存する日本語の地位に関する調査研究（若手研究B）

【研究期間】平成17年度～19年度（3年次）

【研究組織】代表者：朝日祥之

【研究概要】

サハリンで使用されている日本語の地位を、次にあげる3つの時代に絞って考察した。

1. 日本統治時代以前における日本語の地位
2. 日本統治時代における日本語の地位
3. 日本統治時代以後の日本語の地位

考察にあたっては、それぞれの時代における日本語の地位に関する情報について、文献調査、現地調査を実施した。そこで得られたデータから、日本語の地位に関して客観的な記述を行った。

【研究実施状況】

面接調査：1875年に締結された樺太千島交換条約によって日本に居住するようになった樺太アイヌに対する調査を2007年6月と11月に実施した。また、サハリンからの一次帰国事業で日本に一時的に滞在したサハリン居住の日本人に対する面接調査を2007年5月に実施した。

研究成果公表活動：本年度が本研究課題の最終年度であることから、研究成果に関する報告を、2007年10月にマレーシアで開催された危機に瀕した言語に関する国際会議、2007年11月に韓国で開催された言語の維持と変容に関する国際会議で行った。また、2008年3月には、東アジア残留の日本語に関するシンポジウムで本研究課題の成果についての報告を行った。これまで明らかにされた点については、研究成果報告書にまとめた。

【研究成果】

- ・朝日祥之、「樺太方言と北海道方言の関係についての一考察：サハリン現地調査データを手がかりとして」『方言研究の前衛—山口幸洋博士古希記念論文集』、桂書房、2008年3月
- ・Asahi, Yoshiyuki, “Endangerment of Japanese Language in Japanese Diaspora: Evidence from a Russian Island of Sakhalin” FEL XI Eleventh International conference of Foundation for Endangered Languages. University of Malaya, Malaysia, pp.154-160, 2007年10月
- ・朝日祥之「サハリンの残存日本語の地位について」韓国・中央大学校国際会議『言語の維持と変容』韓国・中央大学校, pp.1-7, 2007年11月
- ・朝日祥之「サハリンに残存する日本語の特質について—二拍名詞のアクセントを手がかりとして—」『社会言語科学会第21回大会発表論文集』, 2p., 2008年3月

【研究課題名】「デジタル版山梨方言辞典」作成のための調査研究とデータ構築 (若手研究B)

【研究期間】平成17年度～19年度（3年次）

【研究組織】代表者：吉田雅子

【研究概要】

研究代表者がこれまで従事していた、デジタル山梨方言辞典・データベース作成と成果公開を継続し、山梨方言辞典の完成を目指して調査研究とデータ構築を行う。期間内に設定する研究計画は以下6点。(1)山梨方言資料860点余の一次調査と電子化、(2)同資料主要30点の詳細調査、(3)年次累積形式でのデータ公開（CD-ROMと冊子の作成）、(4)年次ごとの作業知見の報告、(5)方言の電子辞典・データベース作成方法の公開と方法の理論化、(6)未見・未入手資料の探索調査。

方言研究後進地域である山梨県地域を対象に行われる当該研究によって、山梨方言研究のレベルアップが望まれる。また全国規模の方言研究にとってこの地域の基礎資料作成が望まれている。本研究は、このような期待に応え、さらにデータ公開とその方法の理論化によって全国的・総合的な方言研究・言語研究にも寄与するものである。

【研究実施状況】

- ① 未見・未入手資料の探索調査と、方言音声資料収集調査のため、3日間の出張を行った。また、研究発表のため、2日間の出張を行った。
- ② 収集資料の電算データ化を行った。データ整理に84日人を投入し、63資料・24,092項目を入力した。その結果、山梨県方言資料182点の一次調査と電子化が完了し、辞典用データ項目総数は138,632項目となった。
- ③ 平成19年度中に電算化したデータを加工し、平成18年度以前に加工したデータ分と併せて『デジタル版山梨方言集2007』（CD-ROM+冊子）を作成した。
- ④ 平成19年度中の作業による知見を報告書としてまとめ、③のCD-ROMに収録した。

【研究成果】

- ・吉田雅子「『口語法分布図』と『方言分布全国地図』」、長野・言語文化研究会：松本市あがたの森文化会館、2007年4月、口頭発表
- ・吉田雅子「方言関係新刊書目」、『日本方言研究会第84回研究発表会発表原稿集』（日本方言研究会）、pp71-79、2007年5月
- ・吉田雅子「『口語法分布図』と『方言文法全国地図』」、『日本語学 臨時増刊、方言文法全国地図をめぐって』26-11、pp44-56、2007年9月
- ・吉田雅子「甲信越」、『地方別方言語源辞典』、東京堂出版、pp95-113、2007年9月
- ・吉田雅子「附録：参考になる調査票目録」、ひつじ書房、pp189-207、2007年11月
- ・吉田雅子「方言関係新刊書目」、『日本方言研究会第85回研究発表会発表原稿集』（日本方言研究会）、pp72-76、2007年11月
- ・吉田雅子『デジタル版山梨方言集2007』（科学研究費補助金若手研究B（研究代表者：吉田雅子）研究成果報告書）、（CD-ROM+冊子）、2008年3月
- ・吉田雅子編『奈良田方言調査報告書』（実践女子大学文学部国文学科開講科目国語学研究C：調査報告書）、2008年3月

【研究課題名】「外国人にとってわかりにくい日本語」の判断基準に関する調査研究 (若手研究B)

【研究期間】平成18年度～20年度（2年次）

【研究組織】代表者：植木正裕

【研究概要】

日本に住む外国人の増加に伴い、自治体の言語サービスの充実や、大規模災害時の緊急性の高い情報の伝達的手段として、共通言語としての日本語でわかりやすく情報を伝えることへの注目が高まっている。しかし、どのような表現がわかりやすい(わかりにくい)のかという点については明確な基準になるものがない。そこで本研究では、「外国人にとってわかりにくい日本語」に関わる要因を洗い出し、わかりにくさを客観的に比較・判断するためのデータ・ツールを作成することを目的とする。

本研究の成果は、外国人にとってわかりやすい日本語を考える際の手助けになるだけでなく、日本語能力試験など日本語力を問う枠組みを検討する際の有益な資料にもなると考えられる。

【研究実施状況】

1. 辞書、コーパスなどの各種言語資料を継続的に収集した。

辞書：日本語辞書と対訳辞書での見出し単位や語義区分の違いなどの判断材料

平成19年度は対訳辞書を中心に収集した。

コーパス：語彙の出現頻度、語形ごと・語義ごとの出現頻度の調査対象

平成19年度は構文情報付きコーパスやコーパスから抽出されたn-gramデータなどを収集した。

2. 辞書の表記や語義に対して、外国人に対する日本語教育の初級段階の学習項目かどうかの判定を行った。

① 一般には、「初級」「中級」「上級」の3段階、あるいは、日本語能力試験「4級」「3級」「2級」「1級」という区分で日本語の難易度や学習項目が考えられることが多い。しかし、本研究では、日本語能力が初級程度の外国人にとってわかりにくいかどうかを判定するため、「わかる」「わかりにくい・わからない」の2段階の区分とする。

- ・表記の難易度(語彙の学習段階と、その語彙で使用される漢字の学習段階のずれ)
- ・語義ごとの難易度(日本語能力試験は語義ごとの級別を定義していない)
- ・類義語や対義語との難易度の上下(言い換えや補足に使えるかどうか)

② 中規模の国語辞典に採録されている動詞・形容詞・形容動詞・副詞(擬音語・擬態語を除く)について判定を行うが、このうち平成19年度は日本語能力試験「4級」「3級」に含まれる動詞を対象に作業を行った。

3. コーパスを用いて出現頻度による判定を行うための観点の整理を行った。

- ・出現語形や共起要素の偏り
- ・類義語同士の出現頻度による順位付け

4. 語彙に関する具体的な事例の収集を継続的に行った。

【研究成果】

- ・複数の語彙資料を横断的に比較分析するための基礎資料
- ・わかりにくさを判断するための観点一覧(作成中)
- ・各語彙の表記や語義に対する難易度判定(作成中)

【研究課題名】近代文語文を対象とした形態素解析のための電子化辞書の作成とその活用（若手研究B）

【研究期間】平成19年度～20年度（1年次）

【研究組織】代表者：小木曾智信

【研究概要】

本研究では近代語文語文の形態素解析を行うための電子化辞書を作成する。この辞書は、見出し・語形・書字形に階層化し、斉一な解析単位による言語研究に適したものとし、明治期に発行された辞書の見出し語情報などの近代語研究に役立つ情報を付与する。

この辞書と形態素解析器を組み合わせることで近代文語の形態素解析システムを完成させ、日本語研究者に利用しやすい形で公開する。また、このシステムによる解析結果を用いてコーパス言語学の手法による近代語の記述的研究を行う。

【研究実施状況】

現代語向けの辞書データベースUniDicに、近代語用の見出し語として機械的に生成できるもの（約3万語）、「太陽コーパス」作成時のデータを整備したもの（約7,000語）を登録した。

この辞書データと、別途作成した近代語コーパスデータ（第2回博報「ことばと文化・教育」研究助成を得て作成した、学習用コーパス約17.5万語、評価用コーパス約3万語）をもとに、形態素解析器「茶筌」及び「MeCab」による解析辞書の試験版を作成した。併せて、明治期に出版された国語辞典の見出し語の登録するための調査・データ整備を行った。

最新の解析辞書（Ver. 0.7）の解析精度は次のとおりであり、予想を超える高い精度を得ることができた。（未知語なしの約3万語で評価）

解析器	境界認定	品詞認定	語彙素認定
ChaSen	99.1538%	97.5539%	97.2661%
MeCab	99.6686%	98.5477%	98.2941%

【研究成果】

日本語コーパス関係者及び協力を得た近代語研究者に向けて解析辞書試験版（Ver. 0.6）の公開を行った。また、評価版（Ver. 0.7）をWeb上で一般公開する準備を完了した。

次の学会発表を行った。

- ・言語処理学会第14回年次大会・ポスター発表「近代文語文を対象とした形態素解析辞書の開発」（小木曾智信, 小椋秀樹, 近藤明日子）（2008年3月18日・於東京大学）

関連する研究として、次の学会発表を行った。

- ・日本語学会2008年度春季大会・発表（デモンストレーション）「日本語研究に適した形態素解析ソフトウェア「unidic」と「茶まめ」一」（小木曾智信, 小椋秀樹, 伝康晴）（2007年11月17日・於沖縄国際大学）

また、次の発表を受理された（予稿投稿済み）。

- ・日本語学会2008年度春季大会・発表（デモンストレーション）「近代文語文を対象とした形態素解析辞書：近代文語UniDic」（小木曾智信, 小椋秀樹, 近藤明日子）

【研究課題名】日本語学習者の語彙力および読解力の発展におけるメタ言語的スキルの役割（若手研究B）

【研究期間】平成19年度～20年度（1年次）

【研究組織】代表者：和田 志子

【研究概要】

本課題の主な目的は、非漢字系日本語学習者の語彙及び文字に対する認識力を測定するための実験用ツールを開発することである。第2言語である日本語に対する認識能力には大きな学習者間個人差があることは広く知られている。本研究では特に、語彙能力の熟達度における学習者間個人差とその原因である学習内要因に着目している。

本研究で期待される学術的な貢献は、心理言語学的な学習者内要因のうち文字認知能力について、学習者間個人差を測定することが可能になるという点である。また、本研究で開発するツールは回答速度を目標変数に含むため、連続的な熟達の度合いを表現できるようになる。

一方、従来のテスト方式の多くは回答の正誤のみを目標変数としている。そのため微細な学習者間個人差を測定したり、連続的な熟達の度合いを表現するための手段としては不十分である。本研究で開発するツールを提供することによって、熟達度やニーズを特定するための手段が提供されるという社会的貢献が期待される。

【研究実施状況】

平成19年度は、以下の3点を実施した。

(1) 実験用ソフトウェアの開発

実験課題を選定し、基幹となる実験用ソフトウェアを開発した。

(2) 実験材料の選定

実験ツールに搭載する実験材料を選定した。選定の際は、漢字の頻度等の社会的環境要因、品詞や形態素特性などの言語学的要因、文字数や画数などの視覚的要因、の3種の要因を用いて統制した。

(3) 実験ツール開発

上記(1)及び(2)に基づき、実験ツールの内容となるスクリプトを作成した。

デモ版が完成し、現在スクリプトを修正中である。また内容の拡充をしている。

資 料

独立行政法人通則法

(平成十一年七月十六日法律第百三号)

最終改正：平成一九年七月六日法律第一〇八号

(最終改正までの未施行法令)

平成十八年六月二日法律第五十号 (未施行)

平成十九年七月六日法律第百八号 (一部未施行)

第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)

第三節 設立 (第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等 (第二十九条—第三十五条)

第四章 財務及び会計 (第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人 (第五十一条—第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則 (第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則 (第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認め

られるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

（設立の手續）

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

（法人の長及び監事となるべき者）

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。

3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

（設立委員）

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

（設立の登記）

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。

3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員職務及び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、主務大臣が任命する。
- 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。
- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員（監事を除く。）の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないとき、その役員を解任することができる。
- 4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
 - 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

- 第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

- 第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
 - 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
 - 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。
 - 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べるすることができる。

（中期目標に係る事業報告書）

- 第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

- 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績に

ついて、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の成敗に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
- 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらか

じめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）
その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）
第一条第一項 の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(役員の服務)

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 役員（非常勤の者を除く。次項において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。
- 4 役員は、離職後二年間は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）の地位で、その離職前五年間に在職していた特定独立行政法人又は人事院規則で定める国の機関と密接な関係にあるものに就くことを承諾し、又は就いてはならない。ただし、人事院規則の定めるところにより、任命権者の申出により人事院の承認を得た場合は、この限りでない。

(役員の災害補償)

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法 の適用除外)

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。

(職員の給与)

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

- 一 労働者災害補償保険法 の規定
- 二 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八条，第二十八条（第一項前段を除く。），第二十九条から第三十二条まで，第六十二条から第七十条まで，第七十二条第二項及び第三項，第七十五条第二項並びに第百六条の規定
- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第百二十号）の規定
- 四 一般職の職員の給与に関する法律の規定
- 五 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の規定
- 六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項，第八条，第九条，第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定
- 七 一般職の職員の勤務時間，休暇等に関する法律 の規定
- 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条 から第九条 までの規定
- 九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項 及び第七条 の規定

2 職員に関する国家公務員法 の適用については，同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と，同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と，同法第六十条第一項中「場合には，人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と，「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と，同法第七十二条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と，同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と，同法第八十条第四項中「給与準則」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と，同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と，同法第八十一条の三第二項中「ときは，人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と，同法第百条第二項中「，所轄庁の長」とあるのは「，当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と，「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と，同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と，同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と，同法第百三条第三項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務し，又は勤務していた特定独立行政法人の長」と，同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条 及び第六条第三項 の規定の適用については，同法第五条第一項 中「俸給，扶養手当，地域手当，広域異動手当，研究員調整手当，住居手当，期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と，同条第二項 中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては，同法第三条第一項 に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と，同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項，第十五条及び第二十二条の規定の適用については，同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては，第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間から当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法（平

成十一年法律第百三号) 第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「二十時間」とあるのは「育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の一週間当たりの通常の勤務時間に二分の一を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

- 5 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、同法第三十九条第七項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。
- 6 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。
- 3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章(第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
- 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第五十四条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。
- 七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
- 八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。
- 5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 （平成十一年一月二五日法律第一四一号） 抄
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年一月二七日法律第一二五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年二月八日法律第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三一日法律第九八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日
（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成一六年一二月三日法律第一五四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百一十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二百二十四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

1 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第百六条 削除

(罰則に関する経過措置)

第百十七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八條の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二條(第十五号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年十一月七日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二條、第三條、第五條及び第七條並びに附則第六條から第十五條まで及び第十七條から第三十二條までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七條(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四條(理事等の特別背任)の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七條の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七條(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則 (平成一八年十一月一七日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一六日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

附 則 （平成一九年七月六日法律第一〇八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十六条までの規定 公布の日

二 第一条中国家公務員法第三十八条第四号の改正規定、同法第百九条の改正規定（同条第十二号に係る部分を除く。）、同法第百十条第一項の改正規定（同項第三号、第五号の二及び第十八号に係る部分を除く。）及び同法本則に二条を加える改正規定（同法第百十二条に係る部分に限る。）、第三条中独立行政法人通則法第五十四条の次に一条を加える改正規定（国家公務員法第百九条及び第百十二条の準用に係る部分に限る。）並びに附則第七条、第十条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）、第十一条（附則第七条の準用に係る部分に限る。）及び第三十条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（処分等の効力）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第十六条 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

2 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であった者に関する前項の規定の適用については、同項中「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」とあるのは、「最高裁判所規則」とする。

独立行政法人国立国語研究所法

公布：11年12月22日法律第171号

施行：平成13年1月6日

改正：平成12年5月26日法律第84号

施行：平成12年6月1日

改正：平成18年3月31日法律第24号

施行：平成18年4月1日

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第十一条）

第三章 業務等（第十二条・第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

第五章 罰則（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立国語研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立国語研究所とする。

（研究所の目的）

第三条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 研究所は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 研究所の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、研究所に追加して出資することができる。

3 研究所は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 研究所に、役員として、その長である所長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により所長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第八条 所長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 研究所の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国語研究所法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 研究所は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定に

よる整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた

児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和三十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時にいて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、必要があると認めるときは、研究所の成立の時にいて現に整備中の土地等（土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資することができる。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一二年五月二六日法律第八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青年の家等」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあっては、独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第百六十九号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第百七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続き退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として

の在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。
- 4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。
- 5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(国の有する権利義務の承継)

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

(青年の家等の解散等)

第九条 青年の家等は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

- 2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。
- 6 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 7 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 8 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行

政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

9 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条」とする。

10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

第十条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
（国有財産の無償使用）

第十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

独立行政法人国立国語研究所に関する省令

(平成十三年三月三十日 文部科学省令第三十四号)

(最終改正：平成十八年三月三十一日 文部科学省令第二十四号)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに独立行政法人通則法等の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成十二年政令第三百二十六号）第三十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人国立国語研究所に関する省令を次のように定める。

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号。以下「研究所法」という。）第十二条第一号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究に関する事項
- 二 研究所法第十二条第二号に規定する調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表に関する事項
- 三 研究所法第十二条第三号に規定する国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供することに関する事項
- 四 研究所法第十二条第四号に規定する外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修に関する事項
- 五 研究所法第十二条第五号に規定する附帯する業務に関する事項
- 六 業務委託の基準
- 七 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 八 その他研究所の業務の執行に関して必要な事項

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 研究所は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（研究所の最初の事業年度の属する中期計画については研究所の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 研究所は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 研究所に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 施設・設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途

(年度計画の作成に係る事項)

第四条 研究所に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 研究所は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務実績の評価に係る事項)

第五条 研究所は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項)

第六条 研究所に係る通則法第三十三条の事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第七条 研究所は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標期間における業務の実績について独立行政法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標期間の終了後三月以内に文部科学省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 研究所の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 文部科学大臣は、研究所が業務のため取得しようとしている償却財産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除額として計上するものとする。

(財務諸表)

第十条 研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 研究所に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 研究所は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 借入れを必要とする理由
- 二 借入金の額
- 三 借入先
- 四 借入金の利率
- 五 借入金の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払いの方法及び期限
- 七 その他必要な事項

(重要財産の範囲)

第十三条 研究所に係る通則法第四十八条第一項に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(重要財産の処分等の認可)

第十四条 研究所は、通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 研究所の業務運営上支障がない旨及びその理由

(積立金の処分に係る申請書の添付書類)

第十五条 研究所に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

(評価に関する庶務)

第十六条 研究所法附則第五条第三項及び第六条第二項に規定する評価に関する庶務は、文化庁文化部において処理する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 研究所の成立の際研究所法第五条第二項の規定により研究所に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとみなす。

附 則（平成十八年三月三十一日 文部科学省令第二十四号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

独立行政法人国立国語研究所業務方法書

平成18年 8月 4日
文部科学大臣認可

(目的)

第一条 独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人国立国語研究所法（平成十一年法律第百七十一号）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 研究所は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実に業務を運営しなければならない。

(調査及び研究)

第三条 研究所は、次に掲げる事項について、その特性に応じて基礎的・実践的な調査及び研究を行う。

- 一 国語の体系及び変異に関すること。
 - 二 国民の言語生活に関すること。
 - 三 外国人に対する日本語教育に関すること。
 - 四 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育についての情報及び資料に関すること。
- 2 研究所は、必要に応じて、前項に掲げる調査及び研究を国内外の機関等と共同で実施することができる。
- 3 前項の共同研究について必要な事項は別に定める。

(資料の作成及び公表)

第四条 研究所は、前条の調査及び研究に基づく資料を作成し、公表する。

- 2 前項の公表は、報告書の作成、学会誌への寄稿、ホームページへの掲載のほか、公開事業の実施等を通じて広く行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第五条 研究所は、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供する。

- 2 情報及び資料の提供に際しては、情報通信技術の活用を推進する。

(研修)

第六条 研究所は、外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行う。

- 2 前項の研修は、日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に普及させるための専門的研修とする。
- 3 研修の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(附帯業務)

第七条 研究所は、第三条から前条の業務に関連して、次の業務を行う。

- 一 外国人等の日本語教育指導者を養成するための大学院教育へ参画し、連携・協力を行うこと。
- 二 研究機関等の求めに応じ、援助及び指導を行うこと。
- 三 その他関連する業務を行うこと。

(業務委託の基準)

第八条 研究所は、第三条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由が存する場合には、外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 委託に関し必要な事項は、別に定める。

(契約方法)

第九条 研究所は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公示して申し込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(業務細則の作成)

第十条 研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、研究所の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

独立行政法人国立国語研究所の中期目標

平成18年 4月 1日
文部科学大臣指示

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のとおり定める。

(前文)

国語及び国民の言語生活等に関する調査及び研究はそれ自体重要な価値を有するものであるとともに、国語施策の立案、国語教育、外国人に対する日本語教育の基礎として重要であり、一層の振興を図る必要がある。

このため、研究所は、我が国唯一の国立の国語研究機関であることを踏まえ、国語研究の国語政策との連結や国語研究の研究成果等を基盤とした日本語教育研究等の事業展開に配慮しつつ、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究等を実施することを通じて、我が国の国語の改善及び国民の言語生活の向上並びに外国人に対する日本語教育の振興を図る上での基盤を支える中心的な役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

研究所が行う業務、特に科学的な調査及び研究については、客観的な手法で広範囲に収集された大規模なデータを多面的に分析することが必要であり、その成果を得るまでには長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

急激に進展する国際化、情報化など国語をとりまく社会状況の変化は、国民の言語生活に少なからぬ影響を与えている。研究所においては、このような現状を踏まえ、調査研究の柱となる基幹的調査研究を、中・長期的な視野に立って定期的かつ継続的に実施するとともに、その時々々の短期的な課題について喫緊課題対応型調査研究を実施し、その成果を文化庁における国語政策の企画立案資料及び文化審議会における国語政策の審議に資する資料として提供すること。

- (1) 基幹的調査研究は、時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問

題点・課題等を明らかにすることを目的として、次の調査研究を実施すること。なお、この調査研究の成果は、文化庁における国語政策の企画立案に資する基礎資料として提出すること。

- 1) 言葉としての国語そのものについての実態把握を効果的かつ効率的に行うため、既存の複数のデータベースを取り込みつつ、現代の書き言葉を対象とした大規模汎用データベースを構築すること。
- 2) 国語を使って生活する国民の言語行動・言語意識・言語能力の実態把握に資するため、過去の実態からの経年変化の継続的な把握・分析を行うとともに、現在の実態の迅速かつ効率的な把握・分析を行うこと。
- 3) 国語の改善及び国民の言語生活の向上に資するため、上記調査研究の成果を活用して、言葉の分かりやすさの観点から具体的な提案を行うこと。

(2) 喫緊課題対応型調査研究は、文化庁及び文化審議会等からの要請に基づき、国語の改善及び国民の言語生活の向上に関し、既に明かになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として企画・実施すること。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

在住外国人や国内外の日本語学習者の増加は、学習者の属性や学習目的の多様化を生み出しており、これに対応した日本語学習支援を図る必要がある。このため、研究所においては、国語研究の成果やそれを通じて得た知的財産を活用し、日本語学習上の配慮に関する研究成果を踏まえて、国語の国内外における正しい理解と普及を図る視点から、日本語教育に関する情報資料の作成・提供とそのために必要な基盤整備を行うこと。

(1) 日本語教育振興のために必要な共通的な基盤整備を行う視点から、国内外の日本語教育機関等に対し、日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる次の情報を作成し、利用しやすい形態で提供すること。

- 1) 日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報
- 2) 外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報

(2) 上記日本語教育情報を効果的かつ効率的に作成するための基盤整備として、日本語教育に関するデータベースを構築する。また、効率的、効果的な普及のためにインターネットを活用するとともに、日本語教育機関の指導者等を対象として研修・セミナーを年1回以上実施すること。研修・セミナー等による情報提供については、参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう、その内容・方法の充実を図ること。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等、国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果については、次の方法により積極的に情報を発信すること。

- 1) 学術誌への掲載や学会等での発表を促進し、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも増加させること。また、研究発表会の開催と査読付論文誌の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう、その内容の充実を図ること。
- 2) 成果普及図書等を作成する他、効果的に研究成果の普及広報事業を実施すること。

(2) 国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システム「日本語情報資料館」への一元化・強化を図ること。なお、情報提供システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させること。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、研究者交流、国際シンポジウム、連携大学院への参画等により、内外の関係機関との連携協力を促進すること。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

- 1 研究所の業務を円滑かつ効果的に遂行するため、組織見直し等効率的な業務運営を行うこと。
- 2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させること。なお、外部有識者の検証については、全員からおおむね「適切である」「有効である」との評価を得られるようにすること。
- 3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上の削減を達成すること。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革に準じた給与体系の見直しを進めること。

Ⅳ 財務内容の改善に関する事項

予算を効率的に執行するとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

- 1 積極的に外部資金の導入を図る等自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。
- 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

V その他業務運営に関する重要事項

- 1 非公務員化を踏まえ、他機関との人事交流の促進や任期付き研究員制度の導入により、研究所の業務の効果的な推進に資すること。

独立行政法人国立国語研究所の中期計画

平成18年 4月 1日
文部科学大臣認可

(序文)

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立国語研究所(以下「研究所」という。)が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」を実施し、次の3点に関して成果を得る。

ア 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベースを構築する。

イ 当該データベースを、国語政策の企画立案のための基礎資料の作成、自然言語処理、辞書編集、国語教育、日本語教育に係る教材の作成などに实际的に活用するための研究を行う。

ウ 一般国民や産業界、大学等に対し、インターネットを通じたデータ提供を行うため、その方法を開発し、これを実現する。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」を実施し、次の2点に関して成果を得る。

ア 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の様相を明らかにする。

イ 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を

把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を実施する。

- ③ 上記①及び②の調査研究の成果については、これにより明らかにされた国語に関する問題点・課題等について、文化庁との連絡協議の上、国語政策の企画立案や推進のための基礎資料として提出するほか、この成果を活用して、次の2点に関して、あるべき日本語像の具体的な提案を行う。

ア 分野別の「外来語」について、適切な言い換えや分かりやすい注釈など言葉遣いの工夫について提案を行う。

イ 公用文の言葉遣いや表記法等について、現代の国語使用の実態に即した「分かりやすく、親しみやすい」方向への改善例を提案する。

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的として、喫緊課題対応型調査研究を実施する。なお、教育現場及びマスコミ報道等で広く国民一般から提起された問題についても、適宜取り上げその解決に資する調査研究を実施する。

具体的には、例えば、文化審議会国語分科会で審議中の「敬語」「漢字」に関する調査研究、既に審議された「国語力」に関する調査研究を実施し、施策の遂行や審議に資する基礎資料を提出する。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

日本語教育機関において日本語学習内容の選定やカリキュラムの作成、教材や試験の作成における基盤的な資料として、学習項目の一覧と学習レベルごとの最低限の学習到達目標となる段階別の基準等を開発し、提供する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

対照言語学、比較文化、異文化間コミュニケーション等の研究成果を活用し、3,000語を対

象に用例用法，習得情報，誤用情報，指導情報等が内包された先導的かつ典型的なモデルとなる日本語学習のための電子版の辞書を開発，提供する。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

職務や生活に必要な日本語コミュニケーション力の効率的な向上のために，評価基準の項目等評価基準を開発し，提供する。また，この評価基準に基づくテストを開発し，典型的な日本語コミュニケーション力の測定手段として提供する。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し，普及させるために，次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

日本語教育情報を作成するための基盤として，大規模汎用日本語データベース等から抽出した国語の使用実態に関するデータと，日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。

② 成果の効果的・効率的な普及

日本語教育情報資料を普及させるとともに，関連する国語研究と日本語教育研究の成果に関する情報を提供する視点から，インターネットを活用するとともに，国内の日本語教育機関，国際交流基金，日本語教育関係団体，大学，留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員，日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象とする研修・セミナーを開催する。なお，満足度調査を実施し，参加者から80%以上の肯定的評価が得られるよう，その内容・方法の充実を図る。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等，国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため，調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化，テーマの重点化を図り，次の取組及び事業を実施する。

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進することとし，研究所全体として，中期目標期間中の誌上発表件数及び口頭発表件数を平成13年度から平成17年度までの合計件数よりも1割増加させ，また，研究発表会（年1回）と査読付論文誌（年2種）の刊行を行い，研究発表会については，参加者の80%以上から肯定的評価が得られるよう，その内容を充実させるなど，調査研究成果の公表の多様化と活発化を図る。

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用（メディアミックス）の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を年2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・講演会、施設公開等を実施する。

③ 電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施する。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム（日本語教育に関する情報・研究成果を提供）の基盤の「日本語情報資料館」への統合を実施するとともに、システムの強化と効率化を推進する。なお、システムの満足度調査を行い、システムの改善に反映させる。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として、蓄積された知見に基づき、国語施策の立案、国語教育等の充実に資するとともに、国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため、内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学、研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため、研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また、内外の関係機関との間で、研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに、国語教育に資するため、大学及び関係機関との連携協力を行う。

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み、諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し、日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウム（隔年）を開催する。

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される、日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

II 業務運営の効率化に関する事項

1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。

2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。

(1) 自己点検・評価委員会において、毎年度、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、毎年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を毎年度実施する。

3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の15%以上、事業費（退職手当及び特殊要因の増加分を除く。）の5%以上を削減する。

具体的には、下記の措置を講じる。

(1) 一般競争入札による外部委託を推進することにより、業務運営を効率化する。

(2) 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進する。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、民間賃金との地域差、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえて、給与体系の見直しに取り組む。

III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

また、研究所の業務の効率化を進めるとの観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ

予算による運営に努める。

- 1 予算（中期計画中の予算） 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、2億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、調査研究、情報提供、内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに、これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 非公務員化を踏まえ、調査研究の機動的実施など研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに、職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その人件費総額の抑制を図る。

(参考1)

- ① 期初の常勤職員数 61人
- ② 期末の常勤職員数の見込み 57人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込額 2,495百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

【別紙】

平成18年度～平成22年度予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5, 479
受託収入	20
著作権使用料・施設使用料等	46
計	5, 545
支 出	
業務経費	2, 280
うち調査研究事業費	1, 315
日本語情報資料収集事業費	965
一般管理費	282
受託事業費	20
人件費	2, 963
管理部門	692
事業部門	2, 271
計	5, 545

[人件費の見積り]

期間中 2, 495 百万円を支出する。

一般管理費	582百万円
業務管理費	1, 913百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式とする。

[運営費交付金の算定ルール]

1) 業務部門人件費

毎事業年度の業務部門人件費 (P) については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

P(y) : 当該事業年度における業務部門人件費。P(y-1) は直前の事業年度におけるP(y)。

α : 効率化係数(業務部門人件費)。各府省の国家公務員について5年間で少なくとも5%の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の業務経費 (R) については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = \{R(y-1) - \varepsilon(y-1)\} \times \beta (\text{係数}) \times \theta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) + \varepsilon(y)$$

R(y) : 当該事業年度における業務経費。R(y-1)は直前の事業年度における R(y)。

$\varepsilon(y)$: 特殊業務経費。政府主導による重点施策等の実施等の事由により発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。 $\varepsilon(y-1)$ は直前の事業年度における $\varepsilon(y)$ 。

β : 効率化係数(業務経費)。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。事業の進展により必要経費が大幅に変わることを勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3) 管理部門人件費

毎事業年度の人件費 (Pk) については、以下の数式により決定する。

$$Pk(y) = Pk(y-1) \times \delta (\text{係数}) \times \sigma (\text{係数})$$

Pk(y) : 当該事業年度における管理部門人件費。Pk(y-1)は直前の事業年度におけるPk(y)。

δ : 効率化係数(管理部門人件費)。各府省の国家公務員について5年間で少なくとも5%の計画的削減を行うこととされている観点から事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、役員退職手当支給基準に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

4) 一般管理費

毎事業年度の一般管理費 (Rk) については、以下の数式により決定する。

$$Rk(y) = Rk(y-1) \times \pi (\text{係数}) \times \theta (\text{係数})$$

Rk(y) : 当該事業年度における一般管理費。Rk(y-1)は直前の事業年度における Rk(y)。

π : 効率化係数(一般管理費)。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、事業の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

θ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

5) 自己収入

毎事業年度の自己収入（受託研究を除く。）（E）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$E(y) = E(y-1) \times \mu \text{ (係数)}$$

E(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り額。E(y-1) は直前の事業年度における E(y)。

μ : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

6) 運営費交付金

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = P(y) + R(y) + Pk(y) + Rk(y) - E(y) \times \lambda \text{ (係数)}$$

A(y) : 当該事業年度における運営費交付金。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

- 運営費交付金の見積りについては、中期計画期間中に、人件費（△5%（退職手当等を除く））、一般管理費（△15%）、業務経費（△5%）と仮定した場合における試算。
- 人件費の見積りについては、 σ （人件費調整係数）は一律1として試算。
- θ （消費者物価指数）は、1として試算。
- 自己収入の見積りについては、 μ （収入政策係数）は2%として試算。
- λ （収入調整係数）は、一律1として試算。

収 支 計 画

平成18年度～平成22年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	5, 525
調査研究事業費	1, 265
日本語情報資料収集事業費	915
一般管理費	232
受託事業費	20
人件費	2, 963
管理部門	692
事業部門	2, 271
減価償却費	130
収益の部	5, 525
運営費交付金収益	5, 329
受託収入	20
版權使用料・施設使用料等	46
資産見返運営費交付金戻入	100
資産見返物品受贈額戻入	10
資産見返寄付金戻入	20

資 金 計 画

平成18年度～平成22年度資金計画

独立行政法人国立国語研究所

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5, 545
業務活動による支出	5, 395
投資活動による支出	150
資金収入	
業務活動による収入	5, 545
運営費交付金による収入	5, 479
受託収入	20
著作権使用・施設使用による収入	46

平成19年度独立行政法人国立国語研究所業務運営に関する計画

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定により、平成18年4月1日付け18庁文第6号で認可を受けた独立行政法人国立国語研究所中期計画に基づき、平成19年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献に関して、以下のことを実施する。

(1) 基幹的調査研究の実施及び成果の活用

時代ごとの言語文化としての国語の使用実態を記録・保存するとともに、国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する実態とその変化を把握・分析し、国語に関する問題点・課題等を明らかにするため、次のとおり研究課題を設定・実施するとともに、その成果の活用に取り組む。

① 研究課題「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」について、次のことを実施する。

ア. 過去30年の新聞、雑誌、書籍等から得たデータを基に、国語の実態把握に役立つ高精度の汎用データベースを研究開発し、既存の複数のデータベースのデータと合わせて大規模なデータベース構築を目指す。そのため、平成18年度に策定した全体計画に基づき、データベースに収録するテキストのサンプリング、著作権処理、電子化など、具体的な構築の各段階における作業を継続する。

イ. 当該データベースを実際的に活用するための準備的な研究、及びインターネットを通じたデータ提供を行うための基礎的な研究を進め、公開可能となったサンプルの試験的な公開を行う。

② 研究課題「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」について、次のことを実施する。

ア. 敬語・敬意表現に関して、同一地域における第3回目の継続的調査を愛知県岡崎市において実施し、敬語使用の実態と変化の模様を明らかにするために、予備調査を実施する。

イ. 言葉遣い、敬語、漢字、言葉の地域差等に関して、全国各地の中核的研究者、地域ごとに言葉に関心を持つ国民、全国の「ことば」ボランティアを相互にインターネットで結んだ「ことば」情報全国ネットワークを構築することにより、全国規模の「ことば」情報を迅速かつ

効率的に収集・分析するとともに、中・長期的な視野に立った国語の使用実態とその変化を把握するため、全国約1000地点で今後5年ごとに定期的かつ継続的に実施する調査の第1回目を進めるために、次のことを行う。

- ・平成18年度に実施した全国約1000地点での面接調査のデータを分析するとともに、その結果を踏まえて地域差にも目を向けた面接調査の第1年次調査を実施する。
- ・「ことば」情報全国ネットワークの構築に向けて、広域多人数調査(Web調査)を実施する。また、地域詳細調査(協力調査)のデータ集約方法の検討を引き続き行う。
- ・国民の文字生活について、文字認知能力の経年変化を明らかにするために、調査方法の検討を行う。

③ 上記①及び②の調査研究の成果の活用等については、次のことを実施する。

ア. 国語政策の企画立案や推進に役立つ基礎資料の提出に向けて、下記(2)の喫緊課題を含む問題点・課題等について文化庁との連絡協議を行う。

イ. 平成18年度に行った検討を踏まえ、医療・介護の分野を対象として、「病院の言葉を分かりやすくする提案」(仮称)を行うために、「病院の言葉」委員会(仮称)を組織し、提案のための検討を進める。また、データベースを活用して検討に必要な資料を整備する。

(2) 喫緊課題対応型調査研究の実施

国語に関して既に明らかになっている課題の解決や、具体的な施策の遂行等に、個別的に直接的な貢献をすることを目的とする喫緊課題対応型調査研究については、次の①及び②を実施する。

① 文化審議会国語分科会で審議中の「漢字」について、審議に資する基礎資料を作成し提出する。なお、「国語力」については、上記(1)②イの、文字認知能力の経年変化を明らかにするための研究に関連付け、その中で実施する。

② 電子政府の基盤を支える「漢字情報データベース」の構築を更に進める。

2 日本語教育機関等に対する日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる情報の提供に関して、以下のことを実施する。

(1) 日本語教育情報資料の作成・提供

日本語教育の内容の質的向上を図るための指針となる「日本国内における実際のコミュニケーション場面で使用されている我が国の国語の最新の使用実態に関する情報」と、「外国人が正しい我が国の国語を認識して、実態に即した使い方を学習するために目標とすべき日本語に関する情報」を国内外の日本語教育機関等に的確かつ効果的に提供するため、これらの情報の内容・提供方法に関する研究開発を行い、その成果をもとに日本語教育機関が利用しやすい次の3つの形態で提供する。そのために、大学との研究交流や新たに日本語教育機関等からの共同研究員の参加を得て、以下のことを実施する。

① 学習項目一覧と段階別目標基準の開発

- ・外国人が日本で生活で遭遇するコミュニケーション場面のリストを、海外における移民等に対する自国語教育を参照しつつ作成する。
- ・作成したリストをもとに、日本語の使用実態及び外国人と日本人のニーズについて調査する。

② 日本語学習のための用例用法辞書の開発

- ・記述上特に問題になる項目について試験的に辞書記述を行い、問題点を整理する。
- ・中期計画中に作成する辞書のモデルのデザイン、規模、作業工程を確定する。

③ 学習目的別の日本語能力評価基準の開発

- ・学習者の書き言葉に対する日本語母語話者・学習者の評価意識について、質的・量的調査を継続する。
- ・話し言葉でのコミュニケーション目的達成に必要な言語運用能力についての検討を継続する。

(2) 日本語教育情報の作成基盤の整備及び成果の普及

上記日本語教育情報資料を効果的かつ効率的に作成し、普及させるために、次の調査研究及び事業を実施する。

① 日本語教育データベースの構築

上記(1)の①、②及び③の開発に必要な日本語教育情報を作成するために、国語研究の成果から抽出した使用実態に関するデータと、日本語教育研究の成果や日本語教育現場からの情報収集から得られた誤用例や習得難易度情報などの日本語の教育・学習データにより構成される日本語教育データベースを構築する。そのために、以下のことを実施する。

- ・日本語教育情報発信環境の整備を進める。
- ・日本語教育の基盤となるデータや情報資料の作成、収集、データベース化、公開を進める。
- ・「にほんご学びネット」のプログラムの実験開発を行う。
- ・関連機関・関係者との連携を推進する。

② 成果の効果的・効率的な普及のため、次のことを行う。

- ・上記①を踏まえ、インターネットの活用による成果物の迅速な公開、公開情報の活用実態の把握に努める。あわせて基盤情報の流通に関する検討を行う。
- ・前項(1)の①、②、③から得られた知見を含む日本語教育研究や国語研究の成果、並びに(2)

①の公開情報に基づき、80%以上の参加者から肯定的な評価を得られる内容で、国内の日本語教育機関、国際交流基金、日本語教育関係団体、大学、留学生関係機関等における教育カリキュラム作成担当職員や試験問題作成担当職員、日本語教育教材開発企業等の関係者などを対象としたセミナーを開催する。

3 調査研究の成果公表及び資料・情報の提供等、国民に対する効果的かつ効率的な情報発信

(1) 調査研究成果の公表及び普及広報事業

国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する調査研究の成果に関する情報を発信するため、調査研究成果の公表の多様化・活発化並びに普及広報の媒体の複合化、テーマの重点化を図り、次の取組及び事業を実施する。

① 調査研究成果の公表

学術誌への掲載や学会等での発表を促進する。また、研究発表会(年1回)と査読付論文誌(2種「日本語科学」、「日本語教育論集」)の刊行を行い、研究発表会については、参加者の80%以上から肯定的評価が得られるようにする。

② 普及広報事業の総合的な企画・運営の実施

研究所の調査及び研究の成果の効果的かつ効率的な普及広報を実施するため、時宜に応じた重点テーマの設定、普及・広報媒体の複合的利用(メディアミックス)の活用などの措置を講じ、これを基軸として、下記のような媒体等を総合的に活用し、運営する。

- ・『新「ことば」シリーズ』など成果普及図書を2種作成する。
- ・ホームページ等のインターネットによる普及広報を実施する。
- ・国立国語研究所概要等を作成する。
- ・「ことば」フォーラム、施設公開等を実施する。

③ 電話質問への対応

国民一般からの「言葉」に関する電話質問等への対応を実施するとともに、質問応答内容の記録、蓄積を行う。

(2) 情報・資料の収集・整理等と情報提供システムの強化・効率化

国語や日本語教育に関する情報・資料の継続的な収集・整理を行うとともに、情報提供システムの一元化・強化を図るため、次の取り組みを行う。

① 情報・データの収集・作成

情報の効率的な蓄積のため、情報収集方法の改善を進めつつ、研究文献、情報資料の収集や目録・データの作成を実施する。また、研究所が所有・蓄積する情報・資料の電子化を推進し、情報内容の充実を図る。

このため、次のことを行う。

- ・日本語・日本語教育に関する図書の継続的な収集・整理，目録整備を行う。
- ・国語に関する研究文献情報等を収集・整理し、『国語年鑑2007年版』を編集，刊行する。
- ・日本語教育に関する研究文献情報等を収集・整理し、『日本語教育年鑑2007年版』を編集，刊行する。
- ・国民の言語生活に関し，新聞記事からの情報収集，並びに記事目録データベースの追加更新，公開を継続する。
- ・国語に関する動向や資料を一般向けに整理した『日本語ブックレット2006』を編集し，Webでの公開を行う。
- ・資料整備計画に基づき，蓄積資料の整理，目録の作成を進める。
- ・電子化研究資料，データベースなどの整備を推進し，電子化報告書，電子化資料などのインターネット，CD-ROM等による公開を行う。

② 情報の集積・提供システムの整備・改善

「日本語教育ネットワーク」システム(日本語教育に関する情報・研究成果を提供)の基盤の「日本語情報資料館」への統合を踏まえ，日本語情報資料館システムの改善・強化に向け，システムの整備・運用を継続し，情報内容の管理を行う。

4 現代日本語の専門研究機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力

世界で唯一の現代日本語の専門研究機関として，蓄積された知見に基づき，国語施策の立案，国語教育等の充実に資するとともに，国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する研究の振興等に積極的に貢献するため，内外の関係機関との間で次の連携協力を促進する。

(1) 研究者の受入及び派遣等

内外の大学，研究機関及び行政機関等との研究交流等を促進するため，研究者の受入や研究所の研究員の派遣を行う。また，内外の関係機関との間で，研究交流や事業推進上の必要に応じて協定の締結や意見交換を行うとともに，国語教育に資するため，大学及び関係機関との連携協力の在り方について検討する。

(2) 国際シンポジウムの開催

日本語の国際的な広がり鑑み，諸外国の研究者に国際的な研究交流の場を提供し，日本語の研究・教育についての知見や情報を交換する国際シンポジウムを開催する。

(3) 連携大学院への参画

政策研究大学院大学や一橋大学との間で実施される，日本語教育等において指導的役割を果たす人材等を養成する連携大学院事業に参画する。

II 業務運営の効率化に関する事項

1 研究所の業務を円滑に効果的に遂行するため、適時な組織の見直し、業務量を勘案した柔軟な人員配置、資源配分の重点化等効率的な業務運営に取り組む。

2 研究所の業務運営について、定期的な点検・評価を行うとともに、外部有識者の検証を実施し、その結果を業務運営の改善に反映させるため、次の取組を行う。

(1) 自己点検評価委員会において、研究所の業務運営について自己点検・評価を行うとともに、年度途中において、各研究プロジェクト責任者からヒアリングを行い、その効果的な推進に資する。

(2) 研究所が行った自己点検・評価について、外部有識者による検証を実施する。

3 中期目標期間中の各事業年度を通じた運営費交付金対象業務の効率的な実施に努めることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、一般管理費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の15%以上、事業費(退職手当及び特殊要因の増加分を除く。)の5%以上の削減を実現するため、平成19年度においては、例えば、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、ペーパーレスを推進するなどして、一般管理費及び事業費の節減を図る。

4 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度予算を基準として、常勤役員及び常勤職員に係る人件費の5%以上を削減するため、平成19年度においては、平成18年度予算比で概ね1%の人件費削減を行う。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに今後の人事院勧告を勘案した給与改定分については、削減対象額から除く。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて平成18年度に導入した新しい給与体系を適切に運用する。これに関連して、職員の能力・業績を適正に判定するため新しい人事評価制度の試行を行う。

III 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金を積極的に導入するように努める。

- 1 予算 別紙のとおり
- 2 収支計画 別紙のとおり
- 3 資金計画 別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入を行う計画はない。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡，処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は，調査研究，情報提供，内外関係機関との連携協力の各事業の充実・向上に充てるとともに，これらに必要な施設・設備の整備に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 調査研究を効率的・効果的に実施するために，常勤職員のほか，客員研究員，特別奨励研究員，任期付研究員，契約職員，短時間勤務職員等の適正な配置と活用に努める。
- ② 大学や他の公私の団体等との人事交流を促進するとともに，職員の資質向上を図るための研修機会の提供に努める。

(2) 人員に係る指標

常勤職員については，その人件費総額の抑制を図る。

平成19年度 予算

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	1,129
受託収入	0
著作権使用料・施設使用料等	9
計	1,138
支 出	
業務経費	462
うち調査研究事業費	267
日本語情報資料収集事業費	195
受託事業費	0
一般管理費	57
人件費	619
管理部門	167
事業部門	452
計	1,138

[人件費の見積り]

今年度中567百万円を支出する。

但し、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、
超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平成19年度収支計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	1,138
調査研究事業	257
日本語情報資料収集事業費	185
受託事業	0
一般管理費	57
人件費	619
管理部門	167
事業部門	452
減価償却費	20
収益の部	1,138
運営費交付金	1,109
受託収入	0
著作権使用料・施設使用料等	9
資産見返運営費交付金戻入	10
資産見返物品受贈額戻入	5
資産見返寄付金戻入	5

資 金 計 画

平成19年度 資金計画

独立行政法人国立国語研究所
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	1,138
業務活動による支出	1,121
投資活動による支出	17
資金収入	
業務活動による収入	1,138
運営費交付金収入	1,129
受託収入	0
著作権使用・施設使用による収入	9

役 職 員 (常勤58名)

役 員	所 長 杉戸 清樹	研 究 員 朝日 祥之
	理 事 徳重 眞光	” 高田 智和
	監事(非常勤)窪川 秀一	” 米田 純子
	” 工藤眞由美	言語問題 グループ長 田中 牧郎
		グループ 主任研究員 三井はるみ
管 理 部	部 長 山本 昌博	情報資料部門 部 門 長 熊谷 康雄
総 務 課	課 長 田島 正幸	上席研究員 米田 正人
	課長補佐 仙波 恵子	資料整備 グループ長 井上 文子
総務係	係 長 関 達夫	グループ 研 究 員 森本 祥子
	一 般 職 員 鈴木美保子	” 磯部よし子
企画評価係	一 般 職 員 新井田貴之	” 小高 京子
人事係	係 長(兼務: 仙波 恵子)	” 中山 典子
会 計 課	課 長 富澤 広	文献情報 グループ長 伊藤 雅光
	課長補佐 五十嵐敏男	グループ 主任研究員 池田理恵子
財務係	係 長(兼務: 五十嵐敏男)	” 新野 直哉
	一 般 職 員 長谷川 愛	研 究 員 塚田実知代
経理係	係 長 大沼 徹	電話対応 グループ長 山田 貞雄
	一 般 職 員 戸谷 浩士	グループ
契約係	係 長 林 哲也	図書館担当 グループ長 (兼務: 熊谷康雄)
	一 般 職 員 木村 友恵	グループ 一般職員 綱川 博子
研究開発部門	部 門 長 相澤 正夫	
	上席研究員 吉岡 泰夫	日本語教育基盤情報センター
言語資源	グループ長 前川喜久雄	センター長 柳澤 好昭
グループ	グループ長 山崎 誠	主任研究員 嶋村 直己
	研 究 員 小椋 秀樹	整備普及 グループ長 野山 広
	” 小木曾智信	グループ 研 究 員 早田美智子
	” 柏野和佳子	用例用法 グループ長 井上 優
	” 小磯 花絵	グループ 研 究 員 植木 正裕
	” 丸山 岳彦	学習項目 グループ長 金田 智子
	” 山口 昌也	グループ 研 究 員 福永 由佳
	” 小沼 悦	評価基準 グループ長 宇佐美 洋
言語生活	グループ長 横山 詔一	グループ 研 究 員 森 篤嗣
グループ	主任研究員 大西拓一郎	
	” 尾崎 喜光	
	” 熊谷 智子	

予 算

年 度	歳 出 予 算			科学研究費補助金	
	人 件 費	事 業 費	合 計	件数	交付金額
	千円	千円	千円	件	千円
16	586,868	741,285	1,328,153 (1,321,035)	20	46,250
17	597,138	583,611	1,180,749 (1,173,631)	23	45,850
18	573,261	531,599	1,104,860 (1,095,999)	25	107,230
19	616,272	521,290	1,137,562 (1,128,524)	21	167,810

注) ① () は運営費交付金

②科学研究費補助金は、分担金、利息等を除く交付決定額を記載

建 物

平成17年2月1日から (立川市緑町)

名 称	独立行政法人国立国語研究所
構 造	S R C 地下4階 地下1階
建面積 ^{m²}	4,210. ⁸⁵
延面積 ^{m²}	14,523. ⁴⁹
建設年月	平成16.10

土 地

平成17年2月1日から (立川市緑町) 23,980^{m²}

独立行政法人国立国語研究所
平成 19 年度
事業報告書

2008 年 6 月 発行

独立行政法人 国立国語研究所
〒 190-8561 東京都立川市緑町 10-2
TEL. 042-540-4300
URL <http://www.kokken.go.jp>